

VII. 望ましい支援組織と制度のあり方(具体方策の提案)

1. 地域魅力を高める文化財支援体制のコンセプト

「既存組織を核にした緩やかなネットワークを形成」して、「地域全体の文化財支援総合調整主体」を明確にしながら、「官・民の効果的なパートナーシップ」の下で地域の文化財支援体制を構築する必要がある。

(1) 既存組織を核にした緩やかなネットワークを形成

- ・ 地域において、既に様々な団体がそれぞれの目的に準じた文化財支援の活動を展開している。活動理念や活動領域等、完全に一致するケースは稀であり、直接的な協働を行えない実態もあるが、文化財支援を通じた地域の魅力創出を共有することで、個々の団体の強みを活かしながら、地域全体の文化財支援に関する多様なニーズや課題に対して効果的に機能連携することが可能になる。
- ・ 地域全体の文化財支援の体制を効率的・効果的に構築する観点から、多様な組織が強みを活かした役割分担の下で機能連携を行い、あたかも一つの組織のようにシステム化されることが望ましい。
- ・ 所有者ニーズおよび支援団体ニーズにおいて、現状から補完が必要とされる支援メニューや課題に対しては、既存組織の活動を複合的に高度化する、または新たな支援組織が設立される必要がある。

(2) 地域全体の文化財支援調整主体の明確化

- ・ 既存組織を核にした緩やかなネットワークを形成し、地域全体の文化財支援体制をシステム化するためには、既存組織の個々の活動を把握し、効果的な役割分担を調整できる主体を明確に設定する必要がある。
- ・ 多様なニーズが存在する文化財支援に関する相談窓口を一本化するとともに、既存団体の利害関係を調整する機能を持つ主体が求められる。文化財支援の専門知識を有しながら、民間ノウハウを活かして展開されることが望ましいが、公益性を担保する観点から、広く認知された中心的な主体が不在の場合には、自治体の文化財担当課がその役割を担うことが期待される。

(3) 官・民の効果的なパートナーシップを構築

- ・ 文化財支援における官の強みとして、公共としての信用、制度設計、公的補助などが挙げられ、一方、民の強みとして、柔軟かつ大胆な発想、実効性の高い事業運営の模索、分野横断的な迅速な事業展開などが挙げられる。
- ・ 地域の文化財保護を共通の目的として、官と民が密な情報連携を行いながら、効果的な役割分担の下で地域全体の文化財支援体制を構築することが求められる。効果的な役割分担とともに、認定制度等を活用した各種権限の譲渡なども検討される必要がある。

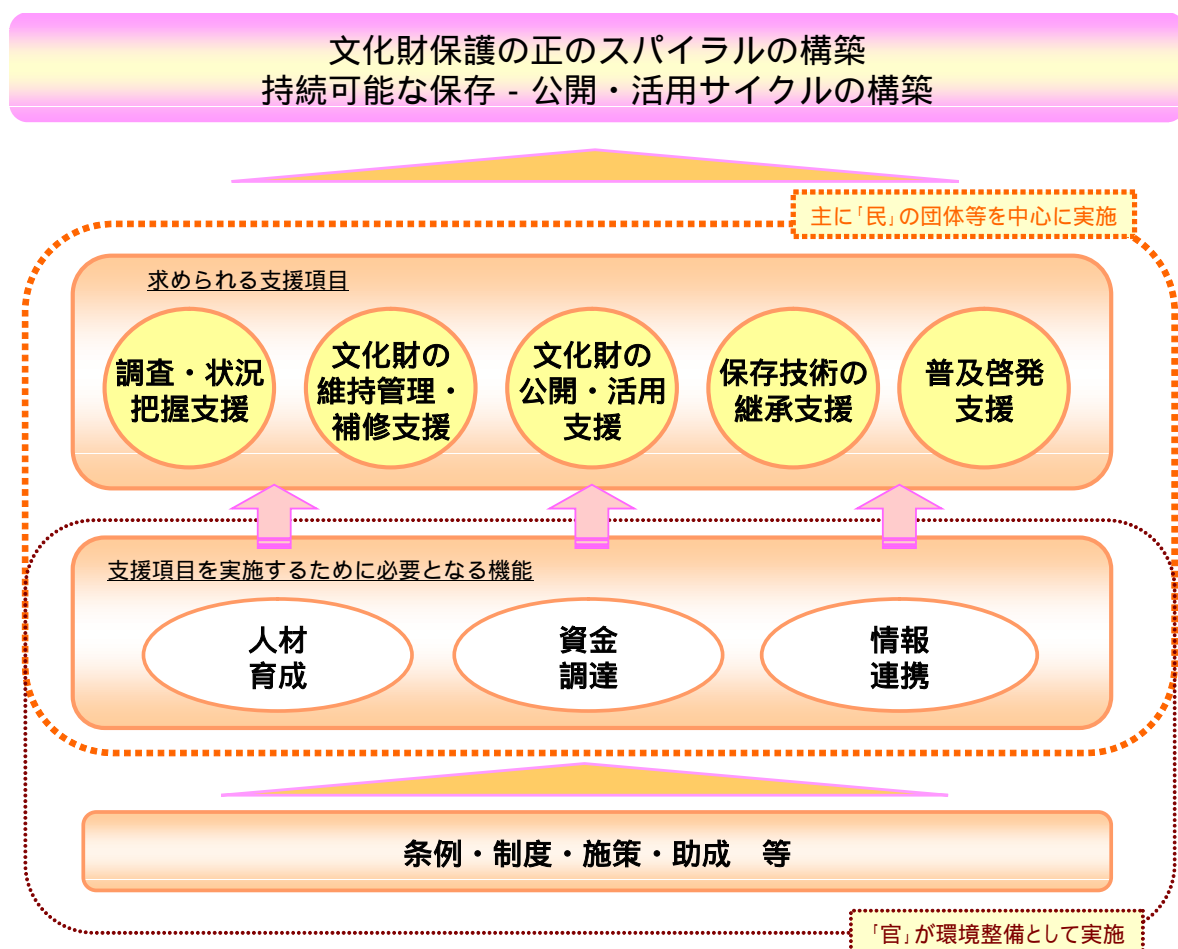
(参考) 地域でトータルに支える支援体制のイメージ



2. 文化財を地域に活かす文化財支援のあり方

所有者ニーズおよび各種文化財支援団体等の課題を踏まえると、文化財保護の正のスパイラル構築（公開・活用 - 保存サイクルの構築）に向けた支援項目として「調査・状況把握」「文化財の維持管理・補修」「文化財の公開・活用」「保存技術の継承」「普及啓発」があり、それぞれの支援項目を実施するにあたって強化が求められる機能として「人材育成」「資金調達」「情報連携」がある。また、それぞれの支援項目の実効性を高める制度等の整備も求められる。

図表 39：地域魅力を高める文化財支援のあり方



(1) 求められる支援項目と具体事業

- 文化財保護の正のスパイラル構築（公開・活用 - 保存サイクルの構築）に向けた支援項目として「調査・状況把握」「文化財の維持管理・補修」「文化財の公開・活用」「保存技術の継承」「普及啓発」がある。
- 以下の支援項目は、自由かつ柔軟な発想によって、きめ細かな、多様なメニューが求められるため、主に「民」の団体等が中心となって実施されることが望まれる。公共は既存の事業を深度化するとともに、民間の支援団体の旗振り役を務めながら、以下の支援項目の事業が活発に行われるような環境整備を進める必要がある。

図表 40：求められる支援項目と具体事業

支援項目	短期的フェーズ	中・長期的フェーズ	アウトカム
調査 現況把握		文化財の悉皆調査 文化財の定期的な保存状況の診断 未指定文化財の把握・調査	文化財の状況及び所在を細かく把握・管理
維持管理 ・補修	維持管理・補修支援体制の強化	状態に応じたこまめな補修の実施 新たな維持管理手法の開発・実施	常に良好な状態で文化財を維持管理 多様な関係者が連携して文化財の補修を支援
公開・活用	公開・活用手法の整理、一般化 公開・活用支援体制の強化 補修資金への適用の仕組みづくり	新たな公開・活用手法の開発・実施 新たな文化財ビジネスモデルの開発	多様な関係者が連携して文化財の公開・活用を支援 文化財の維持管理・補修の持続的な資金調達を補助 文化財を適切に活用した文化財産が確立
保存技術 継承	保存技術の継承状況の整理、把握 修復現場の公開強化・保存技術のPR強化	保存技術活用事業の検討・展開 技術伝承の仕組みの開発・運用	保存技術を活用可能な市場を維持 確かな保存技術を次世代に継承
普及啓発	既存関係者の意識向上・関係強化 多様な関係者の情報共有機能の強化	文化財教育カリキュラムの開発・実施 文化財関連メディアの開発・展開	多様な関係者の保護に対する意識の醸成を支援 多様な関係者を巻き込む高い情報発信力を保有

調査・状況把握に関する具体事業

1) 文化財悉皆調査の実施

- 必要に応じた適切な補修を実施するために、地域に存在する文化財の状態を定期的に調査して、リアルタイムな情報を管理する必要がある。補修の緊急性が特に高いものを判断するような仕組みも求められる。
- また、未指定文・未登録文化財の消失を未然に防ぐために、各種文化財の所在並びに状況を把握する必要がある。

- ・ また、収集したデータを地域の財産としてデータベース化し、所有者の意向を尊重しながら地域で文化財を守り育てていくことが望まれる。
- ・ 調査の実施に当たっては、既存の保存・維持管理に関する支援団体を中心に行うが、地域全体の調査を効果的・効率的に実施しようとする、一定レベルの目利きができて信頼される人材を多く必要とするため、公的な基準を明確にした目利き人材の育成が求められる。

2) 定期的な訪問診断の実施

- ・ 専門家に訪問してもらい、所有する文化財の保存状態を診断して欲しいというニーズがある。
- ・ 文化財の診断、目利きのできる人材の増員が実施の条件となる。また、診断料金、負担の方法など、詳細の設定が必要になる。
- ・ 定期的な訪問診断の実施に当たっては、既存の保存・維持管理に関する支援団体を中心に実施するが、多くの文化財に対して効果的・効率的に実施しようとする、一定レベルの目利きができ、かつ信頼性できる人材を多く必要とするため、公的な基準を明確にした目利き人材の育成が求められる。

3) 未指定・未登録文化財の把握・調査

- ・ 未指定・未登録文化財に対する専門家の価値の調査を受けたいというニーズがある。
- ・ 価値の調査だけでなく、文化的価値の高い財の目録を作成したり、指定・登録に向けた基礎資料を作成したりする複合的なサービスも必要になる。
- ・ 未指定・未登録文化財の把握・調査に当たっては、既存の保存・維持管理に関する支援団体を中心に実施するが、潜在的な非常に多くの文化財に対して効果的・効率的に実施しようとする、一定レベルの目利きができ、かつ信頼性できる人材を非常に多く必要とするため、公的な基準を明確にした目利き人材の育成が求められる。

維持管理・補修に関する具体事業

1) 維持管理・補修支援体制の強化

- ・ 文化財の維持管理をサポートしてくれる団体や、確かな補修を行える技能者や団体の紹介など、既存の関係者の所在を明らかにして、文化財所有者に周知していくことが必要である。
- ・ 文化財保存で使用する資材(防虫剤・防湿剤)の提供、文化財支援の公的な制度を利用するための手続き支援、美術工芸品等を安心して任せられる保管先(美術館等)の情報提供など、多様な支援メニューを用意することが望まれる。
- ・ 維持管理・補修支援体制の強化に当たっては、既存の保存・維持管理に関する支援団体のネットワークを強化することで、維持管理・補修に関する所有者の多様な相談を地域全体で把握する。また、支援団体のネットワークと保存技術を有する団体や職人のネットワークを強化することで相談に対する解決策の実行力を高めていく。

2) 状態に応じたこまめな補修の実施

- ・ 的確に診断された保存状況をもとに、深刻な状況になる前にこまめな補修を実施する。
- ・ こまめな補修を実施する環境整備にあたっては、確かな技能者が関われる環境や、透明性の高い補修費用の設定がなされていることなどが条件となる。
- ・ 状況に応じたこまめな補修の実施に当たっては、保存・維持管理に関する支援団体のネットワークが、所有者と保存技術を有する団体や職人のネットワークの調整役として機能することが望まれる。

3) 新たな維持管理手法の開発・実施

- ・ 様々な理由により、どうしても所有が困難になった文化財に対して、地域で支える手法を開発し、実施する必要がある。
- ・ 該当する文化財を熟知したスタッフを中心に、適切な活用を行いながら円滑な維持管理を行う。所有と使用に関する法制度及び税制の柔軟な運用など、制度面での支援の充実が望まれる。
- ・ 新たな維持管理手法の開発・実施に当たっては、保存・維持管理に関する支援団体のネットワークを中心に、国及び自治体が、所有者と保存技術を有する団体や職人のネットワークの調整役として機能することが望まれる。

公開・活用に関する具体事業

1) 公開・活用手法の整理、一般化

- ・ 適切に行われている公開・活用の手法を幅広く収集し、文化財の種類別に一般化を行い、公開・活用を考えている所有者が安心して実施できるような仕組みやツールを作成する必要がある。（公開・活用講習会の開催、公開・活用ガイドブック、公開・活用マニュアルの作成・配布など）
- ・ 公開・活用手法の整理、一般化に当たっては、既存の公開・活用支援団体が、これまでの実績や蓄積されたノウハウを整理し、広く活用されるような形で編集していく必要がある。

2) 公開・活用支援体制の強化

- ・ 文化財の公開・活用をサポートしてくれる団体や、公開・活用の際に重要になるプロモーション、ボランティアの派遣など、公開・活用の手法に応じた支援主体の所在を明らかにして、文化財所有者に周知していくことが必要である。
- ・ 公開・活用支援体制の強化に当たっては、既存の公開・活用に関する支援団体が類似団体との情報交換を促進して、多様な知恵を共有することでネットワークを強化する必要がある。公開・活用に関する所有者の多様な相談を地域全体で把握するとともに、文化的な活動を行う市民団体や学生ボランティア等の協力を受けながら、所有者のニーズに応じた公開・活用の方策を提供する。

3) 補修資金への適用の仕組みづくり

- ・ 公開・活用による見学料等を補修費用へ補填する取組は、各々で行うこと(自助)が基本となるが、地域魅力を総合的に高めるためには、互助の仕組みをつくっていくことも望まれる。
- ・ 補修資金への適用の仕組みづくりに当たっては、公開・活用に関する支援団体ネットワークを中心に、公開・活用によって得られた見学料等の資金を効果的に補修へ適用されるような仕組みを検討する。

4) 新たな公開・活用手法の開発・実施

- ・ 既存の公開・活用手法に加えて、新たな関係者の参画による新たな手法を開発・実施する必要がある。各種教育機関や、意識の高いファン、地域の市民活動との連携など、新たな試みが多く生まれてくることが望まれる。
- ・ 新たな公開・活用手法の開発・実施に当たっては、既に公開・活用の実績がある支援団体を中心に、教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系等の大学、まちづくりを展開している市民団体等のニーズをマッチングさせながら実施する。

5) 新たな文化財ビジネスモデルの開発

- ・ 結婚式場の活用、画像のライセンスビジネス、飲食店での使用など、民間事業者のノウハウを活かしながら、適切な補修を行いながら適切な公開・活用を推進していく必要がある。
- ・ 多様な民間事業者に対して、文化財に関する知識や情報を正確に踏まえた上で、様々な可能性を提案してもらえるような仕組みも求められる。
- ・ 新たな文化財ビジネスモデルの開発に当たって、細かい契約手続き、各種制度面の特例等、制度面での諸課題が多く発生することが想定されるが、文化財保護のためにも創造的な取組の展開を尊重し、前向きに検討していく必要がある。
- ・ 新たな文化財ビジネスモデルの開発に当たっては、既に公開・活用の実績がある支援団体を中心に、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、文化財の適切な公開・活用に理解がある幅広い事業者のアイデア提案を受ける形で実施する。

保存技術の継承に関する具体事業

1) 保存技術の継承状況の整理、把握

- ・ 職人・技師・庭師を初めとする技能者・技術者の高齢化・減少等で、文化財の修復に対して長期的に協力してもらえる技能者・技術者の確保が課題となっている。
- ・ はじめに、地域の保有する保存技術の状況を把握する必要があり、現存するすべての技術を集約して情報が整理されることが望まれる。
- ・ 保存技術の継承状況の整理、把握に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークを中心に、保存技術を保存している団体、職人の保有技術を収集し、整理を行う。

2) 修復現場の公開強化・保存技術の PR 強化

- ・ 文化財の修復現場が公開されやすい環境整備が進められているが、保存技術の社会的有用性を広く発信するため、さらに幅広い公開強化・多様な機会における PR 強化が望まれる。
- ・ 同時に、所有者も文化財保存のための技術的な知識をもっと得たいというニーズがあり、保存技術者のチャンネルを拓く観点からも、技能者が状況に応じて基礎的な保存知識を提供する機会を増やしていくことが望まれる。
- ・ 修復現場の公開強化・保存技術の PR 強化に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって、整理された保存技術を発信する場づくりを行う。場づくりには、教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系等の大学、まちづくりを展開している市民団体、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、多様な関連主体を巻き込みながら実施する。

3) 保存技術活用事業の検討・展開

- ・ 活用されなければ消失してしまう危険性を孕んでいる保存技術に対して、民間市場が積極的に活用するような取組を推進する必要がある。
- ・ 当初はまちなみ修景などの公共事業に効果的に保存技術を組み込むなど、公の市場環境を整えるような支援が望まれる。
- ・ 保存技術活用事業の検討・展開に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体が主たる事業において、保存技術を活用しながら実施する。また、その社会的必要性から公的支援の期待も高く、公共事業における保存技術の活用を可能な範囲で推進することが求められる。

4) 技術伝承の仕組みの開発・実施

- ・ 専門的な民間事業者や保存組合等で行われている技術伝承の取組であるが、認知度を高め、有用性をさらに発信していくために、保存技術に対して身近な環境を形成していくような学校教育との連携等を強化することが求められる。
- ・ 技術伝承の仕組みの開発・実施に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体を中心に、幅広い形態で検討される必要がある。次世代の担い手の育成に向けた美術系大学などとの連携や、保存技術のアーカイブ化にむけた政策系・工学系大学やメディア事業者などとの連携など、幅広い視点から保存技術伝承のあり方を検討する必要がある。また、公的な文化財保存技術の養成機関の設置なども望まれる仕組みの一例である。

普及啓発に関する具体事業

1) 既存関係者の意識向上・関係強化

- ・ 未指定・未登録文化財も含めた所有者に対する講演会やセミナーを開催してほしいというニ

ーズがある。特に、助成制度や活用可能な支援制度に対する要望が多い。

- ・ また、所有者のなかで、公開・活用に対する意識の温度差がある。適切に公開・活用している先進事例を周知しながら、公開・活用の気運を高めていくような支援の必要性は高い。
- ・ 一方で、文化財に関する地域の意識を高めるような講演会やセミナーが欲しいというニーズもある。文化財の公開時の混雑対応や美化など、周辺地域への配慮が課題となる。
- ・ 既存関係者の意識向上・関係強化に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって、教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系等の大学、まちづくりを展開している市民団体、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、多様な関連主体を巻き込みながら実施する。

2) 多様な関係者の情報共有機能の強化

- ・ 新たな関係者を文化財保存活動に巻き込んでいく仕組みが望まれている。巻き込む対象のニーズを把握して、効果的な媒体、手法で実施される必要がある。(文化財にあまり興味のない人でも接点を持つことができ、支援に興味を持ってもらえるように、様々な分野・領域において文化財支援の窓口、情報提供を実施する)
- ・ 多様な関係者の情報共有機能の強化に当たっては、既存の関係者のそれぞれの活動において、「知る・学ぶ」、「関わる・体験する」機会を増やし、地域内外の新たな関係者を巻き込み、文化財支援の理解と参画を自然な形で促進する。

3) 文化財教育カリキュラムの開発・実施

- ・ 文化的な知的欲求を満たしながら、文化財保護教育につながるようなカリキュラムを開発・実施することが望まれる。カリキュラムの開発は、児童教育から社会人教育まで、地域内外の幅広い年齢層に対してそれぞれ適切なカリキュラムを開発・実施する。(体験学習、文化財単位、文化財検定など)
- ・ 文化財教育カリキュラムの開発・実施に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって、商工会議所、教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系等の学識者等の参加の下、カリキュラムの開発・実施を行う。

4) 文化財関連メディアの開発・展開

- ・ テレビ等、一部では非常に高い質でコンテンツが制作されているが、このような取組をさらに推進し、ワールドワイドで多様なメディアを開発・展開することが期待される。
- ・ 文化財関連メディアの開発・展開に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークを中心に、メディア事業者、情報系・美術系・政策系・文学系・工学系等の大学、地域メディアに関する活動を展開している市民団体、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、旅行代理店など、多様な関連主体を巻き込みながら実施する。

(2) 支援項目の実施に向けて強化が求められる機能と具体事業

- ・ 支援項目の具体事業を効果的に実施するために、文化財支援団体の「人材育成」「情報連携」「資金調達」の機能を強化していく必要がある。
- ・ 以下の文化財支援団体の機能強化は、「民」の支援団体の自助努力で実現を推進するとともに、支援団体が効果的に機能強化を行えるような「公」の支援が求められる。

図表 41：強化が求められる機能と具体事業

強化機能	短期的フェーズ	中・長期的フェーズ	アウトカム
人材育成	文化財マネージャー制度の構築 文化財支援ボランティア制度の拡充	小・中・高等教育機関との連携強化 大学との連携カリキュラムの開発・実施 社会人教育カリキュラムの開発・実施	多様な文化財支援人材の安定供給
情報連携	既存支援団体の交流機会の増大 一元的な相談窓口の整備	文化財支援の役割分担・機能連携	多様な関係者の機能連携・機能補完により文化財支援を実施
資金調達	募金・寄付活動等の連携・活動強化 多分野での競争的資金の獲得	新たな資金調達スキームの確立 文化財活用ファンドの設立	効果的かつ弾力的な資金調達・基金運用システムの確立 効果的かつ弾力的な文化財活用資金の運用

情報連携強化に関する具体事業

1) 既存団体の交流機会の増大

- ・ 既存の支援団体のネットワークを強化して、協働体制を構築するようなシンポジウム等の開催が望まれる。
- ・ シンポジウム等の実施に当たっては、初期段階では自治体の担当課等が調整主体となって実施し、継続的な定着の段階では、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となっていく。教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系・情報系・経営系等の大学、まちづくりを展開している市民団体、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、多様な関連主体を巻き込みながら実施する。

2) 一元的な相談窓口の整備

- ・ 各文化財支援団体が個別に様々な相談業務を行っているが、文化財保存に関する相談をどこにしたらよいかわからないという声も依然として多く聞かれる。
- ・ 調査から維持管理・補修、公開・活用など、多様な相談を一元的に受け取ることが可能な窓口を整備し、適切な協力先等を紹介できるような機能が望ましい。

- ・ 既存の総合的な相談窓口機能を強化して、地域の住民がすべて知っているレベルまで窓口の認知度を高めていく必要がある。
- ・ 一元的な相談窓口の整備に当たっては、自治体の担当課等が既存の相談機能を核としながら、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークを広げていく形で実施する。

3)文化財支援の役割分担・関係機能

- ・ 既存の各支援団体は、それぞれの理念や目的に沿って、活発な活動を展開している。それぞれの団体の強みを活かし、弱みを補完し合いながら、地域全体の文化財支援として体制を構築していくことが望まれる。
- ・ 体制の構築に当たっては、自治体の担当課等が核になって形成した多様な団体のネットワークにおいて、各団体の目的や利害を尊重しながら、無理がなく新たにできることを積み上げていく形で実施する。

人材育成強化に関する具体事業

1)文化財マネージャー制度の構築

- ・ 未指定・未登録文化財まで含めた多くの文化財に対して、的確な目利きを行い、適切な対応策を提案するような目利き人材の育成が急務である。
- ・ 信頼性・公益性の高い職能であるため、一定の研修課程・認定審査等を経て、公的な認定資格として整備されることが望ましい。
- ・ 文化財マネージャー制度の構築に当たっては、自治体の担当課等が中心になって、保存技術保存団体のキーパーソンや人材育成の実績がある団体の有識者、学識者等の参画の下で制度の活用の出口(制度の取得者が能力を発揮できる場)を明確にしながら検討される必要がある。

2)文化財支援ボランティア制度の拡充

- ・ 所有者の細やかなニーズに対応できるような、幅広いボランティア制度の拡充が求められる。
- ・ ボランティア参加対象によって、基礎的な知識から専門的な知識まで段階的な制度を設けることが望ましい。
- ・ 文化財支援ボランティア制度の拡充に当たっては、自治体の担当課や商工会議所等が中心になって、文化財支援以外にも観光やまちづくりなど幅広い分野の支援団体とも連携しながら活かされるような新たなボランティア制度を構築する。

3)小・中・高等教育機関との連携

- ・ 地域教育として、文化財関連の教育連携をさらに促進していくことが望まれる。地域に対する愛着と誇りを高めるまたとない機会であり、将来地域から離れることがある場合も、地域外で文化財に対する意識を高めるキーパーソンとしての役割が期待できる。

- ・ 小・中・高等教育機関との連携に当たっては、自治体の担当課や商工会議所、教育委員会等が中心になって、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体、モデル校として想定される実績のある学校の実務者などを交え、具体的なメニューを検討することが望まれる。

4) 大学との連携カリキュラムの開発・実施

- ・ 地域の大学と連携することで、大学生は文化的な知識・ノウハウが学べるすばらしい機会を教授することができ、地域も大学生の活力と新たな風を取り込むことができる。(多様な学部・研究科と連携することで、より多角的な文化財支援のあり方を検討することが可能になる。)
- ・ また、大学生の就職後も地域内外で文化財に対する意識を高めるキーパーソンとしての役割が期待できる。
- ・ 大学との連携カリキュラムの開発・実施に当たっては、自治体の担当課や商工会議所、大学コンソーシアム等が中心になって、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体、モデル校として想定される実績のある大学の実務者などを交え、具体的なメニューを検討することが望まれる。

5) 社会人教育カリキュラムの開発・実施

- ・ 地域の文化財をとおして、地域内外のファンを文化財支援関係者として巻き込んでいく契機となる。文化財を核として、歴史・風俗・たしなみ・食など、幅広いカリキュラムを用意することでより多様な社会人の巻き込みが期待される。
- ・ 社会人教育カリキュラムの開発・実施に当たっては、自治体の担当課や商工会議所、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体、文化財の学識者・有識者を中心に、既存の地域検定などの実績を活かす形で検討することが望まれる。

資金調達強化に関する具体事業

1) 募金・寄付活動等の連携・活動強化

- ・ 個別の支援団体が個別に資金調達に努めている状況であるが、共通の目的等に基づいて連携して行うことで、よりわかりやすい受け皿の整備が可能となる。
- ・ また、募金・寄付のメリットや用途をさらにわかりやすく発信することで、募金・寄付の動機を高めていくような活動強化も求められる。
- ・ 募金・寄付活動等の連携・活動強化に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体が独自に新たな資金調達手法を開発するとともに、より効果的な資金調達の窓口の構築に向けて、自治体の担当課や商工会議所の調整の下で、必要に応じた機能連係や共通の仕組みの採用等を推進する。

2) 多分野での競争的資金の獲得

- ・ 現在、多様な分野において助成などの競争的資金を受ける機会が設けられているが、文化財

を中心にして、幅広い分野で適用されるような取組を進める必要がある。(まちづくり、健康・福祉、環境、教育など)

- ・ 他分野での適用を図るためには、幅広い異分野の関係主体との連携が望まれ、また文化財の多様な働きを具現化していく作業が求められる。
- ・ 多分野での競争的資金の獲得に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体が核になり、新たな関係者との連携等による事業の複合化を促進することで、これまで適用外であった分野の競争的資金の獲得を図る。

3) 新たな資金調達スキームの確立

- ・ 現在、募金や寄付、見学料、会費などが主な資金調達手法となっているが、公開・活用の幅を広げながら、新たな資金調達スキームを確立していくことが望まれる。
- ・ 新たな資金調達スキームの確立に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって、政策系・経営系等の大学、まちづくりを展開している市民団体、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、多様な関連主体からアイデアを募集する。

4) 文化財活用ファンドの設立

- ・ 安全に公開・活用を実施するための整備費用等、公開・活用の初期経費を補い、公開・活用によって償還できるような活用ファンドの設立によって、さらに公開・活用の手法が広がり、運用ノウハウが開発される効果が望まれる。
- ・ 文化財活用ファンドの設立に当たっては、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって、地域の金融機関、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店などの意見を踏まえつつ設立する。ファンドの資金調達を行い、公開・活用の事業性を評価できるファンドマネージャーの役割が非常に重要になる。

(3) 支援の実効性を高める制度・仕組み

- ・ 支援項目及び支援項目の実施に求められる機能強化を支援する制度や仕組みとして、以下のようなものが挙げられる。
- ・ 以下の制度や仕組みの構築は、主に「公」が推進する領域である。効果的な制度や仕組みの構築のために、民間の支援団体や文化財所有者と議論を深めながら実施されることが重要になる。

情報管理・セキュリティシステム

- ・ 悉皆調査等により、文化財の所在及び状況を把握する必要性が高いが、個人情報の取り扱いを公的な信用性で担保することが条件となる。官が責任を持って、精緻な情報管理のシステムを構築する必要がある。
- ・ 情報管理・セキュリティシステムの開発・展開に当たっては、自治体の担当課が主体的に行うが、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワーク、システム事業者、情報系・法学系等の学識者等の意見を踏まえながら実施する。

文化財を活かした多分野連携促進

- ・ 文化財を活かして、多分野での連携を促進するような環境整備が求められる。既存の公的助成の分野連携を図ったり、行政施策の多分野連携を図ったりする取組が求められる。
- ・ また、地域の重要な主体である大学機関との連携(大学コンソーシアム)を推進する旗振り役も求められている。
- ・ 文化財を活かした多分野連携促進に当たっては、自治体の担当課が庁内連携を進め、文化庁および多分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら促進していく必要がある。

まちづくり条例等によるコントロール

- ・ 建造物・記念物等の文化財と調和した周辺地域の景観を形成することが非常に重要であり、まちづくり条例等に文化財からの視点を明記づけるような取組も検討される必要がある。
- ・ まちづくり条例等によるコントロールに当たっては、自治体の担当課が庁内連携を進め、文化庁、まちづくり・総務分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら、経済界や学識者、地域の多様なまちづくり団体の協力の下で実施する。

税制等の運用幅の拡大

- ・ 効果的な維持管理、必要となる補修、適切な公開・活用等を円滑に支援するような、税制面での運用幅の拡大が求められる。(活用時における各種税金の緩和など)
- ・ 税制等の運用幅の拡大に当たっては、自治体の担当課が庁内連携を進め、文化庁、総務・財務分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら、経済界や学識者、補修・維持管理に関

する支援団体，公開・活用に関する支援団体のネットワークの協力の下で実施する。

保存技術伝承の公的機関の整備

- ・ 文化財保存技術の伝承が深刻な課題となっている現在，わが国の文化財を支える共有財産として保存技術を伝承する教育機関設置等の検討が望まれる。
- ・ 保存技術を伝承する教育機関設置等の検討に当たっては，自治体の担当課が庁内連携を進め，文化庁，教育分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら，経済界や学識者，補修・維持管理に関する支援団体のネットワークの協力の下で実施する。

保存技術・補修材活用市場の拡大，需要の掘り起こし

- ・ 公共事業における文化財保存技術の部分的活用を位置づけるなど，保存技術を活用する市場の拡大を先導的に実施すること等が期待される。
- ・ 保存技術・補修材料活用市場の拡大，需要の掘り起こしに当たっては，自治体の担当課が庁内連携を進め，文化庁，環境・産業・教育分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら，経済界や学識者，補修・維持管理に関する支援団体のネットワークの協力の下で効果的な制度を検討する。

VIII. 今後の具体事業のアイデア(重点施策案)

前項における求められる具体事業及び機能強化を踏まえ、特に優先順位の高い事業について、重点施策案として抽出し、以下に整理を行う。

(1) 短期的に取り組みが求められる重点施策

文化財マネージャー制度（仮称）の設置

【プロジェクトの目的】

- 調査から維持管理・補修、公開・活用、普及啓発等、文化財支援を幅広く支える人材を育成・輩出する。

【プロジェクトの内容】

- ・ 文化財マネージャー認定制度を、自治体の認定資格として設置する。
- ・ 文化財に精通した学識者・有識者により認定カリキュラムを構築する。
- ・ 建築家や学芸員等、専門性の非常に高い知識を習得する専門家コースと、まちづくりや幅広い支援をおこなうために必要な知識等を習得するまちづくりコースを設け、資格に応じた活用先を用意する。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 自治体の担当課
- ・ 保存技術保存団体のキーパーソンや人材育成の実績がある団体の有識者、学識者等の参画の下で制度を設計する。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 資格を取ることに對するわかりやすいメリット、用途の設定。
- ・ 制度の幅広いPR

文化財支援ネットワークフォーラムの開催

【プロジェクトの目的】

- 文化財所有者及び文化財支援団体のネットワークの強化を図り、地域全体の文化財支援体制の構築を促進する

【プロジェクトの内容】

- ・ 所有者を対象に幅広い文化財支援施策説明を実施。
- ・ 文化財支援団体の事業内容を幅広く実施し、PR の場を用意。
- ・ 保存 - 公開・活用サイクルを上手に構築している成功事例を発表。
- ・ 次年度以降の幅広い分野における関連官庁施策等を周知。
- ・ 一元的な窓口機能を周知。 等

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 初期段階では自治体の担当課等が調整主体となって実施
- ・ 継続的な定着の段階では、補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが中心となって開催。
- ・ 教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系・情報系・経営系等の大学、まちづくりを展開している市民団体、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、多様な関連主体を巻き込みながら実施。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 所有者の幅広い参画の促進。
- ・ 学生や住民など、多様な主体の参画の働きかけ。

文化財データベースの作成

【プロジェクトの目的】

- 未指定・未登録の文化財の保全・活用に向けた一次情報収集を目的
- 特に、個人所有の文化財等で、人知れず朽ちていく危険性の高い文化財について、保全対策を考えるための基礎情報として収集する。
- データブックとして公表することで、他の文化財所有者に対する意識醸成をも視野に入れる。

【プロジェクトの内容】

- ・ 保全資金の欠如、相続問題、所有者の認識不足などにより、失われる危険性のある文化財について、「データブック」としてのリスト化を図り、広く公表する。
- ・ 収集した情報について、定期的に所有者への意向把握調査等を行いながら、相談事業等の紹介を行い、最終的には、保全・活用事業へ誘導する。
- ・ なお、収集する情報の対象は、あくまで「危機に瀕している」ことを重要視し、文化財そのものの価値に固執しない。（誰もが知っている寺ではなく、誰も知らない個人所有の文化財を重視する。）

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 自治体の担当課等が事業主体となって実施。
- ・ 文化財マネージャーを中心として、各分野におけるNPO等との協働によって、情報収集・蓄積を実行する。
- ・ 財団内に、「文化財情報センター」（仮称）を設置し、行政予算及び企業からの寄付等によって、未指定・未登録文化財の情報収集調査を行う。
- ・ また、文化財保全に関する業界団体（建築分野、造園分野、美術品分野等）の協力を得て、情報収集を効果的に行う。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 既存事業者からの情報収集の可否（特に、造園業者等の意向：顧客情報の開示につながる可能性がある。）
- ・ 情報セキュリティ：特に個人情報の利用の扱い（情報を保全・活用のために利用することの可否）
- ・ 収集した情報に対する目利き（情報提供されたすべての対象物が、同等に文化財とはならない）
評価機関（第三者委員会等）の必要性

公開・活用ガイドブック（マニュアル）の作成

【プロジェクトの目的】

- 保存のための公開・活用に対する意識の向上を推進するとともに、適切な公開・活用を促進するために参考になる事例・手法・ノウハウ等を広く発信する。
- 公開・活用の際に課題となる点を幅広く取り上げ、より円滑な公開・活用の実施に活かす。

【プロジェクトの内容】

- ・ 地域内外の公開・活用の取組を広く把握し、特徴・ポイント、課題となっている点を実務の視点から取り上げ、整理する。
- ・ 資金調達、PR、当日の人員配置、周辺地域との調整、見学料等の設定など、実施に当たっての細かな項目について考え方やポイントを整理する。
- ・ 所有者の声、支援団体の声なども交えながら、実現性の高い表現を意識する。
- ・ 企業との連携、新しいアイデア等も募集し、広く広報するメディアを作成。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 既存の公開・活用支援団体が、これまでの実績や蓄積されたノウハウを整理し、広く活用されるような形で編集。
- ・ 教育委員会や美術系・政策系・文学系・工学系等の大学、まちづくりを展開している市民団体等のニーズを集約しながら次のステップの可能性も提案。
- ・ さらに、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店など、文化財の適切な公開・活用に理解がある幅広い事業者のアイデア提案を受ける形で多様な可能性を提示する。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 新たな手法、ノウハウの募集。

(2) 中長期的に検討が求められる重点施策

文化財を教材とする学校が主体となる普及啓発活動

【プロジェクトの目的】

- 所有者や技能者の当事者意識の醸成, 元気づけ。
- 文化財の保存の必要性・重要性に関する, 市民レベルの普及啓発し, 文化財保存の裾野を広げる。
- 間接的に, 将来の文化財保存・活用の人材(文化財保存をしたいと思う子供)を確保する

【プロジェクトの内容】

- ・ 教育再生の一環として文化財教育を位置づけ, 小中学校の教育プログラムの中に文化財の見学を組み込む。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 自治体の担当課や商工会議所, 教育委員会等が中心になって実施。
- ・ 補修・維持管理に関する支援団体, 公開・活用に関する支援団体, モデル校として想定される実績のある学校の実務者などを交え, 具体的なメニューを検討。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 教育委員会の理解があれば, とくに大きな問題はない。

文化財としての保存技術・技能者・技術者を公共財として活用する社会資本整備

【プロジェクトの目的】

- 文化財保存に必要な保存技術及び技能者・技術者(無形の資産)を継承する
- 継承に必要な予算および働く場を確保する

【プロジェクトの内容】

- ・ 社会資本整備の中に、文化財保存技術が必要なデザイン等を一定割合確保する(公共として自主的に規制する)。
- ・ 「日本らしさ」を現代的なデザインとして表現した公共建築、公園、橋梁等を公共事業として整備、促進。
- ・ 「日本らしさ」を大切にしたい建築の表彰制度を設け、普及啓発を行う。
- ・ 「日本らしさ」をテーマとする建築デザインのガイドラインを設け、建築確認等の段階で指導、適切な建築については一定の補助金を出す。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 自治体の担当課が庁内連携を進めながら検討。
- ・ 文化庁、環境・産業・教育分野の関係省庁とコミュニケーションをとりながら、経済界や学識者、補修・維持管理に関する支援団体のネットワークの協力の下で効果的な制度を設計。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 予算配分を前提とした社会資本整備のあり方について、市民を交え合意する必要がある(議会承認を含む)。

文化財の所有と使用の円滑化支援事業

【プロジェクトの目的】

- 歴史的建造物消失の防止
- 地域に活かされる文化財運用の促進
- 文化財所有者(未指定文化財所有者も含む)の負担の軽減
- 文化財保存技術の市場の拡大

【プロジェクトの内容】

- ・ 歴史的建造物の所有者との相談窓口を設置,PR強化して,転居,建替等を考えている歴史的建造物所有者の情報,動向を集約する。
- ・ 民間事業者や個人等,使用を希望する主体の相談窓口(前述窓口と一本化)を設置,PR強化して,歴史的建造物所有者とのマッチング(賃貸仲介)を行う。
- ・ リフォーム等にあたっては,所有者の意思を十分汲み取りながら実施することとし,また,文化財保存技術を可能な限り活用することとする。
- ・ 仲介料を徴収し,一部は歴史的建造物の修復補助に充当する。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 既に公開・活用の実績がある支援団体や民間事業者が主体となり実施。
- ・ 自治体及び国が制度面での支援を行う。
- ・ 補修・維持管理に関する支援団体,公開・活用に関する支援団体のネットワークを活用して,新たな関係者との連携等による多分野の競争的資金の獲得など,多様な資金調達の手法を展開。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 悉皆調査による歴史的建造物の所在と状態の把握
- ・ 目利き人材の育成・確保(公的な認証等があればさらに望ましい)
- ・ 所有権と使用権の細部の取り決め
- ・ 技能者・技術者とのネットワーク強化

文化財防災研究の実施

【プロジェクトの目的】

- 火災, 水害, 地震, 盗難等の災害・事件による文化財の損失を防ぐための技術について, 専門的かつ実践的な研究を行い, その成果を広く社会に還元する。

【プロジェクトの内容】

- ・ 文化財の防災に関する現状の取り組みについて, 既往研究調査, 文化財の現状調査, 国内外の最新事例調査, 技術シーズ調査などを行い, 次世代に向けた文化財の保全技術に関する提言を行う。
- ・ 併せて, 文化財公開時におけるリスク分析とリスク対策の研究を行う。
- ・ その成果として, 特に, 個人所有者に分かりやすく, 費用負担の少ない対策をメニュー化したマニュアル的なものを作成する。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 大学, 民間研究機関, 公共セクターによる共同研究PJ。
- ・ 場合によっては, 近畿圏の自治体の共同参画による実施を誘導。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 既存事業者からの情報収集の可否 (特に, 造園業者等の意向: 顧客情報の開示につながる可能性がある。)
- ・ 収集した情報に対する目利き (情報提供されたすべての対象物が, 同等に文化財とはならない) 評価機関 (第三者委員会等) の必要性

保全が困難になった文化財の公益信託化

【プロジェクトの目的】

- 所有者の事情等によって今後の保全・継承が難しくなった文化財の保全
- 文化財の所有と活用の分離を実現する一つの手法

【プロジェクトの内容】

- ・ 所有者の事情等によって今後の保全・継承が難しくなった文化財を、信託手法を活用し、第三者が所有者に代わり将来にわたって保全・活用していく。
- ・ 所有者は、文化財を実質的に手放すのではなく、信託銀行等を通じて信託受益権を設定する。場合によっては、その信託受益権を特定目的会社（SPC）に譲渡して、一時金を得ることも可能。信託銀行もしくはSPCは、当該文化財を活用した事業を行い、収益を得て、保全資金として還元させる役目を担う。
- ・ 次のステップとして、一般の投資家に対して、信託受益権を根拠とした証券化を行い、その証券を小口販売することで、所有と活用を分離することも想定できる。（参考：町家ファンド）

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 自治体及び国が制度支援を実施。
- ・ 補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワークが運用主体となって、地域の金融機関、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店などの意見を踏まえつつ設立

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 信託受益権や証券の利率は、一般的にはさほど見込めない。第一段階は、あくまで、継続所有できない所有者の意向を汲んで、代わりに保全をしていくことが目的。（文化財の活用による事業収益の確保は、重視しないことが必要）

文化財を知財とするビジネスモデル(ベンチャー支援事業)

【プロジェクトの目的】

- 文化財を活用したビジネスモデルを構築し,文化財保存に必要な資金に還元する

【プロジェクトの内容】

- ・ 文化財を活用したビジネスモデルに構築する企業・個人を税制面,資金面等で支援。
- ・ 文化財を活用したビジネスモデルの提案を受け付け,審査の上,文化財の所有者とのマッチング,必要な制度対応について京都市と調整。
- ・ 活用による収益の配分方法など契約関係の調整。
- ・ 知財としての保護を主体的に行う。
- ・ 知財を活用した商品等のプロモーション。

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 既存の文化財保存に係る主体をネットワークした新たな主体(民間組織)
- ・ 公開・活用の実績のある民間企業,地域のコンテンツ関連の民間企業,地域の観光関連事業者,メディア事業者,旅行代理店など,文化財の適切な公開・活用に理解がある幅広い事業者のアイデア提案を受ける形でモデルを構築。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 知財として活用可能な文化財の情報収集。
- ・ ベンチャー支援のための,公的位置づけと資金の確保。
- ・ 「プロジェクトの内容」を推進する人材確保および組織運営に必要な資金の確保。

民間企業出資による文化財保全・活用ベンチャーファンドの設立

【プロジェクトの目的】

- 「ビジネス」としての文化財保全・活用のサイクルの構築
- 特に、未指定・未登録の文化財の保全資金の確保のために、その文化財の市場価値を高め活用事業等を行い、当該事業によって確保される資金を保全に還元する。

【プロジェクトの内容】

- ・ 民間企業の出資による、特定目的のファンド運用会社の設立(京都市景観・まちづくりセンターによる「町家ファンド」の文化財版)
- ・ 企業や有力者からの資金拠出により、特に、現状で有名でない文化財の発掘と活用を行う。
- ・ ファンド運用会社のミッションは以下のようなもの。
 - 未指定・未登録の文化財の発掘
 - 活用事業の企画・実施(現行の各種活動主体のアライアンスによって実施)
 - 資金の運用先(事業)及び資金の還元先(保全対象となる文化財)の評価・選定
 - (企業の代表者他、学識者等によって組成される第三者委員会を設置)

【プロジェクト推進のコア主体】

- ・ 補修・維持管理に関する支援団体、公開・活用に関する支援団体のネットワーク及び有力企業、及び地元企業（基本的に「ビジネス」を行うため、行政機関とは一定の距離を置いて事業活動する）
- ・ 地域の金融機関、公開・活用の実績のある民間企業、地域のコンテンツ関連の民間企業、地域の観光関連事業者、メディア事業者、旅行代理店などの意見を踏まえつつ設立。
- ・ 特に、観光関連事業者の参画を誘導する。

【プロジェクト実施にあたっての課題】

- ・ 参画企業の募集(財界への働きかけを重視)
- ・ 未指定・未登録文化財の情報収集(運営協議会等への既存 NPO 等の参画を誘導)
- ・ 立ち上げ期における職員の確保(既存 NPO 等からの人材派遣を誘導)
- ・ ファンドの資金調達を行い、公開・活用の事業性を評価できるファンドマネージャーの確保(専門スタッフとして外部からの登用も視野に)

IX. 参考資料

1. 京都を中心とした歴史都市総合的魅力向上のための文化財調査検討委員会

(1) 設立趣意

地域魅力を高める文化財支援組織と望ましい制度のあり方について幅広く意見をいただく。

(2) 委員(敬称略)

永井 規男 委員長

(関西大学名誉教授・京都市文化財保護審議会委員・特定非営利活動法人古材文化の会会長)

尼崎 博正(京都造形大学教授・京都市文化財保護審議会委員)

荒川 朱美(京都造形大学教授・京都市景観づくり審議会委員)

後藤 佐雅夫(社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟事務局長)

武田 恒夫(大阪大学名誉教授・前京都市文化財保護審議会委員)

長谷川 綏二(特定非営利活動法人大文字保存会副理事長)

藤本 英子(京都市立芸術大学助教授)

渡部 隆夫(ワタベウェディング株式会社社長)

(3) 開催日時

日時: 平成 18 年 12 月 8 日(金) 13:30-15:30

場所: 京都市職員会館「かもがわ」

(4) WG検討概要 ～問題提起, 提案等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 文化財だけでなく、周辺の景観や伝統を含めて保存し、活用し、継承していく方法を考えなければならない。○ 所有者同士や支援団体、行政を繋ぐネットワークの構築が必要になる。○ 活用によって資金を得、その資金によって保存する循環システムの構築を進める必要がある。○ 保存技術を持った職人が減少、補修材料の確保も困難になっている。○ 文化財を紹介する人材の不足、学生ボランティアから文化財の担い手への育成なども課題になっている。○ 特に民家においては、公開によるプライバシーの侵害、人手の不足、保存のための資金の調達、後継者不足が問題となる。○ 民間企業の経営のノウハウやアイデアを活かし、民間企業と連携した文化財活用をさらに広げていくことが重要である。○ 文化財保護のための行政側の体制作りもさらに検討される必要がある。 |
|---|

➤ 文化財とその周辺の現状と保存の方向性

- 文化財を維持していくのに、今一番足りないのは、資金と人材である。
- ・ 所有者は神社の所有者、寺の所有者、民家の所有者など様々な方がいる。特に民家の所有者はほとんどが年金生活で、文化財を維持するのは大変だ。
 - ・ これまで景観の保存は行政が主体となっていたが、今後は住民がまちに誇りを持ち、取組を拡大していかなければ、守っていけない。
 - ・ 文化財だけを保護しても、例えばその隣に高層建築があつては、景観を損ねてしまう。もっとパツファゾーンに関する調査、討議が必要である。
 - ・ 観光のための保存ではなく、これまで受け継がれた信仰や伝統も含めて保存、継承していかなければならない。
 - ・ 文化財はもちろん、文化財を支えている生活文化そのものをどう継承するかということが大変大事なことである。そこを継承しないかぎり町家であろうが社寺であろうが、いずれは滅びていくだろう。市民の方に「本当に大事なことのだ」という理解を一層深めていしながら、保存だけではなく現代の生活に合わせた形に発展・持続させていくためにどうしたらよいかという踏み込んだ調査が出来ると良いのではないだろうか。

➤ 保存と公開活用のためのネットワーク構築

- 所有者や文化財に関わる人たち同士がサポートしあうネットワークを構築する必要がある。
- ・ 資金的な面ではなく、人的な関わりからアイデアが生まれるようなネットワークの強化が求められる。
 - ・ 文化財の活用に関心のある企業と所有者を繋ぐネットワークもできないだろうか。
 - ・ どのような形で行政がネットワークを組んでバックアップをしていくのかを真剣に考えなければいけない。

➤ 資金が循環する保存と活用

- 文化財を活用することで資金を得て、その資金で保存していくサイクルを構築することが望ましい。
- ・ 寺社等でクラシックコンサートなどのイベントを開催することも、活路の一つである。
 - ・ 関係者による支援体制だけでなく、経済界にまで及ぶ支援体制について議論していきたい。

➤ 所有者の生活と保存・公開活用にかかる問題点

- 文化財の所有者自身に、文化財を保存活用していこうという意識が低い。自主的かつ積極的に活動に参加する姿勢が必要だ。
- ・ 民家のつくりは現代の生活スタイルや高齢者に適合していないために、空き家となっている場合がある。文化財としての価値を保存しながら改修などを行ない、生活しやすいものにしなければ

ればならない。

- ・ 民家では、子世代が家を離れ、高齢者だけで生活している世帯も多い。後継者がいないことが、問題である。
- ・ 民家では、茅葺の手入れなど出費が嵩むが、公開するとなれば、所有者の生活空間に他人が入り込むことになるという問題がある。
- ・ 民家はそれぞれに大きな問題を抱えているため、保存公開については、個別に考える必要がある。
- ・ 建物だけでなく町衆などの伝統も高齢化と若者離れが進み、次世代に受け継がれていくのか、不安があるという話を聞いた。祇園祭の維持にも関わってくることである。

➤ 行政施策の働き

- 文化財保護法では文化財の周辺の建築などについて規制する条項があるが、それを管理できる技術者が不足している上、行政側の体制が整っていない。
- ・ 文化財やその周辺景観の保護については、自治体、教育委員会等に主導的に実行してもらいたい。
- ・ 国の主だった機関が一体となって、日本の町並みをどうやって守っていくのか検討する必要がある。

➤ 保存技術の継承、補修材の確保

- 保存技術を持った職人が、減少している。職人になりたい若者の数の減少とともに、職業として成り立たないため、仕事をたたむ業者が増えているからである。
- ・ 後継者の育成を行なっても、習得した技術を活用できる場が少ない。
- ・ 文化財の補修だけでは、職業としては成り立たない。例えば、伊勢神宮の式年遷宮のように職人の技術が発揮され、職業として安定するシステムが必要である。
- ・ 職業訓練校においても、機械化されており、伝統的な技術の習得が行なわれていない。
- ・ 修復に適した木材の確保が難しい。適した木が無い。
- ・ 文化財を継続して保存していくために今後必要となる技術の継承や人材、補修のための木材等が確保されているのか、把握する必要がある。

➤ 企業ノウハウ・アイデアの活用及び連携

- 京都の伝統産業を守るだけでなく、先端産業と両方の側面から考えなければならない。
- ・ 長期的スパンの考え方に立ち、文化財の積極的な活用によって財源を確保し、保存していくことが非常に大切である。
- ・ 京都の由緒ある建物で結婚式を行いたいという人は多い。厳しい使用制限を設けた上で運営を許可すれば、様々な活用方法が考えられる。
- ・ しっかり資金調達をできるような大規模な活用方策を練ったほうが良い。
- ・ 企業に使わせると傷をつけられるという不安もあるだろうが、厳しい制約条件による契約書を交

わし、活用している例がある。

- ・ 拝観料をいただいただけで維持補修を行なっていくのは、財政的に厳しい場合でも、例えば隣接施設で食事を提供し、拝観とセットにすることで、食事の売上からその費用を賄うなど、拝観だけではないアイデアを加えていくことが必要である。
- ・ 民間の力をお金の観点だけではなく、ノウハウを発想する観点からいかに活用するかが重要である。アメリカでは、歴史的なまち並を再現し“ライフミュージアム”としてテーマパークの形で公開しているところがある。昔の生活、技術を伝承し、尚かつ生計が立つというシステムが作られている。

➤ 人材育成

- 建造物の案内をする人材が不足している。
- ・ 学生ボランティアを「便利使い」として利用するのではなく、長期的な視点で文化財の担い手として育成し、就職を斡旋するなど、彼らの将来まで面倒をみる社会でなければならない。
- ・ ボランティアに来ている学生が経験したことは、彼らが行った先の文化復興に役立っていると思う。どのように経験を持たせ、後生に引き継いで行くかが大切だ。
- ・ 大学で、景観行政を含めた景観をバックアップできる人材を養成する景観コースの立上を検討したことがあった。残念ながら学生が集まる見込みがなく挫折した。

以 上

2. ワーキンググループ(再掲)

(1) 設立趣意

京都市で活動されている団体・組織の文化財支援に関する現状と課題の詳細を実務レベルで共有しながら、「地域で支える文化財のあり方」、「文化財を活かした地域魅力の向上のあり方」、「上記を推進する望ましい文化財支援組織のあり方及び望ましい制度のあり方」について検討する。

(2) ワーキングメンバー

以下の団体等(同不順)の実務者を中心に構成。随時、他団体からもご参加いただく。

(財)京都市文化観光資源保護財団,(財)京都文化財団,(財)京都市景観・まちづくりセンター,
(財)京都古文化保存協会,NPO 法人古材文化の会,(財)京都市都市緑化協会 等

(3) 開催日時

第1回 平成19年2月9日(金) 18:00-20:00 ハートピア京都会議室

第2回 平成19年2月23日(金) 18:00-20:00 ハートピア京都会議室

第3回 平成19年2月28日(水) 18:00-20:00 ハートピア京都会議室

第4回 平成19年3月6日(火) 18:00-20:00 ハートピア京都会議室

第5回 平成19年3月29日(木) 18:00-20:00 ハートピア京都会議室

(4) WG検討概要 ~ 抽出された知見

第1回WG

「文化財を活かした京都の魅力向上のあり方とは」

- 文化財の保存及び公開・活用を地域で効果的に支えていくためには、従来の関係者以外の主体を幅広く巻き込んでいくことが欠かせない。
- 大学・NPO / NGO・地域住民のニーズを総合して、「文化財周辺の公共資源を発見し、社会問題の解決に活用する方途を創る」ことで、文化財がコミュニティの資金源になっていくような取組を推進していく必要がある。
- 取組の推進にあたっては、「文化財(と周辺資源)を尊重しようとする試み(保存, 保全, 防災, 信仰の文化支援等)」、「文化財(と周辺資源)を可視化しようとする試み(撮影, 音楽・美術等)」、「文化財(と周辺資源)を伝える試み(映画, 出版, 映画化, 上映会, メディアへの発信枠確保等)」、「文化財(と周辺資源)を体験しようとする試み(食文化, 食育, 座禅, 宿坊等生活体験等)」といった事業が考えられる。

○ 学生の視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 京都に住む大学生が文化財に触れる機会がないまま卒業していくケースも見受けられる。
- ・ 春と秋の二回実施される特別拝観では、京都の大学生サークル「古美術研究会」のメンバーが運営のサポートする取組がある。
- ・ 大学は「大学コンソーシアム」をはじめ、企業、NPO、NGO とのインターンシップのルートを確立している。文化財(を中心としたまちづくり)に関する講義認定の動きなども検討されている。

【課題】

- ・ 大学生にとって拝観料が高いという意見もあり、気軽に行くことができない問題がある。
- ・ 拝観時間の関係で接触する機会が減り、夜間拝観等のシーズンしか拝観できない問題がある。

【今後の展開】

- ・ 大学生の文化財への関心が高めるため、文化財関係の伝統的なお祭りの現場を体験する機会を増やす学習環境づくりに取り組む必要がある。
- ・ 大学生が真剣に文化財活動に取り組むことができるように大学側が単位認定する制度を確立する。(大学コンソーシアムとの連携促進)

○ NPOの視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 1998 年の「NPO 法」の制定以来 NPO の設立件数は増えたが、資源が足りなく財政的に厳しい状況のなかで活動している。

【課題】

- ・ NPO の多くは事務所、集会場や展示場に苦慮しており、高いコストを払って借りることができないという悩みがある。

【今後の展開】

- ・ 集会できる場所を文化財保有者に提供して頂き、その場所を活用する機会を増やす方策を検討する。
- ・ NPO の理念や事業に文化財との接点を持ちながら、文化財以外の分野においても文化財の価値が高まるような事業の展開を促進する。

○ 地域住民の視点からのアプローチ

【現状】

- ・ 地域住民の多くは、どのような文化財が身近に存在しているか知らないケースが多く、日常において文化財との接点が多いとは言えない状況がある。
- ・ 地域の様々な問題、例えば、共同体の崩壊など地域の繋がりが希薄になっている状況のなか、文化財が地域を繋ぐ資源になっていない現状がある。

【課題】

- ・ 文化財を鑑賞・信仰する対象として身近に活用できる場として文化財を考える必要がある。
- ・ 地域住民が思い浮かべやすいイメージを描きながら文化財に接触でき、頻繁に足を運んでもらう機会を作ることが課題である。
- ・ 文化財だけでなく宗教施設や地場産業に基づく周辺資源に目を向け、包含した形で活用する財源を作ることが課題である。
- ・ たとえば門前町に広がる文化財の保存・伝承の仕方を参考にするなど、文化財を保全・活用する技術を探ることが課題となる。
- ・ 京町屋は地域資源として所有者、居住者だけでなく、行政や職能メンバーと連携しながら保全活動していくことが課題である。

【今後の展開】

- ・ 文化財保全・活用の財源確保するために、資金や人材の流動化を図るような文化財の周辺の資源を活用する仕組みづくりに取り組む。
- ・ 若者が地域とつながりのあるコミュニケーションの場として文化財を活用し就業機会の場として形成する。
- ・ 文化財が「コミュニティセンター」として、地域住民が集まりやすい拠点となる機能を果たす仕組みづくりに取り組む。
- ・ 地域住民が地域の様々な問題を解決に向けて合議する場として利用し、文化財を感じることができるよう活用を促進する。

第2回WG

「文化財支援団体の機能強化・ネットワーク形成」

- 前提として、地域の文化財の保全状況を全体的に把握しておく必要がある。リアルタイムに保全状況の情報が集約されるような仕組みが求められる。
- 保存技術を有した技能者・技術者の情報を集約し、文化財の種類や状況に応じて柔軟に補修対応できる技能者・技術者のストックを活用・調整する支援機能が必要である。
- あわせて、保存技術の伝承、技能者・管理者の育成が課題となっているが、保存技術を活用可能な市場の拡大、雇用環境の整備が求められている。
- また、所有者がこまめにメンテナンスを依頼できるような安心な仕組みを構築する必要がある。安心な仕組みには、技能者・技術者の技術レベルの担保、修復費用の基準の設定などが求められる。
- 補修に関する資金調達の切り口として、企業のCSR活動との連動が考えられる。補修事業の中に企業の参画メリットをどのように創出できるかが鍵となる。

○文化財修復に関する支援者のネットワーク構築の必要性

【現状】

- ・ 指定・登録文化財の保全状況の詳細が把握できていないものもある。
- ・ 国宝指定される可能性のある未指定文化財が、どこにどれだけ存在しているのか把握できない状態にある。
- ・ 文化財の補修に関して、保存技術の担保や金額の不透明感等の不安感が所有者に存在している。

【課題】

- ・ 地域にどのような技能者がいるか、補修材の質をどのように担保していくかなど、文化財修復に関する補修事業の動向を把握する必要がある。
- ・ 文化財修復の人材に関する調査は補助事業の対象にならず、調査費用を工面する必要がある。

【今後の展開】

- ・ 地域の文化財の保全状況を拾っていく必要があり、目利き人材のネットワーク化が急がれる。
- ・ 既存の支援組織には専門領域があるので、それぞれの強みを活かしながら連携することによって、相互補完関係で幅広い文化財修復の課題に対応する体制を構築する。

○民間企業のCSR活動との接点を模索する必要性

【現状】

- ・ 企業のCSR活動が盛んになっており、大企業を中心に、社会貢献のあり方を真剣に考え始めている。企業のCSR活動は、環境や教育分野での取組が多い。

【課題】

- ・ 株主に対して明確な説明責任を果たす必要性が高まっており、文化財の修復に関する企業の参画メリットを明確にする必要がある。

【今後の展開】

- ・ 企業のCSRとの接点を仕組み化することで、文化財保全活動への資金を調達する取組を推進する。民間企業の社員が社会に出て貢献できるCSRの受入窓口などを整え、NPOなどが調整しながら展開することが望ましい。

第3回WG

「求められる文化財支援のあり方～文化財所有者の観点から～」

- 文化財の維持・管理における、文化財所有者のさまざまな負荷に対してサポートする仕組みが求められている。所有者の負荷において、維持管理資金の不足が大きなウエイトを占める。
- 一般公開などの文化財を活かした多様な楽しみを共有する場を増やしていく必要がある。このような場を通して、資金、人の手が集まり、認知度・関心度も高まっていく。
- 特に、所有者と地域のコミュニケーションを深めていくことが円滑な場の形成のための必要条件となる。
- 資金調達に関しては、ある程度大きな規模を確保しなければ、根本的な解決策に至らない。世界の富裕層に対して、文化財のある風景、暮らしを体験して頂き、支援を獲得するなど、思いきった戦略も求められている。
- 一方で、公的支援のさらなる充実も求められる。特に、文化財支援に関する税制運用のあり方は、喫緊に検討されるべきテーマである。

○文化財民家を所有・維持する方法

【現状】

- ・ 文化財民家で生活することは理想だが、現代的な様式を取り入れ修復しなければ生活を続けることができない厳しい現実がある。
- ・ 文化財民家に住まなくなる場合、扉や窓を全て閉めたままの状態では通風ができないから、建物の状態が余計に悪化することになる。

【課題】

- ・ 民家は傷みが進む状態になる前に、暫定的なかたちでも修復することが課題である。
- ・ 「管理棟」に住めば文化財民家の管理が難しくなる。

【今後の展開】

- ・ 後世へ残さなければならぬ動機づけになるよう、文化財民家を正確に評価できる社会システムづくりに取り組む。

○地域の支援者による一般公開のサポート体制づくり

【現状】

- ・ 文化財を維持し続けることは、所有者にとって様々な負荷がかかり、非常に大変なことである。
- ・ 新聞など各種メディアの協力により、文化財民家の一般公開に関する情報が取り上げられたので、多くの見学者が訪れる結果となった。
- ・ 一般公開に先立つ周辺環境の清掃、当日の駐車場管理や案内説明等の仕事に対し地域のボランティアのサポートがあった。

【課題】

- ・ 一般公開へ車で来られる見学者がいるため、周りの集落地帯で渋滞が起こるなど地域住民に

迷惑をかける場合もある。

- ・ 金銭的な報酬以外に一般公開を支援して下さるボランティアが満足感を得るための方法を模索する必要がある。

【今後の展開】

- ・ 文化財民家を保存・維持する意義が十分に理解されていれば、一般の方にも協力が得られやすくなるので、積極的に文化財の現状を伝達する活動に取り組む。

○文化財保存のための税金、寄付等の制度づくり

【現状】

- ・ 文化財保存のための寄付活動は、海外と比べ税制上の優遇措置等の制度で寄付のあり方が違う場合が多い。
- ・ 日本では宗教法人には寄付の受け皿があるが、個々の文化財民家には寄付を受けるシステムがない。

【課題】

- ・ NPO 法人の場合でも収入を得る事業に対しては課税される制度があり、文化財への寄付活動を妨げている課題がある。

【今後の展開】

- ・ 文化財など特定の対象へ寄付をしたいという場合、目的寄付により資金を調達できる制度づくりが求められる。
- ・ 民間企業の文化財への寄付活動に対し、税金を優遇する制度の確立を期待する。
- ・ まとまったロットの資金を調達するための大胆な戦略を打ち出す。

第4回WG

「地域で支える文化財支援の仕組み・機能～メディアからの視点を中心に～」

- 文化財の伝承、文化財保存技術の継承、支援主体の巻き込みにおいて、多様なメディアが非常に重要な役割をもつ。映像や出版などのメディアミックスによって文化財の意味付けが幅広く行われ、認知度・関心度の高まりが促進される。
- 文化財支援を促進するメディアのコンテンツとして、教育資源としてフォーカスする、地域固有のストーリーとしてフォーカスする、地域が保有する大切な技術としてフォーカスする、集客交流資源としてフォーカスするといったことが挙げられる。

○教育資源としてのフォーカス

【現状】

- ・ 京都市内の小学校では、市内の文化財を調べて発表するようなメニューが実施されている。
- ・ 文化財に疎遠な両親も、子どもたちの発表を通して、身近なものとして感じる機会になっている。

【課題】

- ・ 個別に取組が行われ、地域独自の取組としての広がりまでには至っていない。

【今後の展開】

- ・ 各小学校や教育委員会の取組に文化財をリンクさせ、地域教育の重要な資源として文化財を位置づける。

○ 地域固有のストーリーとしてのフォーカス

【現状】

- ・ 有識者やボランティアを中心に、個別に語り部の取組が展開されている。

【課題】

- ・ 体系的な学習システムはなく（情報、知識が個人の中にストックされている）、文化財の奥深さを正確に説明できる方の人数がまだまだ少ない状況である。
- ・ 最近、京都の文化財の専門的な知識を得たいという方が増えているが、そのレベルの知識では文化財の深いレベルの説明は難しい。

【今後の展開】

- ・ 博物館や美術館に勤める学芸員を支えるような制度があるように、文化財でも語り部を支えるような制度づくりに取り組む。
- ・ 文化財の専門的な知識を学べる機会を地域に用意する。（語り部の伝承）

○ 地域が保有する技術としてのフォーカス

【現状】

- ・ 文化財の保存技術も個人のノウハウとしてストックされており、地域が誇る技術としての認知度・関心度が低い状況にある。
- ・ 修復現場の公開事業の取組が行われており、参加者の満足度は高い。

【課題】

- ・ 技能者・技術者が保存技術を正確に伝承できるような環境が整っていない。（保存技術を活かした仕事が少ない、社会的な重要性があることをあまり認知されていない等）

【今後の展開】

- ・ 文化財保存技術の社会的重要性を強く発信しながら、事業環境の整備を図りながら、職業としての社会的な立ち位置の向上を図る。

○ 集客交流資源としてのフォーカス

【現状】

- ・ 旅行代理店やマストラフィック事業者を中心に、集客交流資源として文化財が広くPRされている。

【課題】

- ・ 集客交流資源としての文化財の意味付けは広く認知されているところであるが、多くの観光客による受益を京都の文化財を広く守っていくために還元されていない状況が見受けられる。

【今後の展開】

- ・ 旅行代理店のような中間業者が文化財保護に対し少しでも負担することでメリットが生まれるような仕組みを構築して、そこに(来訪者として)参加する意味をPRしていく必要がある。

第5回WG

「文化財支援組織の資金調達・資金運用について」

- 低金利時代において、一定のまとまった運用益を確保する取組が求められている。ある程度の運用益を確保しようとする際、まとまった基金の規模があることが必要条件となる。関連団体ごとに基金を集約化していく取組も検討される必要がある。
- また同時に、資金調達の強化を図る必要がある。資金調達の強化の視点として、所有する文化財を適切に活用した自主事業を実施する視点、リターンを前提とした出資を誘引する視点、完全な寄付を拡大する視点が挙げられる。
- 自主事業は、公開・活用事業が中心に行われているが、ライセンスビジネスなど、多様なスキームを検討する必要がある。
- 出資に対するリターンは、資金による返還だけではなく、会員特典などによる価値の高い経験や情報の提供で行なうこともあり得る。
- 寄付の拡大については、社会制度として寄付が効果的に行われるような税制の見直しが効果的である。

○文化財支援の効果的な基金運用の体制整備

【現状】

- ・ 個別の団体が、個別に基金を運営している状況である。
- ・ 低金利の時代に、まとまった利子が得られるだけの基金規模は有していない団体が多い。

【課題】

- ・ 金融機関では、リスクがない形でより有利な利率が設定された金融商品が開発されているが、まとまった規模の資金が条件となっている。

【今後の展開】

- ・ 低金利時代においても安定した一定規模の運用益を確保できる仕組みづくり(基金の一元化・集約化など)が必要。

○文化財支援の効果的な基金調達のスキーム開発

【現状】

- ・ 文化財による資金調達は、公開・活用事業が中心になって展開されている。

【課題】

- ・ 文化財はビジネスのシーズとして多様なビジネスが派生されるような取組が望まれている。

【今後の展望】

- ・ 自主事業は、公開・活用事業が中心に行われているが、ライセンスビジネスなど、多様なスキ-

ムを検討する必要がある。

- ・ 出資に対するリターンは、資金による返還だけではなく、会員特典などによる価値の高い経験や情報の提供で行なうこともあり得る。

○文化財支援のための寄付の拡大

【現状】

- ・ アメリカの社会貢献について、基本的に大きな企業が寄付する理由の一つとして、社会的プレッシャーが挙げられる。寄付しなければ株価が下がるという経済合理性のはたらきによるところが大きい。

【課題】

- ・ 寄付に対する捉え方や認識が限定的で拠出意欲が湧きにくい環境にある。

【今後の展開】

- ・ 文化財支援に対する寄付に対する免税措置の充実が求められる。

以 上

3. 所有者アンケート

(1) 調査の目的

- ・ 京都市・大津市・宇治市在住の指定・登録文化財所有者を対象にアンケート調査を実施し、文化財の支援組織と制度のあり方の検討に活用する。

(2) 調査概要

調査対象

京都市・大津市・宇治市在住の指定・登録文化財所有者

調査方法

郵送による調査票送付、回収、ハガキによる御礼状及び督促状の送付

調査期間

配布・督促・回収期間：2007年2月2日～3月14日

回収状況

発送部数：524部

回収部数：252部（回収率 48.1%）

(3) 集計結果

文化財所有者の組織形態・所有する文化財の種類

1) 回答者の組織形態

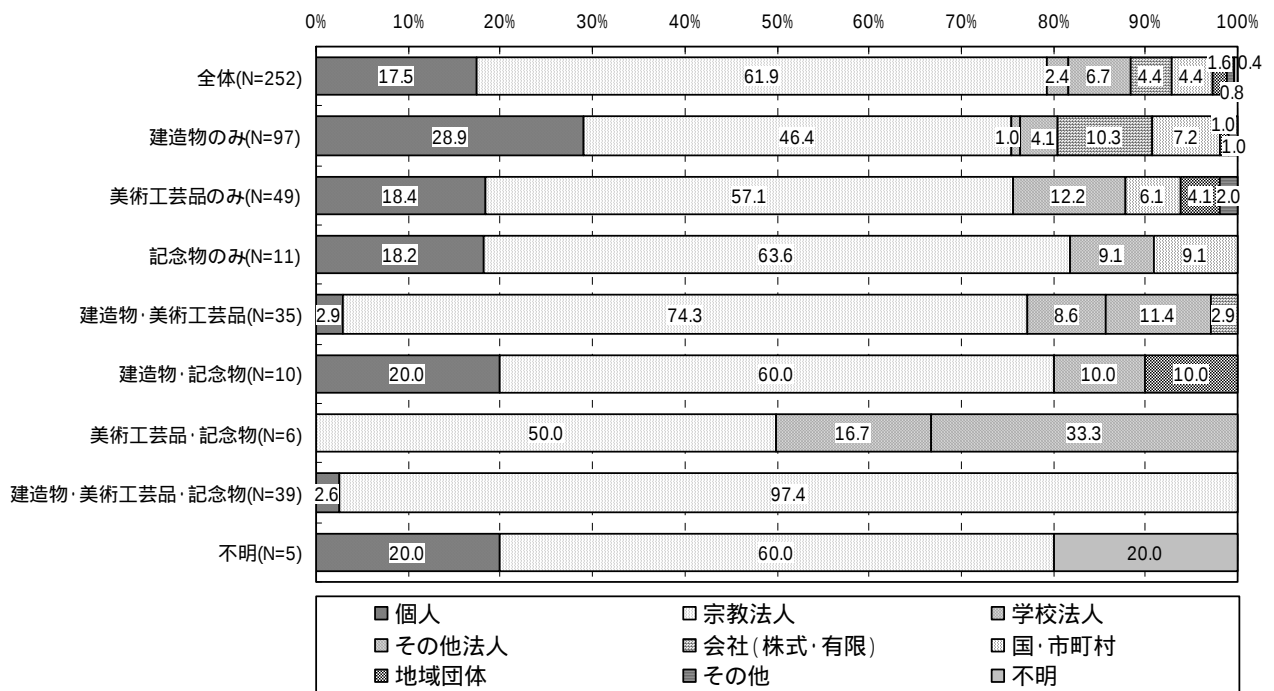
【全体】

- 回答者の組織形態をみると、「宗教法人」（61.9%）の割合が最も高く、次いで「個人」（17.5%）が続いている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみると、『建造物のみ』を所有する回答者は、『全体』に比べて「個人」、「会社」の割合が特に高くなっている。
- 『美術工芸品のみ』を所有する回答者は、『全体』に比べて「その他法人」の割合が特に高くなっている。
- 『記念物のみ』を所有する回答者は、『全体』に比べて「国・市町村」の割合が特に高くなっている。
- 『建造物・美術工芸品』を所有する回答者は、『全体』に比べて「宗教法人」の割合が特に高くなっている。また「その他法人」の割合も高い。
- 『建造物・記念物』を所有する回答者は、『全体』に比べて「地域団体」の割合が特に高い。
- 『美術工芸品・記念物』を所有する回答者は、『全体』と比べて、「学校法人」、「その他法人」の割合が特に高くなっている。
- 『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者は、そのほとんどが「宗教法人」となっている。

図表 42 文化財所有者の組織形態 (SA)



【「その他」の内容】

・ 相互会社

2) 所有する文化財の種類

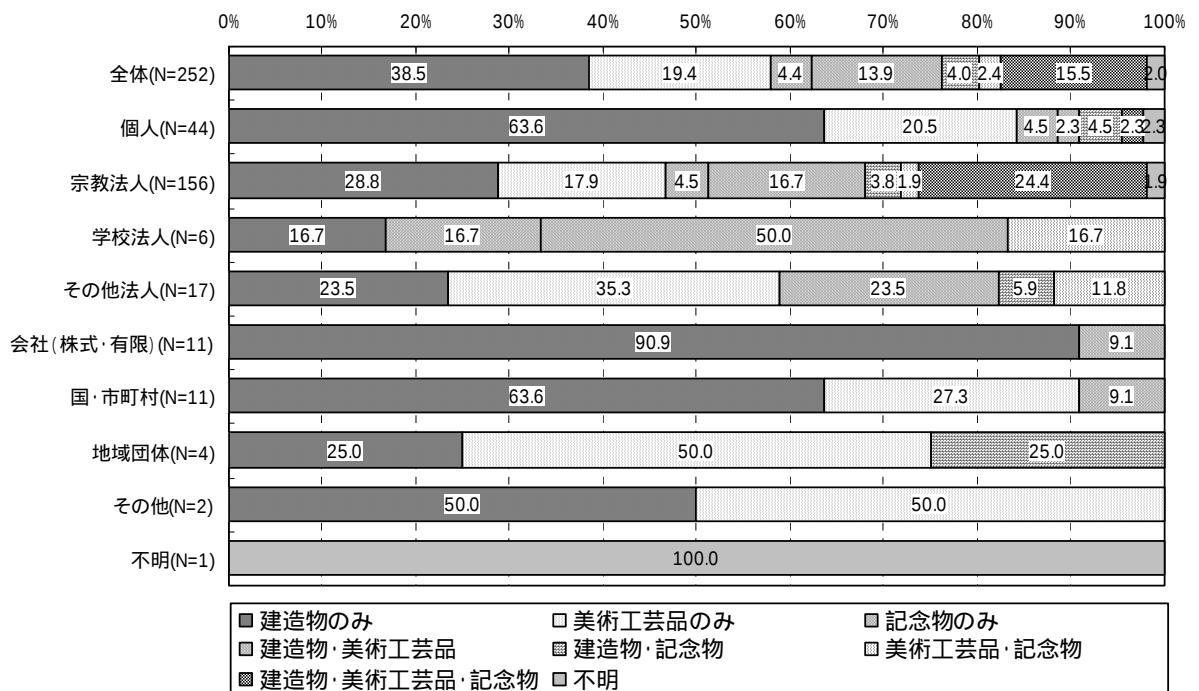
【全体】

- 回答者の所有する文化財の種類をみると、全体では「建造物のみ」(38.5%)の割合が最も高く、次いで「美術工芸品のみ」(19.4%)と続いている。
- 異なった種類の文化財を所有する回答者(「建造物・美術工芸品」,「建造物・記念物」,「美術工芸品・記念物」,「建造物・美術工芸品・記念物」を所有する回答者)は全体の35.8%となっている。

【組織形態別】

- 組織形態別にみると、『個人』は『全体』と比較して、「建造物のみ」,「美術工芸品のみ」の割合が高く、この2つで8割以上を占めている。
- 『宗教法人』は異なった種類の文化財を所有する回答者(「建造物・美術工芸品」,「建造物・記念物」,「美術工芸品・記念物」,「建造物・美術工芸品・記念物」を所有する回答者)の割合が46.8%と高い。特に「建造物・美術・記念物」の割合が24.4%と、他の組織と比べて圧倒的に高いことが特徴となっている。
- 『学校法人』は『宗教法人』と同様に、異なった種類の文化財を所有する回答者の割合が66.7%と高い。
- 『会社』は「建造物のみ」の割合が90.9%と、他の種類の文化財を所有する回答者の割合よりも圧倒的に高くなっている。
- 『国・市町村』は「建造物のみ」の割合が63.6%と高くなっている。
- 『地域団体』は「美術工芸品のみ」の割合が50.0%と高くなっている。

図表 43 所有する文化財の種類(SA)



文化財の保存の現状

1) 文化財の保存に関する問題点

【全体】

- 文化財の保存に関する問題点についてみると、「保存に必要な資金の確保」の割合が58.7%と、他の問題点に比べて圧倒的に高い。
- 「保存に必要な資金の確保」以外には、「保存技術の知識の取得方法」(20.2%)、「文化財の維持管理の継承の方法」(18.7%)の割合が比較的高くなっている。

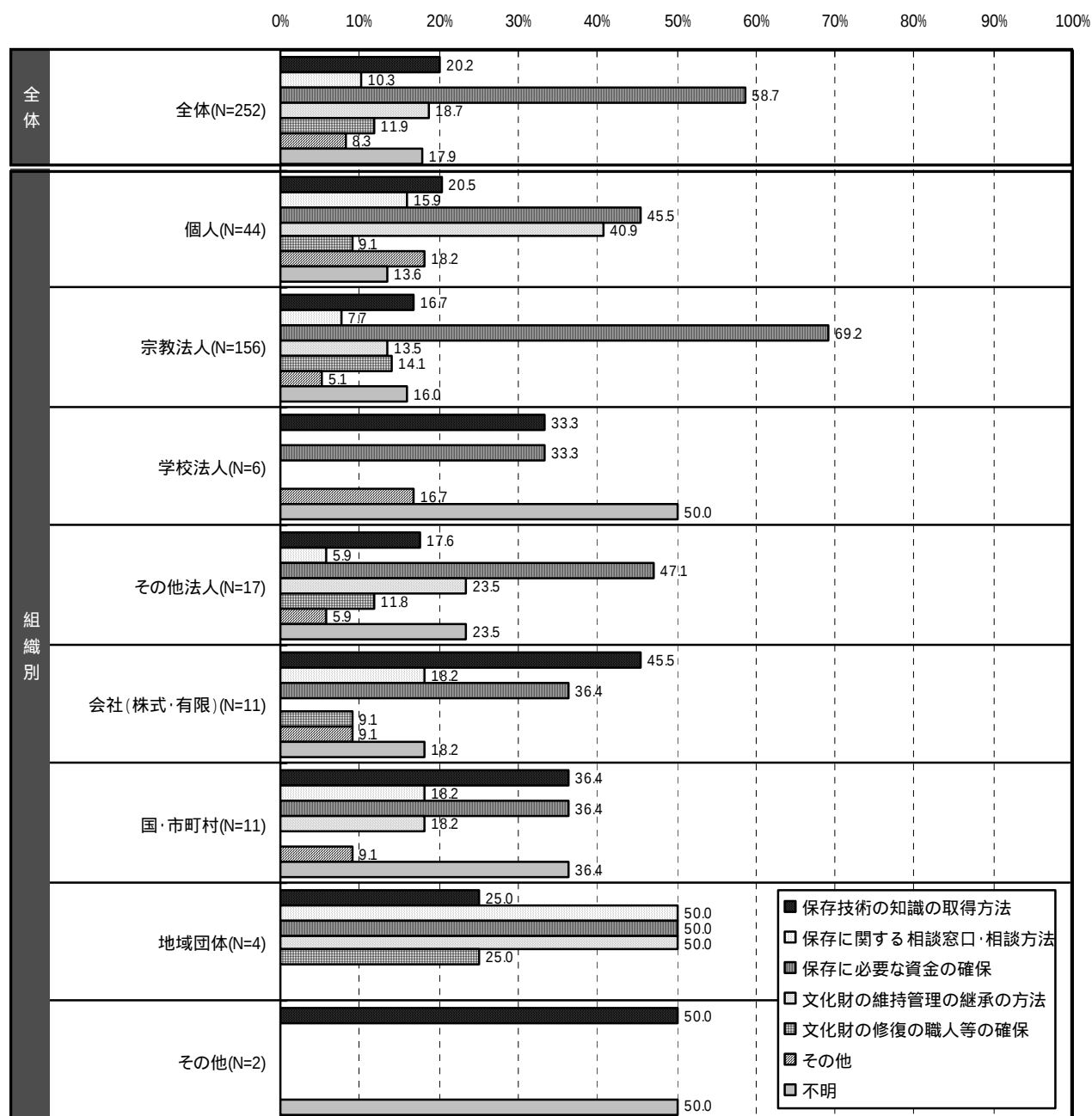
【組織形態別】

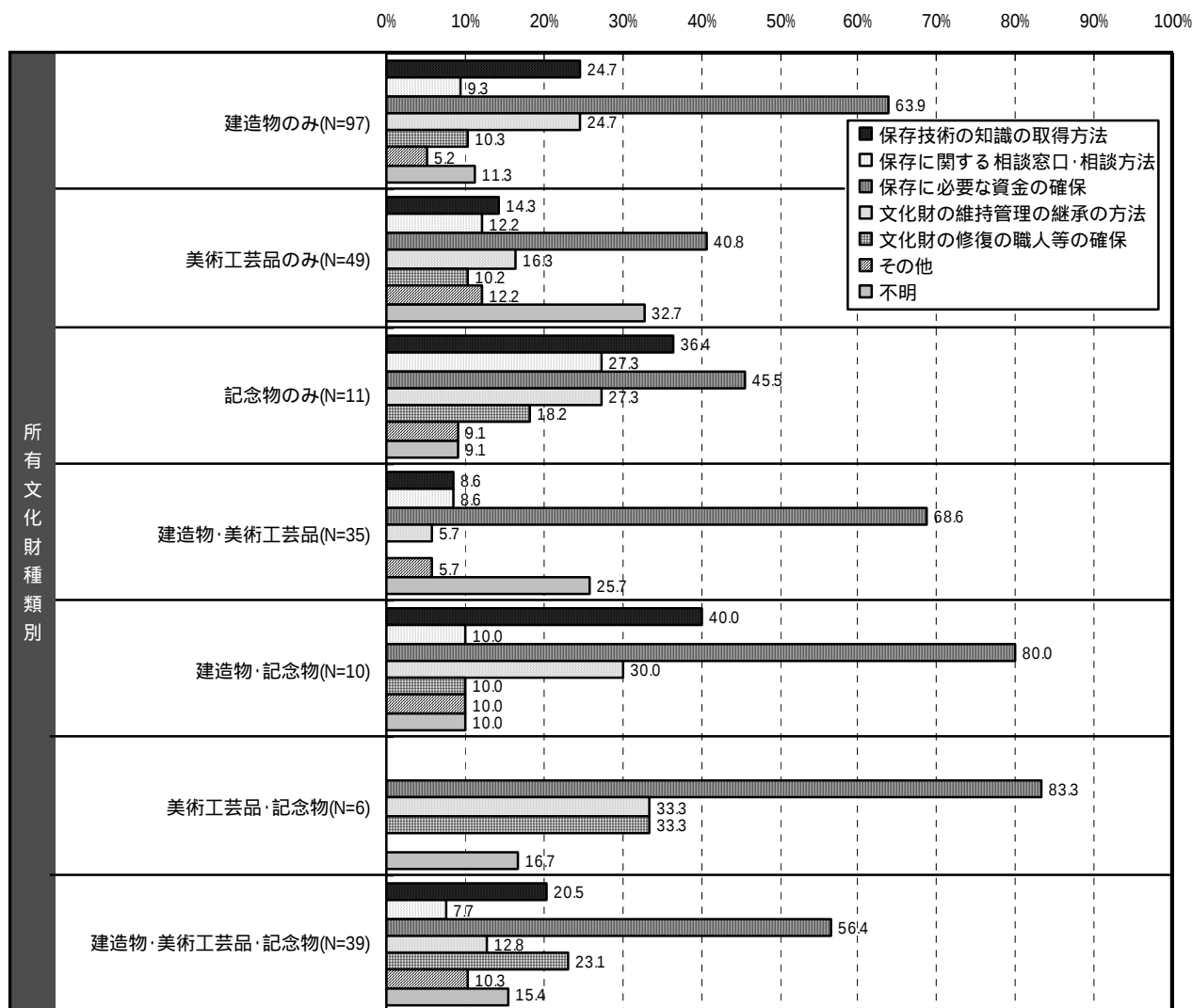
- 文化財の保存に関する問題点について組織形態別にみても、『全体』において圧倒的に割合の高い「保存に必要な資金の確保」は、『会社』を除いたいずれの組織においても一番の問題点とされている。『会社』では「保存技術の知識の取得方法」が最も多くなっている。
- また、『個人』や『地域団体』において、「文化財の維持管理の継承の方法」の割合が40.9%と高くなっていることが特徴となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、いずれの種類においても、「保存に必要な資金の確保」が一番の問題点となっている。
- 『記念物のみ』所有する回答者や、『建造物・記念物』を所有する回答者においては、「保存技術の知識の取得方法」の割合が比較的高い。

図表 44 文化財の保存に関する問題点 (MA)





【「その他」の内容】

■ 資金面に関する課題

- ・ 相続税のことで不安を感じる。
- ・ 税金が高すぎる。
- ・ 固定資産税が重圧となっている。
- ・ 現在は何とかやっていたが、次の世代以降は資金面で不安である。
- ・ 修理をするには多額の出費がいるから手をつけないでいる。
- ・ 補修コストが高い

■ 災害対策

- ・ 地震・台風等の災害に対する備え

■ 保存の技術・材料に関する課題

- ・ 保存のための技術的な知識をもっと得たい。例えば軸類の修復・適正コストの判断が素人では無理。・保安、棚卸、点検/継続性、チェック機能など。
- ・ 茶室の屋根、ヨシ葺、コケラ葺の技術者の技術の向上
- ・ 大松明の材料(細竹切口 3-4cm)の確保

■ 未指定文化財への対応

- ・ 文化財未指定分の今後の対応

2)文化財の保存にあたりこれまで利用したことのある支援制度

【全体】

- 文化財の保存にあたりこれまで利用したことのある支援制度についてみると、「補助制度」の割合が 60.3%と圧倒的に高くなっている。
- 次に「火災・盗難防止などを呼びかける設備の提供」が 23.0%で続いている。

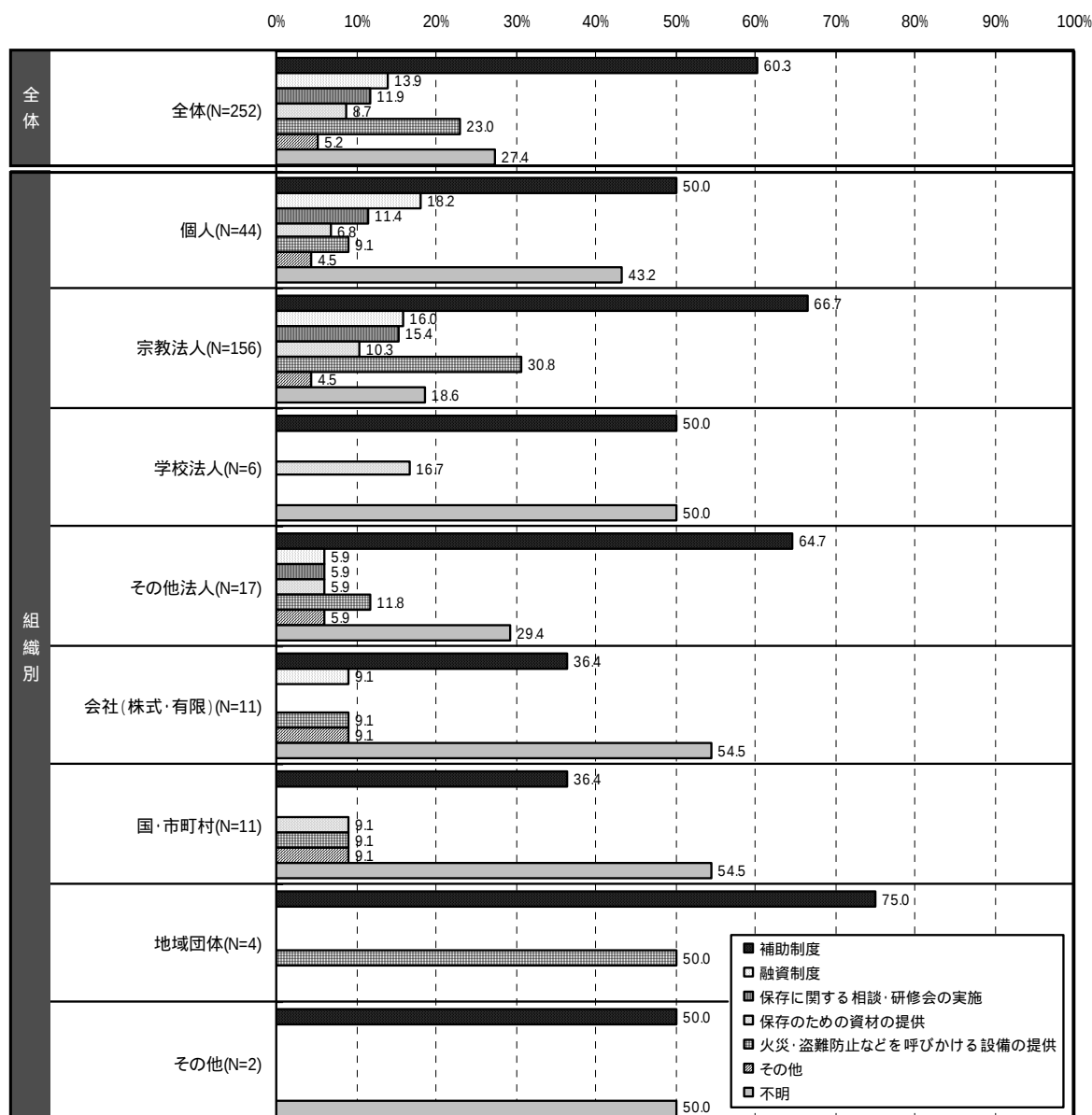
【組織形態別】

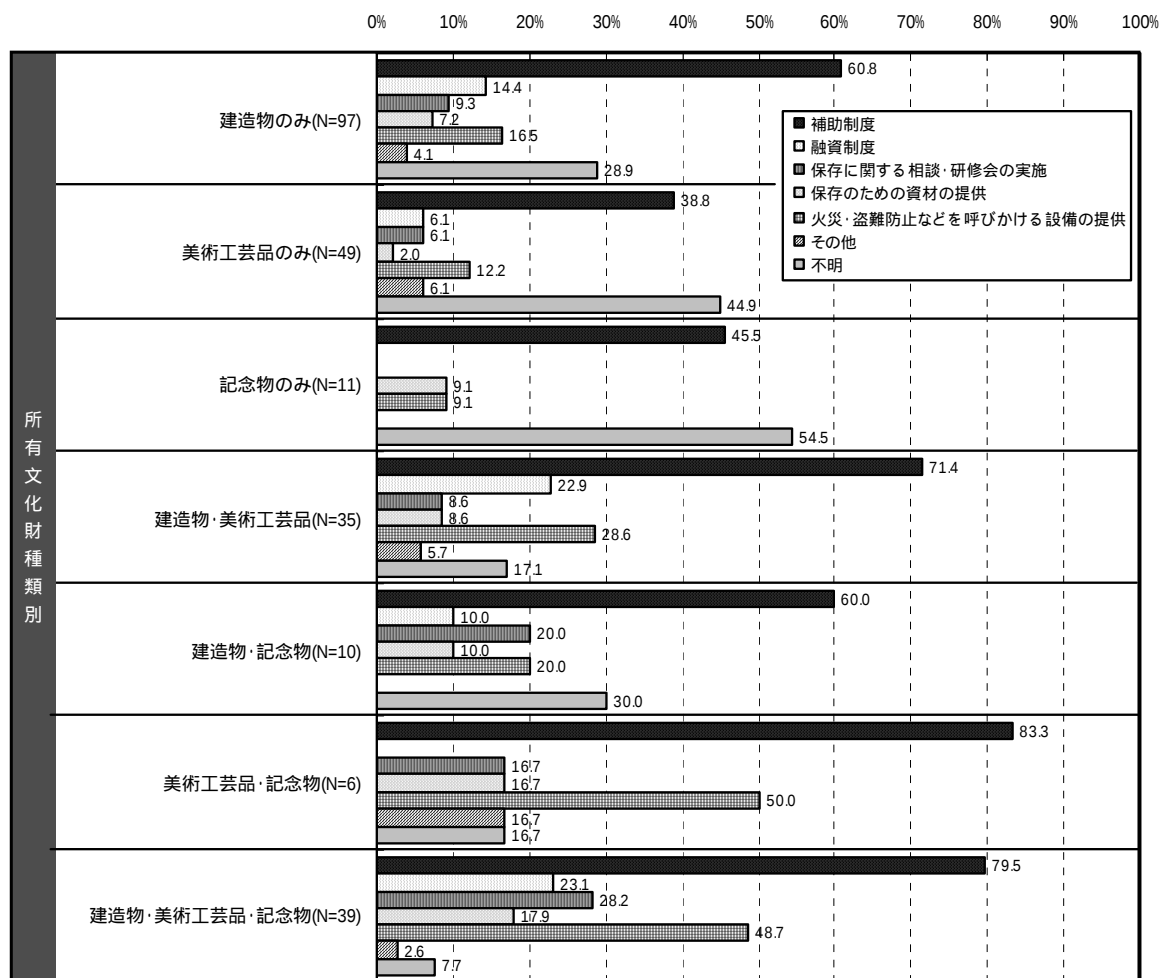
- 文化財の保存にあたりこれまで利用したことのある支援制度について、組織形態別にみても、いずれの組織形態においても、「補助制度」の割合が高くなっている。
- 『宗教法人』、『地域団体』においては、「補助制度」の他に、「火災・盗難防止などを呼びかける設備の提供」の割合が比較的高い。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、いずれの種類においても、「補助制度」の割合が圧倒的に高くなっている。
- 『美術工芸品・記念物』、『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者においは、「火災・盗難防止などを呼びかける設備の提供」の割合が比較的高い。

図表 45 文化財の保存にあたりこれまで利用したことのある支援制度 (MA)





【「その他」の内容】

- ・ 指定管理者制度
- ・ 寄託
- ・ 文化財の説明書の看板の設置
- ・ 教育委員会等からの文化財保護 PR ポスターの配布
- ・ 正伝寺文化財レスキュー隊(平成 14 年 1 月 25 日発足)
- ・ 京都・東京国立博物館, 滋賀県立文化館, 大津市立歴史博物館への保存・展示委託
- ・ 全文連加盟
- ・ 駒札
- ・ 今まで知識がなかったので, 一切利用していない。

3) 補助制度・融資制度の問題点

【全体】

- 補助制度・融資制度の問題点についてみると、「必要とされる自己負担金の確保」の割合が32.1%で最も高く、「制度内容に関する情報不足」が28.2%で続いている。
- 「相談窓口に関する情報不足」や「目的に則した制度の不在」の割合は比較的低くなっている。

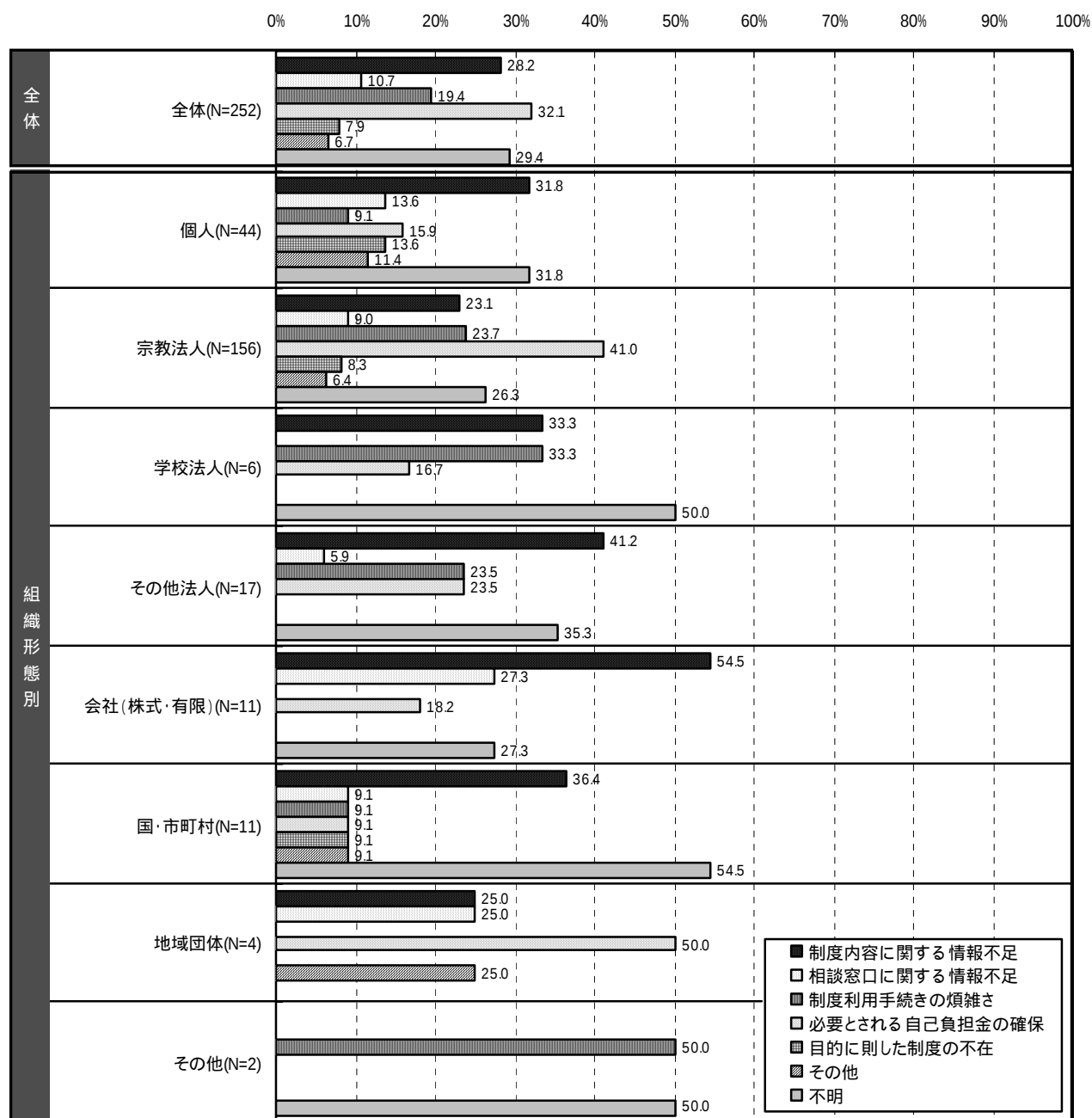
【組織形態別】

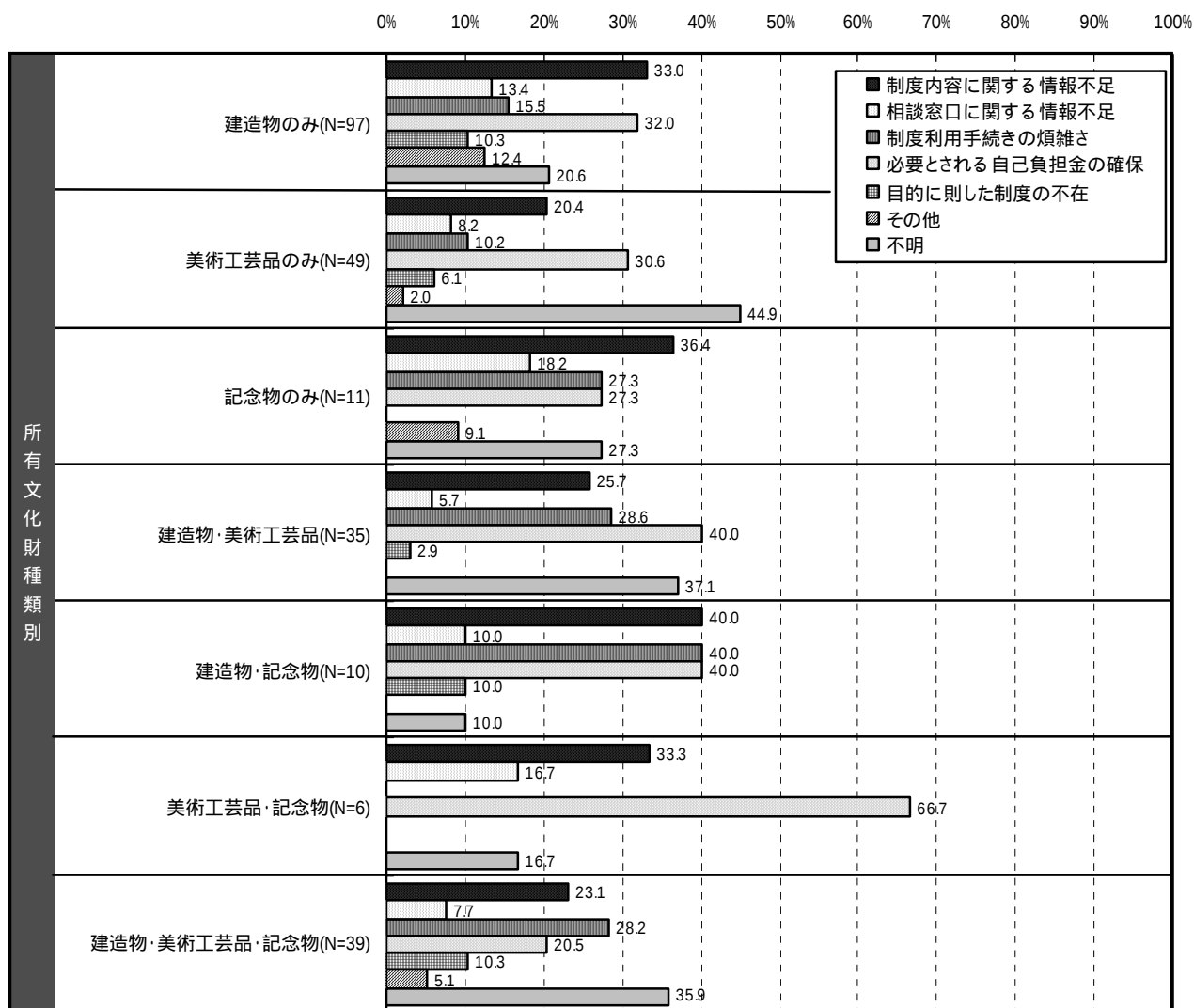
- 補助制度・融資制度の問題点について、組織形態別にみても、『全体』において最も割合の高かった「必要とされる自己負担金の確保」については、『宗教団体』、『地域団体』において、割合が高くなっているが、その他の組織形態においてはそれほど高くない。
- 『学校法人』、『その他法人』、『会社』、『国・市町村』においては、「制度内容に関する情報不足」の割合が高くなっている。この他、『学校法人』においては、「制度利用手続きの煩雑さ」の割合が高い。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、『美術工芸品のみ』、『建造物・美術工芸品』を所有する回答者において、「必要とされる自己負担金の確保」の割合が最も高くなっている。
- 『建造物のみ』、『記念物のみ』を所有する回答者においては、「制度内容に関する情報不足」の割合が最も高くなっている。
- 『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者においては、「制度利用手続きの煩雑さ」の割合が最も高くなっている。
- 『建造物・記念物』を所有する回答者においては、「制度内容に関する情報不足」、「制度利用手続きの煩雑さ」、「必要とされる自己資金の確保」の割合が40.0%同率で最も高くなっている。

図表 46 補助制度・融資制度の問題点





【「その他」の内容】

■ 補助率・利息に関する問題点

- ・ 維持管理費の補助額が少ない。
- ・ 補助率を上げて欲しい。
- ・ 従来通り府・市合わせて2分の1の補助をお願いしたい。
- ・ 融資の利息が高い。

■ 制度情報に関する問題点

- ・ 制度に関する情報が少ないのではなく、情報が無い。

■ 制度の利用にあたっての課題

- ・ 毎年補助申請しているものの、いつ申請が通るかが分からない。緊急の修理は自己資金で行っているものの、限度がある。
- ・ 補助融資を申請している人が多く、なかなか補助を受けることができない。数年先まで待たなければならないのであれば、老朽化には対応できない。
- ・ 融資制度の利用については、一般銀行並みにハードルが高い。また手続きに困難を要する。

■ その他

- ・ もっと減税すべきである。土地にかかる固定資産税、相続税などが高すぎるため、大切な文化財がなくなっている。

文化財の公開・活用の現状と公開・活用に対する意向

1) 文化財の日常的な公開の実施状況

【全体】

- 文化財の日常的な公開の実施状況についてみると、「公開している」の割合は 54.3%と、回答者の半分以上となっている。「公開していない」は 26.2%となっている。

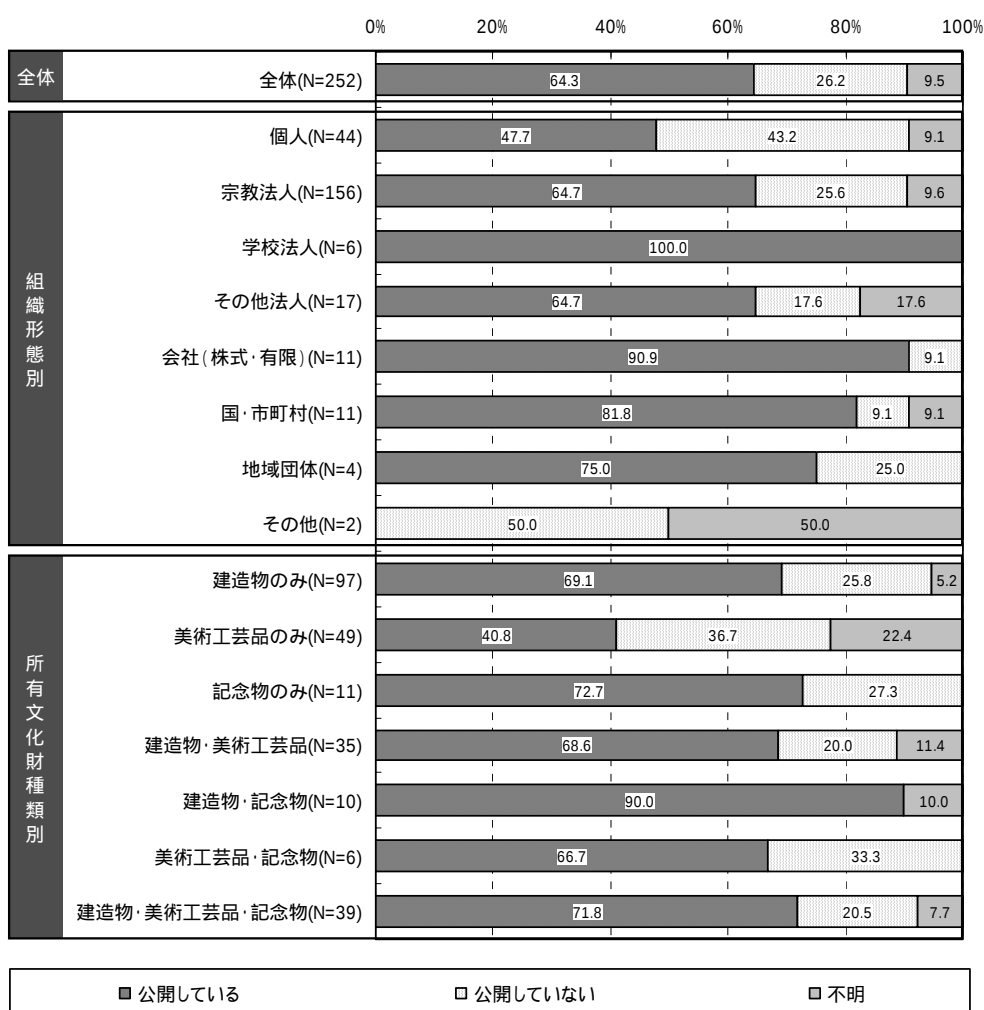
【組織形態別】

- 文化財の日常的な公開の実施状況について組織形態別にみても、「公開している」の割合が最も高いのは『学校法人』(100%)となっている。次いで、『会社』(90.9%)、『国・市町村』(81.1%)、『地域団体』(75.0%)となっている。
- 「公開していない」の割合が最も高いのは、『個人』(43.2%)であり、次いで『宗教法人』(25.6%)、『地域団体』(25.0%)となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、「公開している」の割合が最も高いのは、『建造物・記念物』を所有する回答者(90.0%)となっている。次いで『記念物のみ』(72.3%)、『建造物・美術工芸品・記念物』(71.8%)を所有する回答者において割合が高くなっている。
- 「公開していない」の割合が高いのは、『美術工芸品のみ』(36.7%)、『美術工芸品・記念物』(33.3%)を所有する回答者となっている。
- 建造物を所有している回答者は、「公開している」の割合が比較的高い傾向が見られる。

図表 47 文化財の日常的な公開の実施状況(SA)



2)文化財の日常的な公開の問題点

【全体】

- 文化財の日常的な公開の問題点についてみると、「文化財の損傷・劣化」が 42.6%で圧倒的に高くなっている。

【組織形態別】

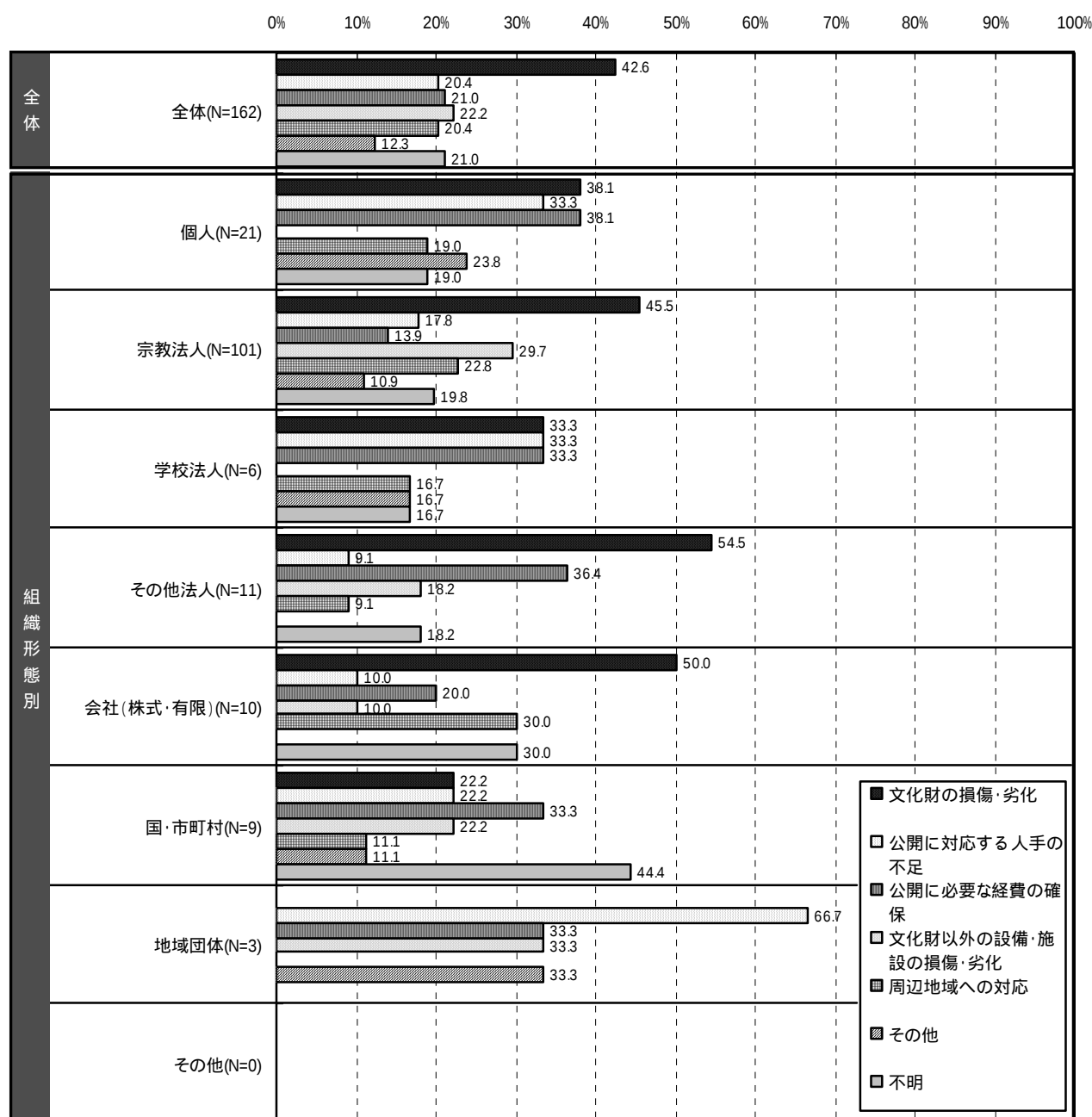
- 文化財の日常的な公開の問題点について組織形態別にみても。『宗教法人』、『その他法人』、『会社』において、「文化財の損傷・劣化」の割合が最も高くなっている。
- 『国・市町村』においては「公開に必要な経費の確保」、『地域団体』においては「公開に対応する人手の不足」の割合が最も高くなっている。

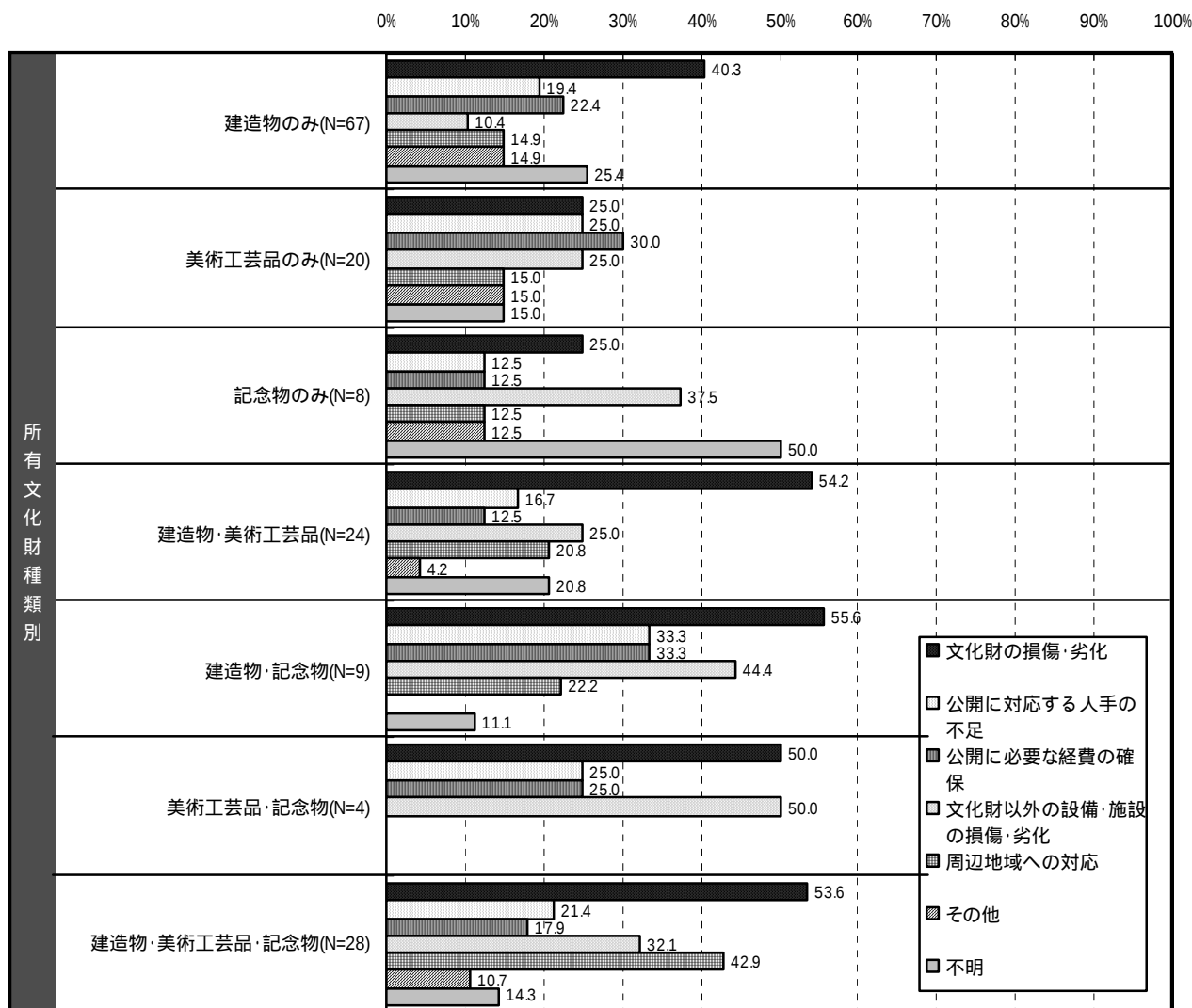
【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても。『建造物のみ』、『建造物・美術工芸品』、『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者においては、「文化財の損傷・劣化」の割合が最も高くなっている。
- 『美術工芸品のみ』を所有する回答者においては「公開に必要な経費の確保」、『記念物のみ』を所有する回答者においては「文化財以外の設備・施設の損傷・劣化」の割合が最も高くなっている。
- 『美術工芸品・記念物』を所有する回答者においては「文化財の損傷・劣化」、文化財以外の設備・施設の損傷・劣化」の割合が同率で最も高くなっている。

図表 48 文化財の日常的な公開の問題点

(MA, 前問において「公開している」との回答者のみに対する質問)





【「その他」の内容】

■ 見学者のマナー

- ・ 見学者のマナーが悪い。

■ 文化財の盗難・破損・防災対策

- ・ 不特定多数の者が常時出入りするので、管理が大変である。
- ・ 盗難の可能性があり、防犯上の不安が大きい。
- ・ 放火、賽銭泥棒が心配である。
- ・ 火災や盗難など防犯に関する点が心配である。
- ・ いたずらや落書等に対する監視が十分できない。

■ 公開に対応する人手の不足

- ・ 境内の維持管理清掃に人手が不足している。

■ 観覧者に対する十分な説明

- ・ 人手不足で十分に案内してあげることができない。
- ・ 日本語のわからない外国人への案内ができない。ボランティア通訳が不足している。

■ 施設・設備の見学者の受入への対応

- ・ 展示スペースが少ない。

■ 文化財の継承

- ・ 住職夫婦が勤めているので、老母が亡くなったら説明を出来る人がいない。

■ 保存・公開にかかる費用

- ・ 補修に多額の出費がいるため、手つかずの状態である。

■ その他の意見

- ・ 文化財の劣化を案ずるより、もっと多くの人に見てもらいたい。

3) 日常的に公開していない文化財の特別公開の実施状況

公開の有無

【全体】

- 日常的に公開していない文化財の特別公開の実施状況についてみると、「公開したことがある」は 29.4%、「公開したことはない」は 19.8%となっている。

【組織形態別】

- 日常的に公開していない文化財の特別公開の実施状況について組織形態別にみても。「公開したことがある」の割合が最も高いのは、『その他法人』（47.1%）となっている。次いで、『宗教法人』（30.1%）、『個人』（29.5%）において割合が高くなっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても。「公開したことがある」の割合が最も高いのは、51.3%で『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者となっている。次いで『建造物・美術工芸品』（40.0%）、『美術工芸品のみ』を所有する回答者において割合が高くなっている。

公開の回数

【全体】

- 日常的に公開していない文化財を公開したことがある回答者の、過去の公開回数についてみると、「1～5回」が 43.2%で最も割合が高く、次いで「6～10回」（6.8%）が続いている。

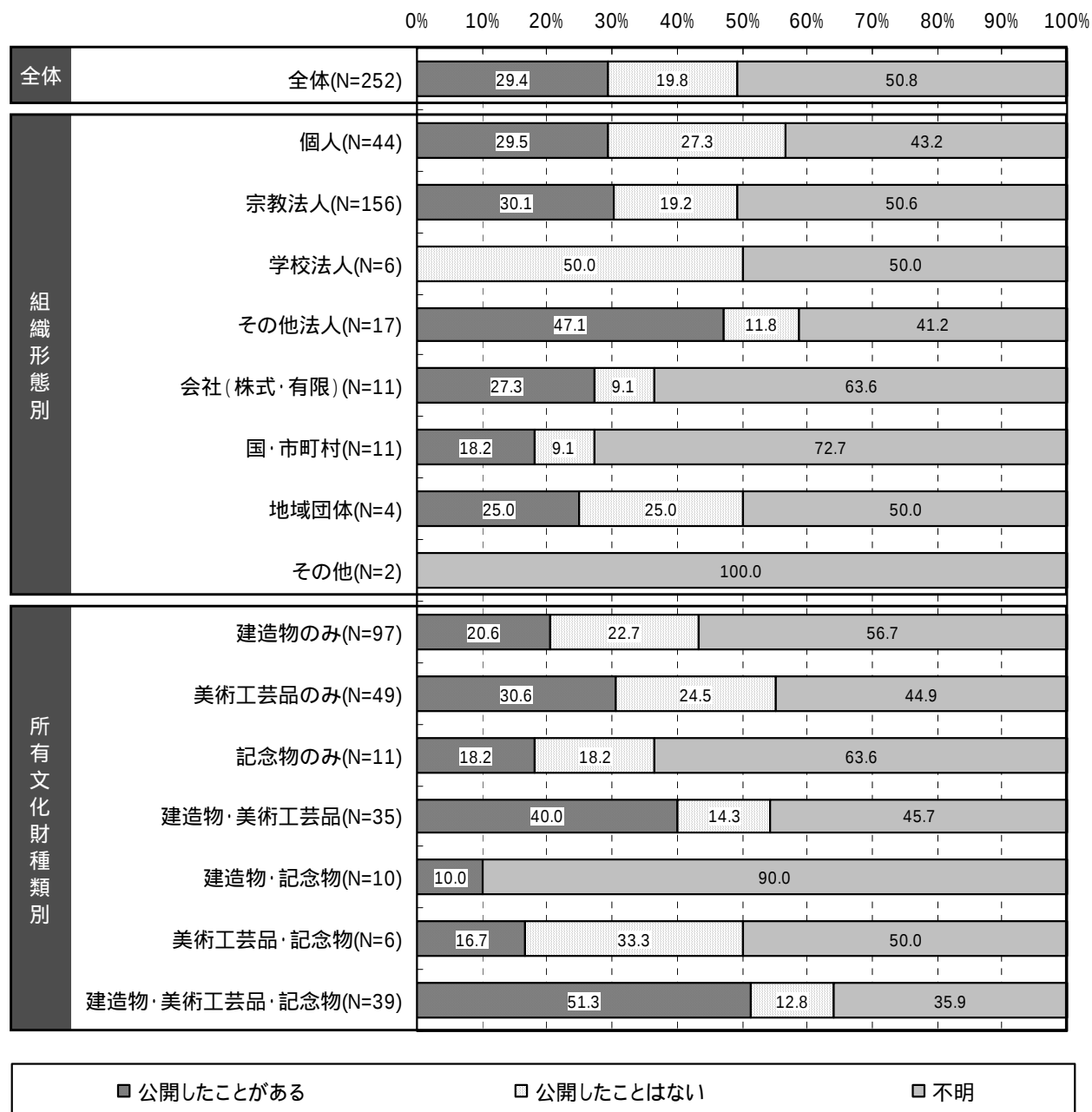
【組織形態別】

- 過去の公開回数について組織形態別にみても。（回答がない組織形態を除いて）いずれの組織形態においても「1～5回」の割合が最も高くなっている。

【所有文化財種類別】

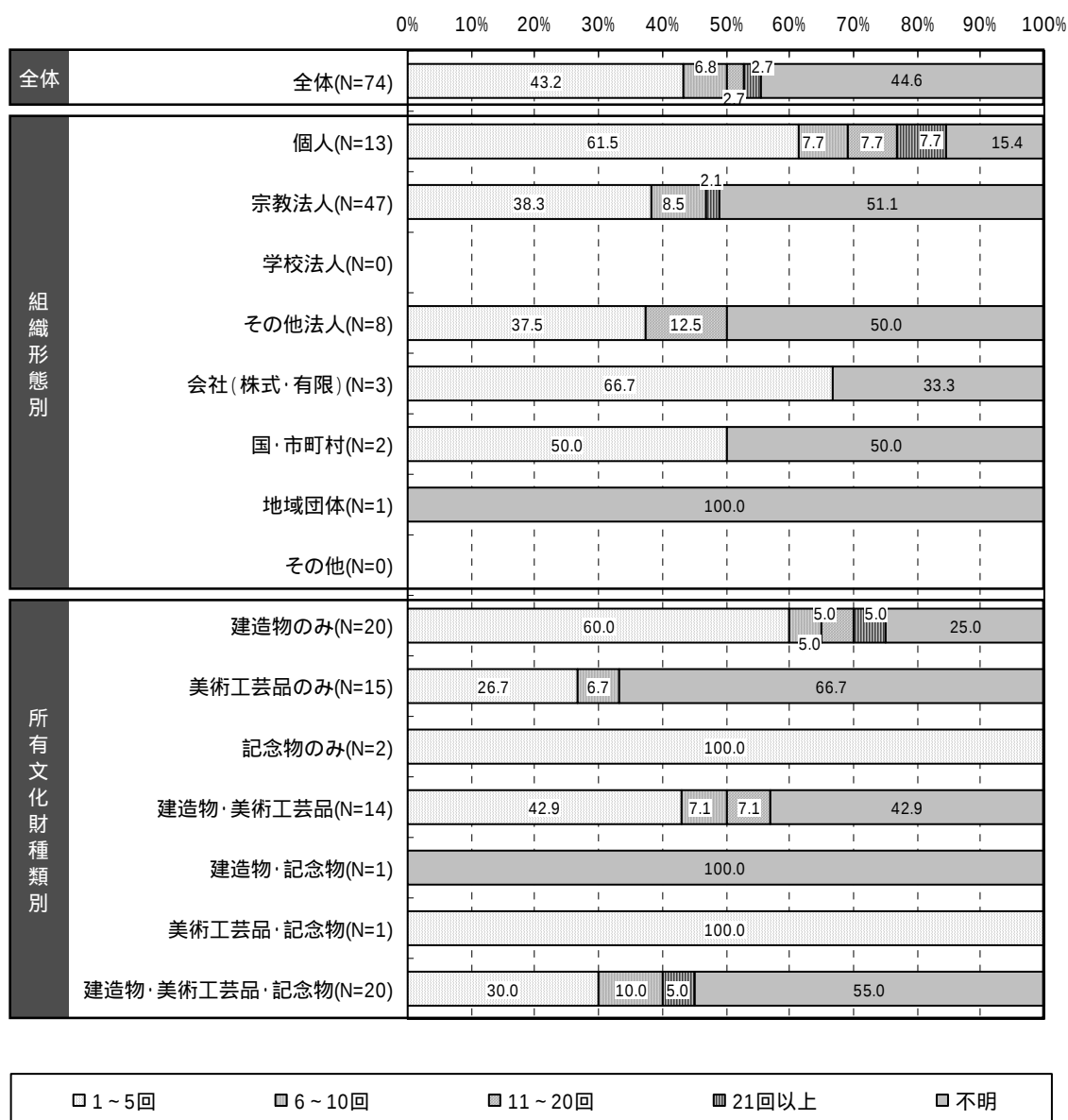
- 所有文化財種類別にみても。（回答がない組織形態を除いて）いずれの所有文化財種類においても「1～5回」の割合が最も高くなっている。

図表 49 日常的に公開していない文化財の特別公開の実施状況 (SA)



図表 50 日常的に公開していない文化財を特別公開したことがある回答者の過去の公開回数

(NA, 前問において「公開したことがある」との回答者のみへの質問)



4) 日常的に公開していない文化財の特別公開の際の問題点

- 日常的に公開していない文化財の特別公開の際の問題点として、「見学者のマナーが悪いこと」、「文化財の劣化・損傷が発生した」、「文化財以外の施設・設備等の劣化・損傷が発生した」という問題が指摘され、それらの問題から「盗難・破損・防災対策が必要である」との課題が指摘されている。
- また「公開に対応する人手が不足している」ことや、そういったことが原因で見学者の監視や誘導が充分でないこと、「文化財に対する十分な説明ができていない」状況が指摘されている。
- トイレやバリアフリーなどの面で「施設・設備が見学者の受入に対応していない」ことや、「公開の運営の方法の難しさ」が指摘されている。
- また費用面においては、公開によりかえって赤字になったなど、「公開の費用がかさむ」ことが問題として指摘されている。

図表 51 日常的に公開していない文化財の特別公開の際の問題点(自由回答)

■ 見学者のマナー

- ・ 見学者のマナーが悪い。
- ・ 見えないところで文化財に触れる人がいる。
- ・ 文化財を傷つけられたりするのではないかと気を遣った。
- ・ ガラス・障子等の破損が心配だった。

■ 文化財の劣化・損傷

- ・ 文化財の老化や損傷が発生した。
- ・ 損傷した場合の修理・修復の費用が大きい。

■ 文化財以外の施設・設備等の劣化・損傷

- ・ 指で屏風に穴をあけられた。
- ・ 公開時に乾燥により襖を破損した。
- ・ 対象文化財以外の建造物に対しての損傷がある。

■ 文化財の盗難・破損・防災対策

- ・ 公開することにより、盗難のおそれがある。
- ・ 公開して劣化、盗難などのおそれがある。
- ・ 指定建造物内での公開では防災上、防犯上の対応力が必要となる。
- ・ 監視のための要員を確保できない。
- ・ 夜間の管理が難しい。
- ・ 公開時の管理が行き届かない。
- ・ 保安上のチェックが不十分である。

■ 公開に対応する人手の不足

- ・ 宮司などの人員が少なく、十分な対応ができない。
- ・ 公開に対する人手が不足している。
- ・ 年に一回は必ず一般公開しているのだが、人手が足りない。

■ 観覧者に対する十分な説明

- ・ 所有者が老人であり案内が困難である。
- ・ 文化財について説明できる人材がいない。
- ・ 資料の説明文などを用意する必要がある。
- ・ 案内人の人数が不足している。

■ 施設・設備の見学者の受入への対応

- ・ トイレの使用頻度が高く、家族用トイレを提供していたが、公用にあたっては別棟に施設が必要と痛感し

た。

- ・ 便所の使用に問題を感じた。
- ・ 見学者が順路から外れたり、中に土足で入れなかったり、出入口がせまい事等から、人の出入りがスムーズにできなかった。
- ・ プライバシー区域まで入られて困った。
- ・ 本堂に上がる階段に手摺がないので、足の悪い方の登り降りに困る時がある。

■ 公開の運営方法

- ・ 一期に公開できず、順次公開している。
- ・ TV に出演したことがきっかけで、約束無しで見学に来られ、対応が大変であった。
- ・ 入場者数が事前に読めないなので、公開の方法が難しい。

■ 公開にかかる費用

- ・ 費用が高つく。
- ・ 公開の経費がかさみ、かえて赤字となってしまった。

5) 日常的に公開していない文化財の公開に対する意向

【全体】

- 日常的に公開していない文化財の公開に対する意向についてみると、「公開を検討中」は 6.7%、「公開の意向はあるが、公開に困難を感じている」が 15.5%、「公開の意向はあまりないが、検討の余地はある」は 8.7%、「公開の意向はあまりなく、検討の余地もあまりない」が 13.9%となっている。

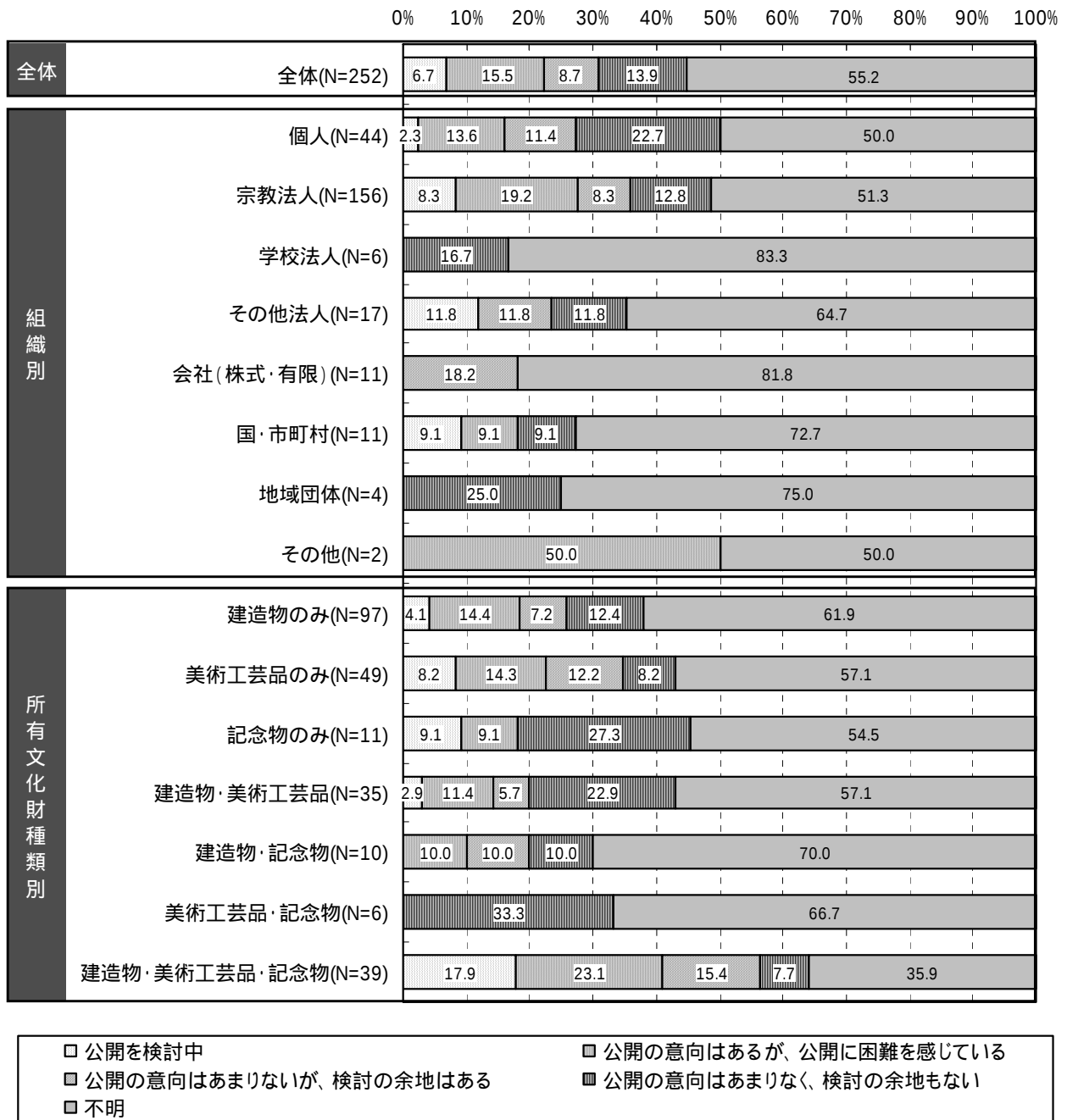
【組織形態別】

- 日常的に公開していない文化財の公開に対する意向について組織形態別にみても。「公開を検討中」の割合が比較的高いのは、『その他法人』（11.8%）、『国・市町村』（9.1%）、『宗教法人』（8.3%）となっている。
- 「公開の意向はあまりなく、検討の余地もない」の割合が比較的高いのは、『個人』（22.7%）、『学校法人』（16.7%）、『地域団体』（25.0%）となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても。「公開を検討中」の割合が高いのは、『建造物・美術工芸品・記念品』を所有する回答者（17.9%）となっている。
- 「公開の意向はあまりなく、検討の余地もない」の割合が高いのは、『美術工芸品・記念物』（33.3%）、『記念物のみ』（27.3%）、『建造物・美術工芸品』（22.9%）を所有する回答者となっている。

図表 52 日常的に公開していない文化財の公開に対する意向 (SA)



6)文化財の活用に対する考え

【全体】

- 文化財所有者の文化財の活用に対する考えについてみると、「可能な範囲で活用すべき」(65.1%)の割合が圧倒的に高く、次いで「積極的に活用すべき」(18.7%)となっている。
- 「あまり活用すべきではない」は 3.2%、「活用すべきではない」は 1.6%となっている。

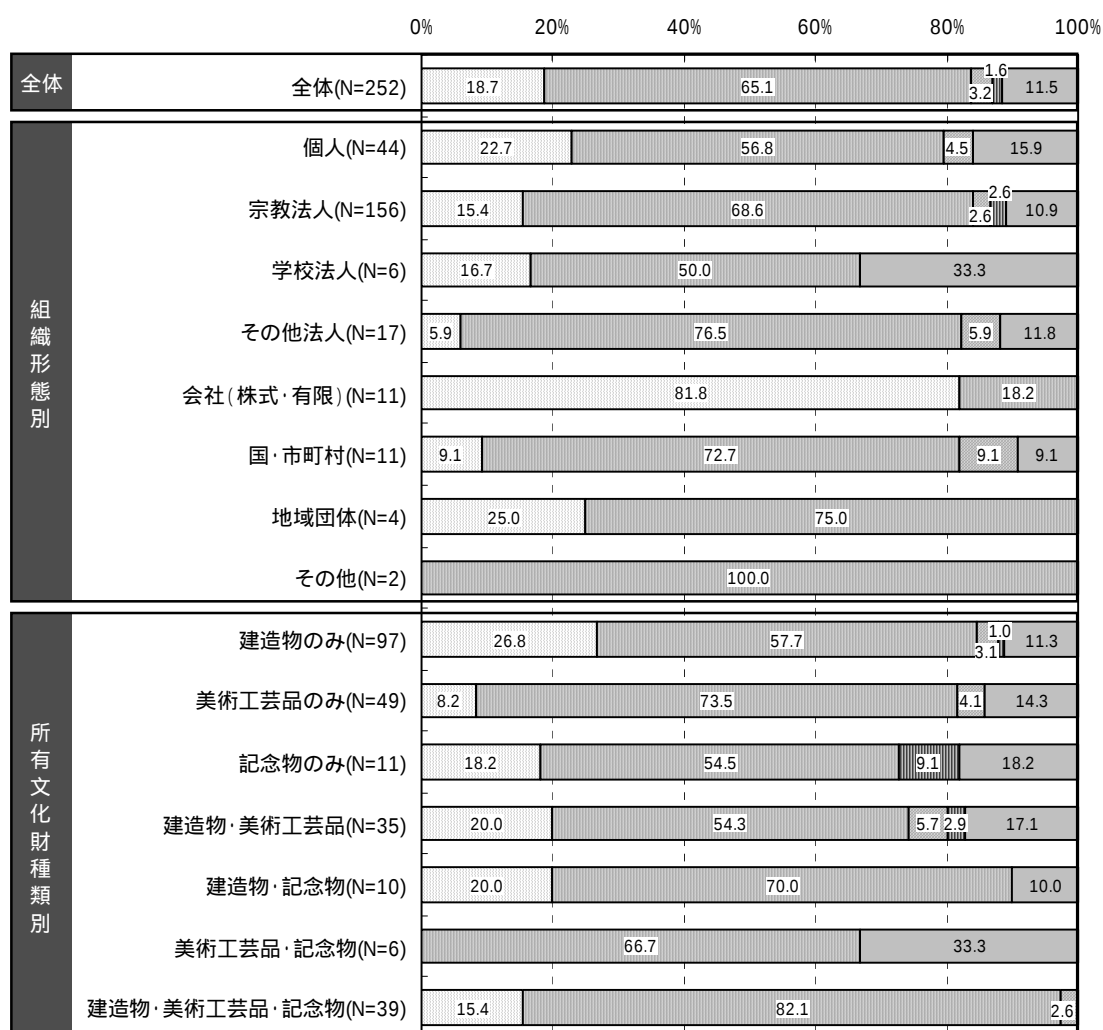
【組織形態別】

- 文化財所有者の文化財の活用に対する考えについて組織形態別にみても、「積極的に活用すべき」の割合は、『会社』が 81.8%と他と比べて圧倒的に高くなっている。
- 「あまり活用すべきでない」「活用すべきでない」を合わせた割合が高いのは、『国・市町村』(9.1%)、『その他法人』(5.9%)となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、「積極的に活用すべき」の割合は、ほとんどの組織において 15～30%となっているが、『美術工芸品のみ』を所有する回答者において 8.2%、『美術工芸品・記念物』を所有する回答者において 0%と低くなっている。
- 「あまり活用すべきでない」「活用すべきでない」を合わせた割合が高いのは、『記念物のみ』を所有する回答者(9.1%)、『建造物・美術工芸品』を所有する回答者(8.6%)となっている。

図表 53 文化財の活用に対する考え (SA)



□ 積極的に活用すべき □ 可能な範囲で活用すべき □ あまり活用すべきではない ■ 活用すべきではない □ 不明

文化財保存・活用に望まれる支援

1)文化財の保存に対して望む支援

【全体】

- 文化財の保存に対して望む支援についてみると、「文化財の修理費用の助成・融資」の割合が23.6%で最も高く、次いで「文化財の保存状態の訪問診断」(13.5%)、「文化財の保存に関する物資・設備の提供」(12.9%)が続いている。

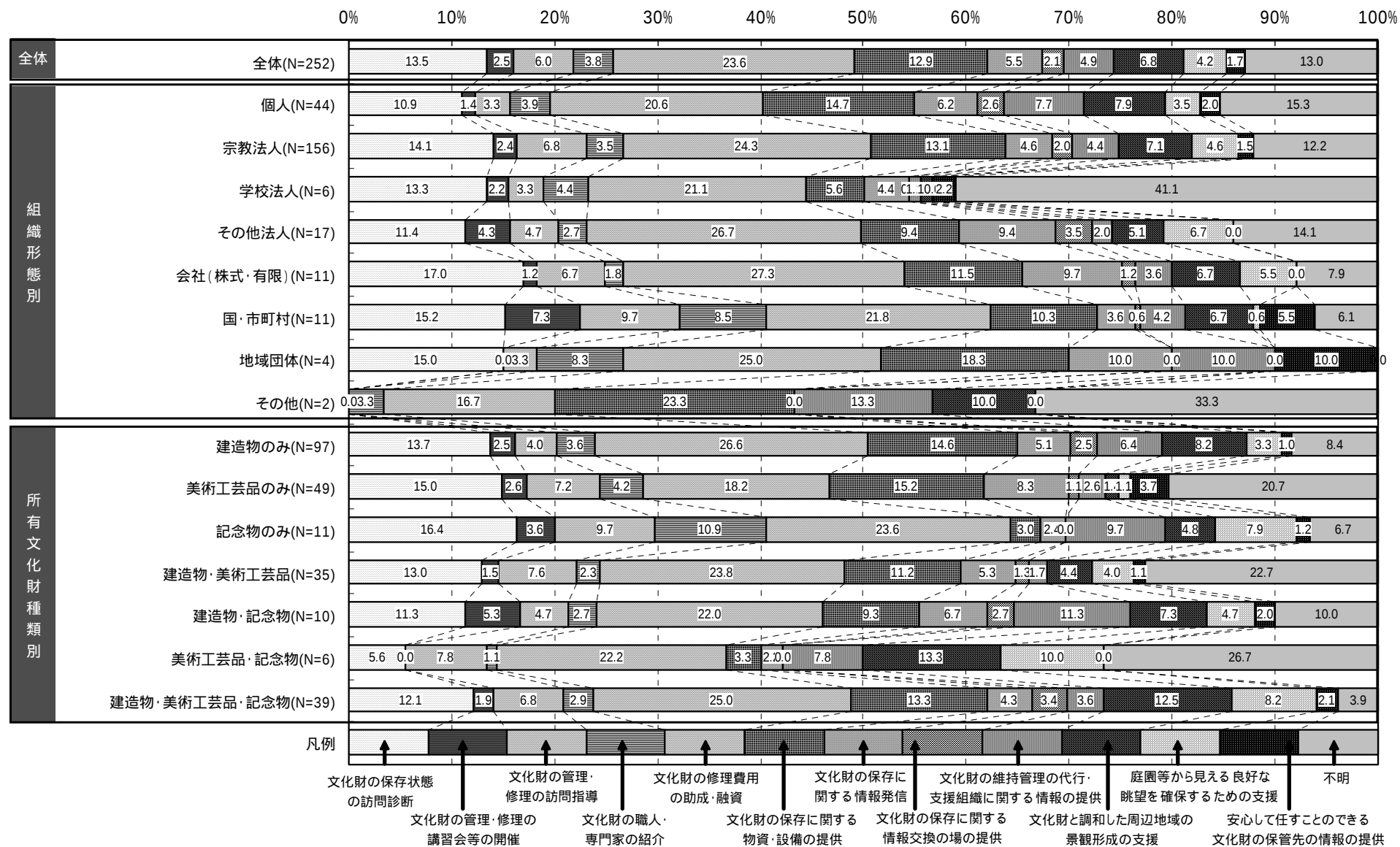
【組織形態別】

- 文化財の保存に対して望む支援について組織形態別にみても、「文化財の修理費用の助成・融資」の割合が最も高くなっている。
- 「文化財の修理費用の助成・融資」の次に割合が高くなっているのは、「宗教法人」、「学校法人」、「その他法人」、「会社」、「国・市町村」においては、「文化財の保存状態の訪問診断」、次に「文化財の保存に関する物資・設備の提供」の順となっている。「個人」、「地域団体」においては、「文化財の保存に関する物資・設備の提供」、次に「文化財の保存状態の訪問診断」の順となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、いずれの種類においても、「文化財の修理費用の助成・融資」の割合が最も高くなっている。「建造物のみ」、「美術工芸品のみ」、「建造物・美術工芸品」を所有する回答者においては、「文化財の修理費用の助成・融資」の他に、「文化財の保存状態の訪問診断」、「文化財の保存に関する物資・設備の提供」の割合が高くなっている。
- 「記念物」を所有する回答者においては、「文化財の修理費用の助成・融資」の他に、「文化財の保存状態の訪問診断」、「文化財の職人・専門家の紹介」の割合が高くなっている。
- 「建造物・記念物」を所有する回答者においては、「文化財の修理費用の助成・融資」の他に、「文化財の維持管理の代行・支援組織に関する情報の提供」、「文化財の保存状態の訪問診断」の割合が高くなっている。
- 「美術工芸品・記念物」を所有する回答者においては、「文化財の修理費用の助成・融資」の他に、「文化財と調和した周辺地域の景観形成」の割合が高くなっている。
- 「建造物・美術工芸品・記念物」を所有する回答者においては、「文化財の保存に関する物資・設備の提供」、「文化財と調和した周辺地域の景観形成の支援」の割合が高くなっている。

図表 54 文化財の保存に対して望む支援



【選択肢以外に望む支援】

■ 文化財の保存に関する相談先が欲しい

- ・所有者である私が引退した後、保存のための費用を得るために次の世代が新事業を立ち上げるか、又は改築しかないので、このままで賃貸できるか相談できる相手が欲しい。
- ・文化財を積極的に活用するために、支援する公的機関の設置とアドバイザーの派遣(専門分野別)が必要である。

■ 文化財に関する診断・評価

- ・定期的に、社殿など建造物について専門家の診断をお願いしたい。
- ・調査実施及び調査結果の提供をお願いしたい。
- ・所蔵する書き付けの鑑定・評価作業をするシステムをつくって欲しい。

■ 文化財の調査・研究

- ・古文書の解読(軸・屏額、書籍、書簡等の文書)をして欲しい。

■ 文化財を保存する地域団体の育成

- ・地域で文化財の保存を支援し、理解を深めてくれる支援団体を組織して欲しい。
- ・地域が望む文化財のあり方と、文化財所有者が望むあり方に温度差があることを理解できる団体を育成して欲しい。

■ 文化財保存(活用)の設備の提供

- ・盗難防止設備を設置して欲しい。
- ・駒札(コマフダ)を設置して欲しい。

■ 文化財に対する普及・啓発

- ・文化財が日本の国や地方の文化を象徴するものであり、深い文化を持った国であることをより多くの人に認識していただけるよう、文化財保護に関わる教育を強化して欲しい。
- ・文化財に関する地域啓発活動を行って欲しい。
- ・地域の歴史・文化を理解するため、歴史資料館などで企画・展示して取り上げることが望ましい。

■ 文化財保存のための資金援助

- ・文化財が庭の場合、相続の際、金銭に余裕がないと、土地を分割せざるをえなくなる。今の家の広さを保ったままで、どこかに管理を任せられないか。また税や相続について何か配慮して欲しいと思う。
- ・低金利で融資を受けられるシステムが欲しい。
- ・登録有形文化財の修理とそのための補助金が欲しい。特に国は皆無の状況である。
- ・固定資産税の減税を家屋だけでなく、その文化財の存在する土地にも適用して欲しい。家屋は古く、もともと税金はそれほど高くない。
- ・修理が必要な時の全額を補助して欲しい。
- ・専門職による直接修理、管理人の雇用、小修理や予防管理を直接公費で実施して欲しい。

■ 所有者の情報交換の場の提供

- ・限られた地域での所有者同士の交流、町家に限った情報交換の場が欲しい。

■ 文化財の PR

- ・広報活動をお願いしたい。

■ その他

- ・大規模修理にあわせて、各破損箇所の修理を行なうのが通例のようなので、小規模修理が迅速に行われるような支援が欲しい。
- ・記録(古文書)や和歌、俳歌、紀行文などの文学、調度、障壁画などの保存は何も保障されない。散失する恐れがある。
- ・有形登録文化財の一部が指定文化財となるための支援が欲しい。
- ・庭や家屋の清掃をして欲しい。

1)文化財の公開・活用について望む支援

【全体】

- 文化財の公開・活用について望む支援についてみると、「公開・活用にかかる費用の助成・融資」の割合が 16.7%で最も高く、次いで「公開・活用のための PR 支援」(9.6%)、「公開・活用に必要な物資・設備の提供」(9.3%)、「公開・活用に関する個別アドバイス」(7.2%)となっている。

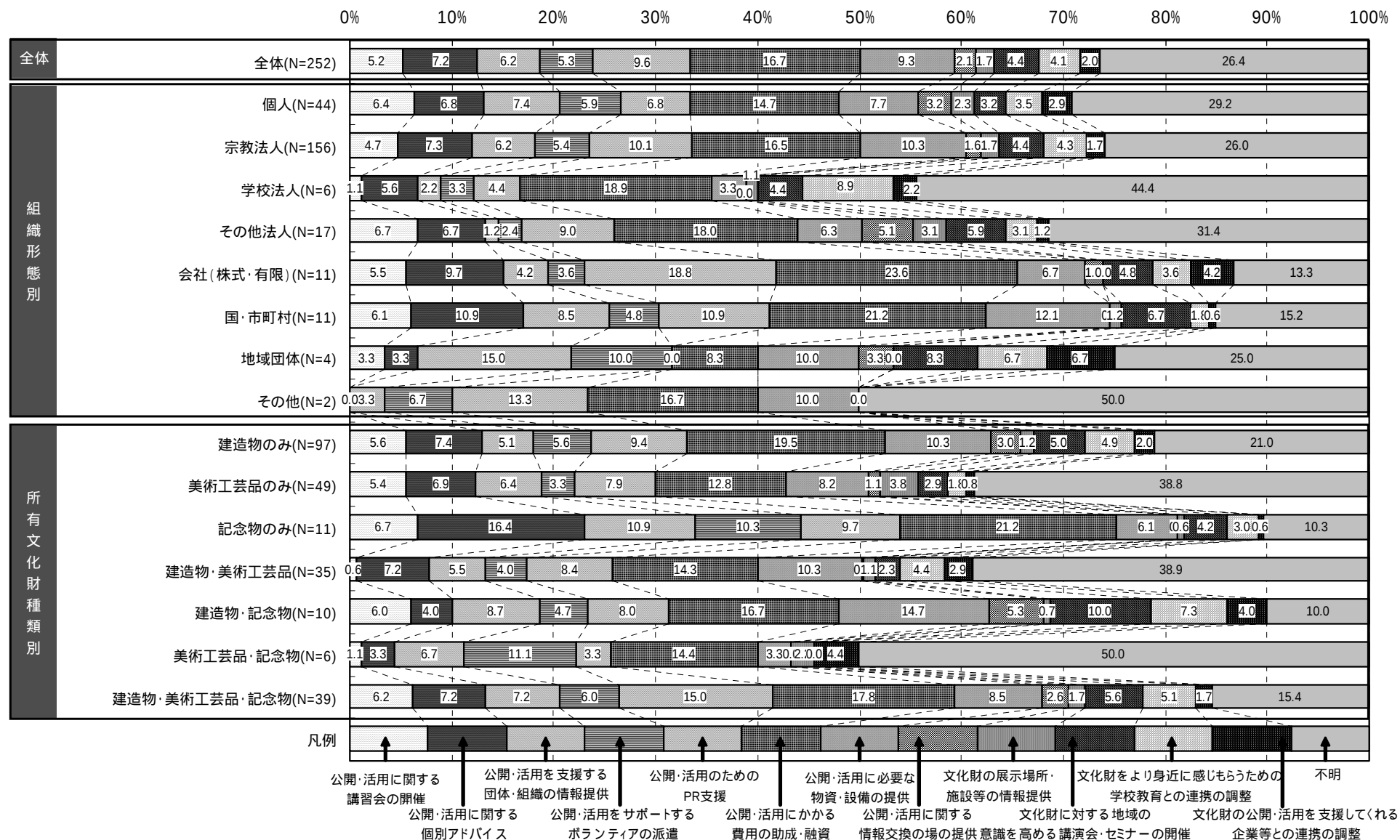
【組織形態別】

- 文化財の公開・活用について望む支援について組織形態別にみても、『地域団体』を除くいずれの組織形態においても、「公開・活用にかかる費用の助成・融資」の割合が最も高くなっている。『地域団体』においては、「公開・活用を支援する団体・組織の情報提供」の割合が最も高かった。
- 「公開・活用にかかる費用の助成・融資」の次に割合が高かったのは、『個人』、『宗教法人』、『国・市町村』、『地域団体』においては「公開・活用に必要な物資・設備の提供」となっており、『その他法人』、『会社』においては「公開・活用のための PR 支援」となっている。『国・市町村』においては「公開・活用に物資・設備の支援」となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、いずれの種類においても、「公開・活用にかかる費用の助成・融資」の割合が最も高くなっている。
- 「公開・活用にかかる費用の助成・融資」の次に割合が高かったのは、『建造物のみ』、『美術工芸品のみ』、『建造物・美術工芸品』、『建造物・記念物』を所有する回答者においては「公開・活用に必要な物資・設備の提供」となっており、『記念物のみ』を所有する回答者においては「公開・活用に関するアドバイス」となっている。『美術工芸品・記念物』を所有する回答者においては「公開・活用をサポートするボランティアの派遣」、『建造物・美術工芸品・記念物』を所有する回答者においては「公開・活用のための PR 支援」となっている。

図表 55 文化財の公開・活用について望む支援



【選択肢以外に望む支援】

■ 公開・活用に関連する費用援助

- ・ 防犯対策を充分にした上での公開となるので、防犯対策に必要な費用負担をお願いしたい。
- ・ 防犯・防火のための支援(資金的及びそのアドバイス窓口の設置)をお願いしたい。

■ 公開・活用に対するアドバイス

- ・ 公開・活用の方法について、専門家に来てもらい判断してもらうのが最も良い。

■ 公開・活用を支援するボランティアの確保

- ・ 財政的な支出が困難なので、庭園の掃除、草取り、朝 1 時間～2 時間位の奉仕をお願いしたい。

■ 公開・活用に必要な施設・設備の提供

- ・ 駐車場の提供や交通整理等をお願いしたい。

■ 文化財の広報支援

- ・ 広告・伝達・アピールの手伝いをして欲しい。
- ・ 地方紙や、その他による広報活動をお願いしたい。

■ その他

- ・ 対象文化財の歴史の教示をお願いしたい。
- ・ 防犯の問題があるため、公開したくない。
- ・ 当地域で文化財の盗難があって以来、公開については考えられない。

1) 未指定・未登録の建造物・美術工芸品・記念物に対して望む支援

【全体】

- 未指定・未登録の建造物・美術工芸品・記念物に対して望む支援をみると、「価値の調査」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「指定・登録に向けた行政との仲立ち」(38.9%)、「専門家による目録作成など管理可能な形での整理」(34.9%)が続いている。

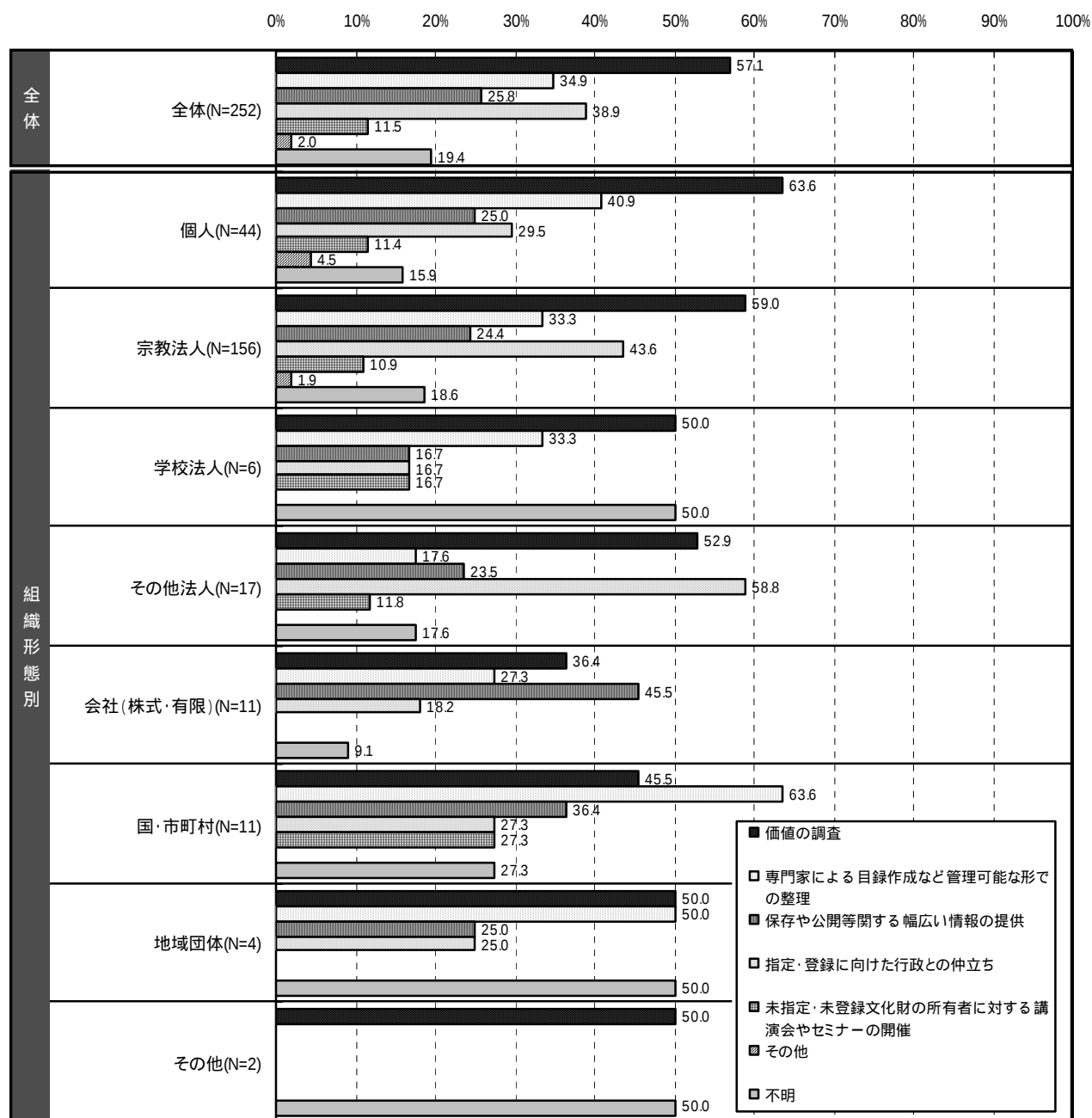
【組織形態別】

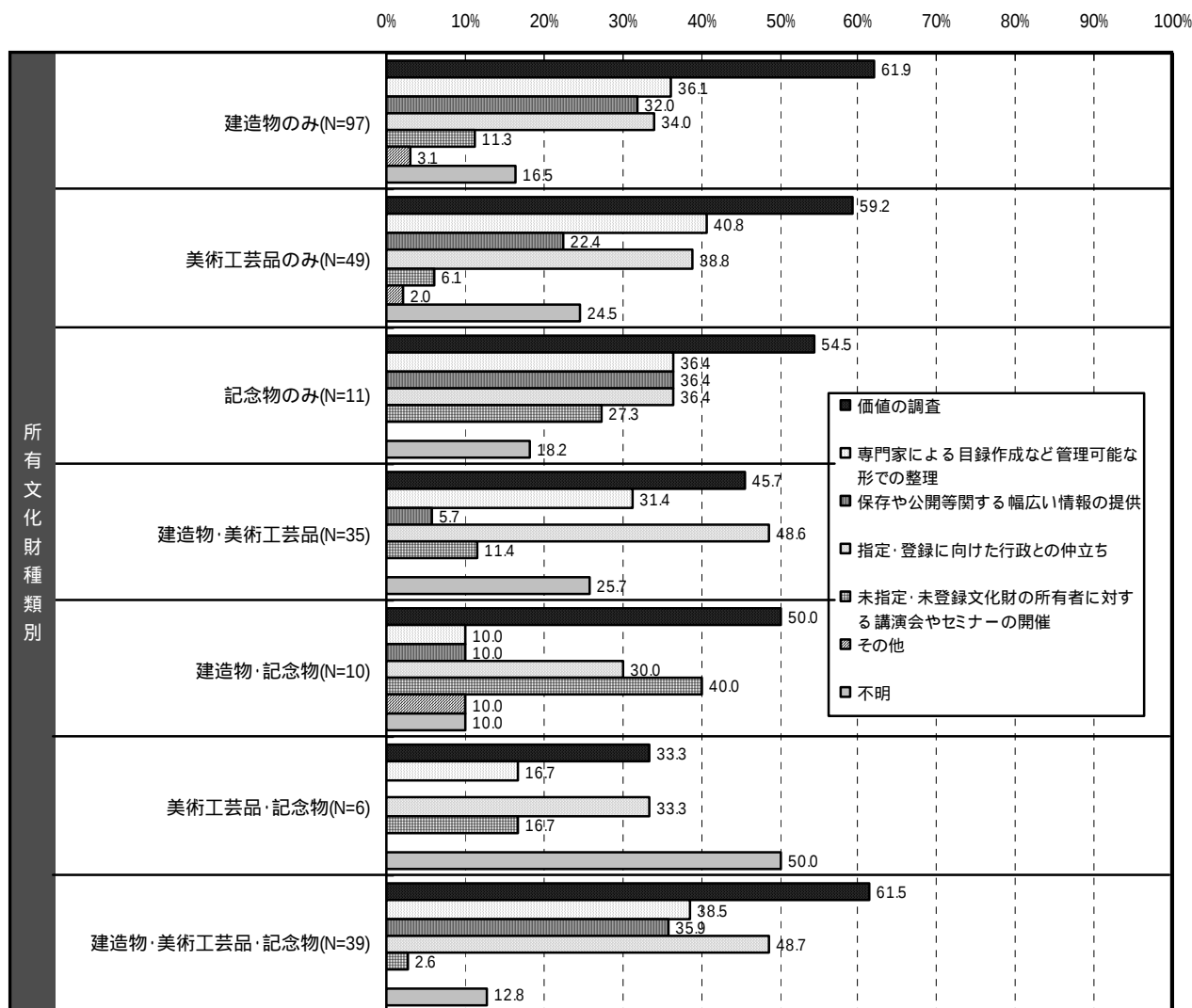
- 未指定・未登録の建造物・美術工芸品・記念物に対して望む支援を組織形態別にみても、『個人』、『宗教法人』、『学校法人』では、「価値の調査」の割合が最も高くなっている。
- 『その他法人』では「指定に向けた行政との仲立ち」が、『会社』においては「保存や公開等に関する幅広い情報の提供」が、『国・市町村』においては、「専門家による目録作成など管理可能な形での整理」の割合が最も高くなっている。『地域団体』においては、「価値の調査」、『専門家による目録作成など管理可能な形での整理』が同率で最も割合が高くなっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、『建造物・美術工芸品』を所有する回答者を除いた、他の種類では「価値の調査」の割合が最も高くなっている。『建造物・美術工芸品』を所有する回答者においては、「指定・登録に向けた行政との仲立ち」の割合が最も高くなっている。

図表 56 未指定・未登録の建造物・美術工芸品・記念物に対して望む支援





【「その他」の内容】

- ・ 指定されてもあまりメリットがない。
- ・ 破損状態に応じた修理する価値があるかどうかの判断
- ・ 関連施設の修理費用の助成(社務所・庭木の剪定)
- ・ 修理費の補助

2)文化財支援組織が設立された際の、組織活用への関心

【全体】

- 文化財支援組織が設立された際の組織活用への関心についてみると、「様子をみながら活用してみたい」の割合が 57.9%で最も高く、次いで「積極的に活用してみたい」(18.3%)が続いており、活用に向きな傾向が見られる。
- なお、「活用してみたいとは思わない」、「現状では全く関心がない」は同率で 7.5%となっている。

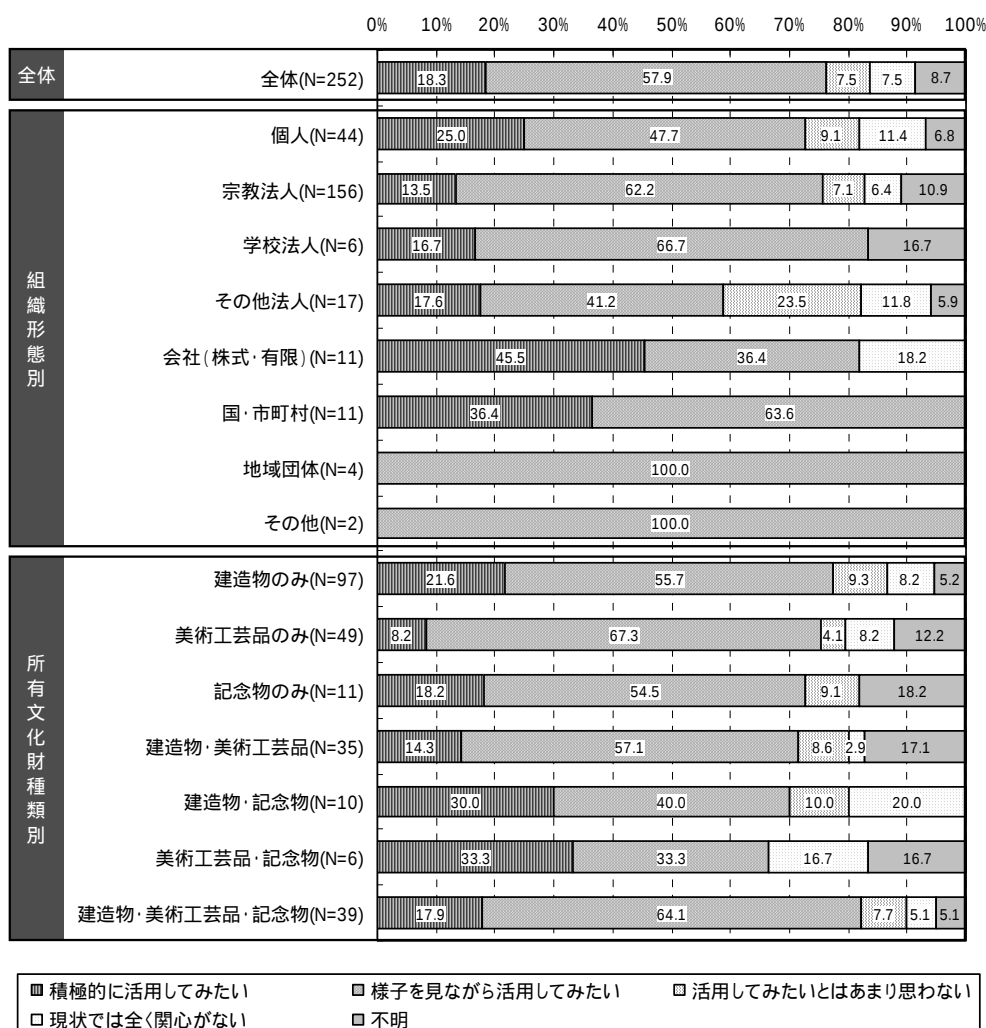
【組織形態別】

- 文化財支援組織が設立された際の組織活用への関心について組織形態別にみても、「積極的に活用してみたい」の割合が高いのは、『会社』(45.5%)、『国・市町村』(36.4%)となっている。
- 「あまり活用してみたいとは思わない」「現状では全く関心がない」を合わせた割合が高いのは、『その他法人』(35.3%)、『個人』(21.3%)、『会社』(18.2%)となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、「積極的に活用してみたい」の割合が高いのは、『美術工芸品・記念物』を所有する回答者(33.3%)であり、次いで『建造物・記念物』を所有する回答者(30.0%)と続いている。
- 「あまり活用してみたいとは思わない」「現状では全く関心がない」を合わせた割合が高いのは、『建造物・記念物』を所有する回答者(30.0%)であり、次いで『建造物のみ』を所有する回答者(17.5%)となっている。

図表 57 文化財支援組織が設立された際の、組織活用への関心(SA)



3)文化財支援組織への協力への意向

【全体】

- 文化財支援組織への協力の意向についてみると、「可能な範囲で協力したいと思う」の割合が67.9%で最も高く、次いで「積極的に協力したいと思う」(15.1%)が続いており、多くの回答者が協力の前向きな姿勢を示している。
- なお「ほとんど協力できないと思う」は7.9%、「全く協力できないと思う」は1.2%となっている。

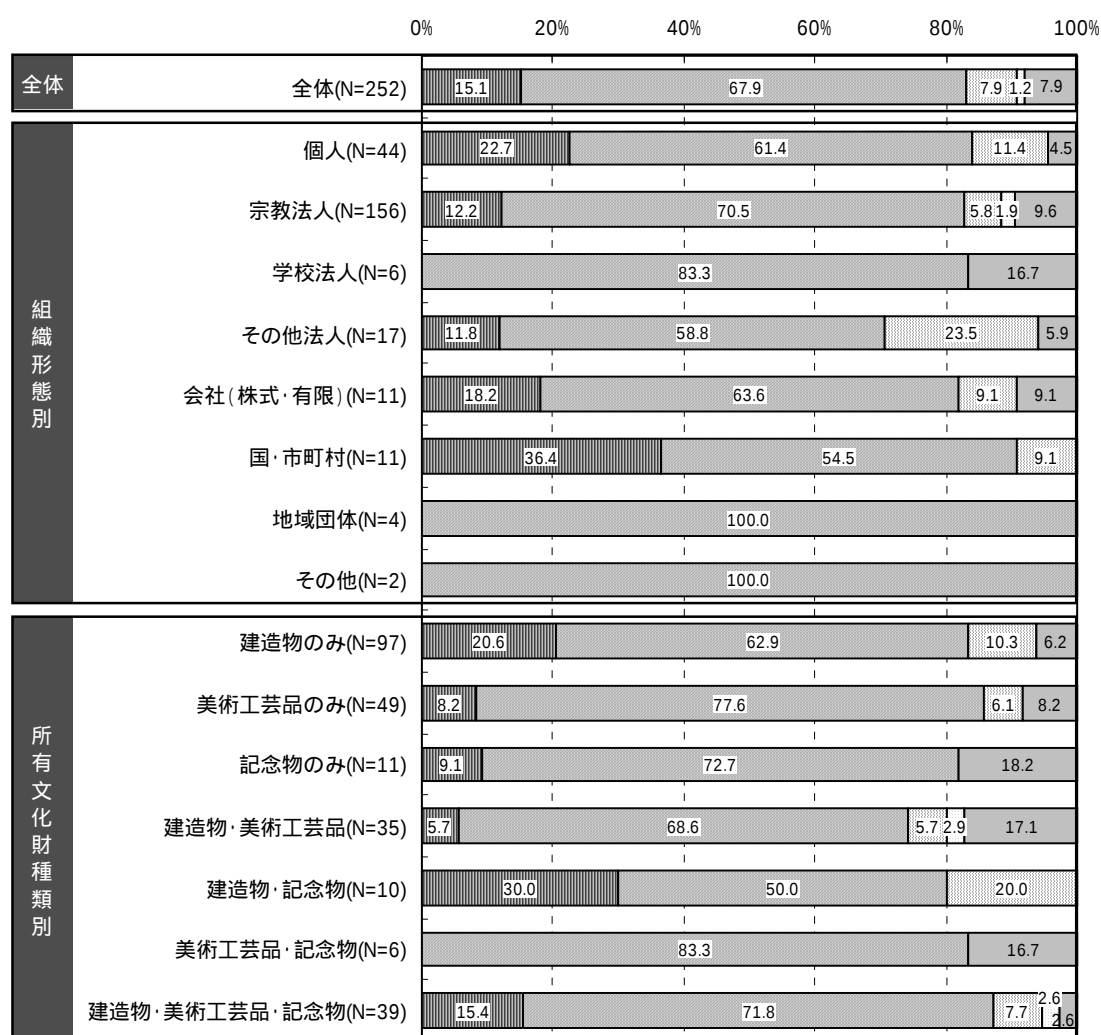
【組織形態別】

- 文化財支援組織への協力の意向について組織形態別にみても、「積極的に協力したいと思う」の割合が高いのは、『国・市町村』(36.4%)、『個人』(22.7%)となっている。
- 「ほとんど協力できないと思う」「全く協力できないと思う」の割合が高いのは、『その他法人』(23.5%)となっている。

【所有文化財種類別】

- 所有文化財種類別にみても、「積極的に協力したいと思う」を合わせた割合が高いのは、『建造物・記念物』を所有する回答者(30.0%)、『建造物のみ』所有する回答者(20.6%)となっている。
- 「ほとんど協力できないと思う」「全く協力できないと思う」を合わせた割合が高いのは、『建造物・記念物』を所有する回答者(20.0%)となっている。

図表 58 文化財支援組織への協力への意向



☒ 積極的に協力したいと思う
 ☒ 可能な範囲で協力したいと思う
 ☐ ほとんど協力できないと思う
☐ 全く協力できないと思う
 ☐ 不明

4)文化財の保存、公開、活用に対する意見

【文化財の保存について】

■ 文化財の継承について

- ・ 氏子・檀家が高齢化等により減少していることから、修繕や維持管理に要する経費の負担が増加している。また、昔から受け継がれている行事についても今後、継承していけるのか不安である。
- ・ 今後のことを考えると、現状保存のために必要な費用の大きな部分を生んでいる資産（不動産）が相続の度に減っていくようでは、維持・管理が困難となってくる。

■ 文化財の劣化・損傷について

- ・ 多くの人にこの建物を見ていただきたいと思うが、沢山の人に入られたら、床が抜けてきたり、建具が痛んだり劣化がはげしく思い悩むところである。白アリの駆除にも手を焼いている。

■ 固定資産税について

- ・ 現在、会社が所有しているが、個人の所有であったら既に取り壊されていたと思う。だが、会社所有でも維持費負担が会社となり、固定資産税などの免除を受けているものの、会社が継続して繁栄することが条件となり、個人所有と同等となっている。会社でも何か特別な保存支援をお願いできればと思う。
- ・ 文化財を保存するためには、固定資産税や相続時の税の免除等、税金面での助成が必要と感じている。維持管理上、是非、支援して欲しい。
- ・ 農地に固定資産税がほとんどかからないのに文化財になぜ固定資産税がかかるのか。このままでは大切な日本の文化財が消えていってしまう。消えてからでは対応しても遅すぎる。
- ・ 今回、保存するための改修をした。しかし、改修に伴い、行政から建築物の実測を要求され、面積が増加した。すると早速、役所から固定資産税の増額を要求された。保存に協力しながら固定資産税の追加等、行政にだまされた気がする。社寺は宗教上税制の特例が認められているのに、個人等は不利益をこうむっている。

■ 修理を手がける職人・専門家に関する情報について

- ・ 保存修理等でよく名前の通っている（旧来からの大手）業者を紹介されるが、私の考え方と違うことがある。大手だからよいということはないと思うが、文化財所有者は持っている情報が少なく、もう少し勉強しなくてはならないと思う。

■ 修復のための材料の不足について

- ・ 十数年前に本殿の屋根（檜葺）を全面的に葺替えたが、当時から材料不足であったと聞き及んでいる。次回の葺替えの時が今から心配である。また経過劣化はいたしかたないと思うのだが、本殿の極彩色の退色にどのように対応したらよいのか、困っている。

【文化財の公開・活用について】

■ 文化財の活用の方法について

- ・ 史跡・名勝の周辺地域での良好な景観形成は最低条件である。文化財の公開、活用に関しては、博物館などでの展示が可能な美術工芸品などを除き、文化財という「点」だけでは力不足となってきており、その文化財も含んだ景観、町並み、社会インフラのような「面」的なまちづくりも必要である。（もちろんそれにはホスピタリティ溢れるサービスも含む）金太郎飴のような町を作るのではなく、その土地の特徴を生かしたまちづくりができたところのみが、21世紀前半を生き残れるのではないか。その意味でその地域の長い歴史に根ざした文化財を活用することは非常に有用であると思われる。

■ 文化財の公開について

- ・文化財は保存、残していくことも大事だが、積極的に公開・活用してこそ、その価値がある。そのため積極的に公開・活用すべきと考えている。遠方からでも文化財に親しめるよう、デジタル化・データベース化して活用できるようにしてもらいたい。
- ・公開は時期を特定して行っても良いと考えているが、プライバシー・防犯の面で積極的にはなれない。

【文化財の保存・活用・公開に共通する意見・要望】

■ 保存と活用について

- ・「保存と活用」というのは根本的に矛盾があり、そのバランスをとるのが極めて難しい。私の死後残された家族の生活費の心配や誰に相談するかも大問題であるが、私の考えを遺言という形で押し付けたくない。

■ 防災対策・盗難対策について

- ・防犯設備の対策が進んでいるが、盗難及び地震・台風などの災害対策ができていないので心配である。

■ 文化財の価値の評価について

- ・当社で保存している三基の神輿の評価をして欲しい。

■ 行政に対する要望

- ・未指定文化財に対してのこの国のたて割行政のゆがみを感じる。特に維持するための資金が未指定文化財の所有者に任せきりで、ほとんど行政に関しては期待できない。高松塚古墳の様な国宝クラスに関しては異常な予算の使い方をし、各分野におけるたて割体質のせいで、良い結果が出ていないように思う。又、こういうアンケートがあまり生かされた過去がない。
- ・橋やハコモノの建築事業と違い、文化財の維持事業には政治家や企業のバックボーンが無いために、国の予算は縮小する一方である。しかし、文化や歴史は日本人のプライドを大きく支えている事と思う。人口が急激に減少する中、中小の社寺は文化財を維持することが困難となる。国は本当に文化財をこれからもより多く維持保存していく決意があるのかどうか不安である。(文化庁以外の内閣の政治家や財務省の高官は文化財保存を軽視しているのではと思う)
- ・現在、京都市有形文化財の会が本年より結成の予定。京都市においては、このような会の考えはあるのだろうか。

■ その他意見

- ・文化財として高い評価を、府、その他よりいただきながら、欠本、未指定などで蔵に眠ったまま、一年に一度の虫干行事のみ実行している。文化財としての価値、実力を発揮できない宝物を非常に残念に思っている。それは何をするにも資金不足と関心の薄さが原因である。
- ・神社にお参りに来られた人たちに声をかけ、歴史を説明させていただいている。5 年程前、建物の修復を終え、それについて素人なりに説明させていただいているが、関心を持ち、おもしろかったと喜んでいただいている。活用として祭の前夜祭と大晦日の夕方、拝殿の上で氏子の子供太鼓が奉納される。とにかく資金が充分にあれば、何でもできる。
- ・当方では一般公開は行っていないが、木造建築関係者など、限定をした職業の人にのみ開放している。

4. 文化庁の主な支援施策等

○文化財の保存と活用のための施策

施策	概要
1. 文化財の保存整備・活用	
(1) 重要文化的景観等の保存・活用	文化財保護法の一部改正により、重要文化的景観、民俗技術を新たな保護の対象とするとともに、登録文化財制度の範囲を美術工芸品、記念物、有形民俗文化財に拡大したことに伴い、これらの文化財の適切な保存・活用を行う。
(2) 古墳壁画緊急保存活用等	緊急に保存対策が必要な国宝高松塚古墳壁画、特別史跡キトラ古墳の壁画について、恒久的な保存対策を行う。
(3) 史跡等公有化助成	都市化の進展に伴う開発等から史跡等を守り、保存と整備・活用に資することを目的に、地方公共団体が緊急に実施する公有化事業に対し補助を行う。
(4) 史跡等整備活用事業	永年の歳月によって損傷、老朽化が著しく進んでいる史跡等や天然記念物の生息環境及び歴史の道の整備・活用の充実を図る事業に対し補助を行う。
(5) 埋蔵文化財発掘調査等	開発との調整に必要な埋蔵文化財包蔵地の分布調査、重要遺跡を保護するための内容確認調査、記録保存のための発掘調査、及び出土品の保存処理、公開活用のための事業に対して補助を行う。
(6) 文化財の保存修理等	国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）、伝統的建造物群、登録文化財を適切に保存するための計画的な保存修理に対して補助を行う。
(7) 文化財の防災施設等	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）等を火災・盗難の被害から防ぐための防災施設の充実、整備に対して補助を行う。
(8) 無形文化財等の次世代への継承・発展	重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）、保持団体、文化財保存技術の保持者、保存団体が行う伝承、技術練磨等のための事業に対して補助を行う。また、無形文化財等の映像記録等を作成し、一層の伝統文化の普及を図る。
2. 文化財の国際協力の推進	
(1) 文化財保護国際貢献事業	各国からの要請等に応じ、専門家等の現地調査研究や保存修復事業のための派遣、招へい及びその記録等作成を行う。 また、国際会議の開催や、文化財分野における継続的な国際協力体制の整備に向けた検討等を行う。
(2) 西アジア文化遺産保護緊急協力	アフガニスタン、イラクの文化財に対する緊急保護協力として、保存修復に関する技術協力・人材養成等を行う。

文化庁HP：<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/sesaku/index.html> より作成

○重要文化財等に関する規制、補助等

1. 重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物
【規制、援助等の概要】 ○文化庁長官から所有者、管理団体等へのアプローチについては以下なる。 ・ 管理、修理、復旧、公開に関する指示、勧告、命令 ・ 現状変更等の規制、輸出の制限 ・ 所有者等の変更、所在の変更、滅失、毀損等の届け出の義務 ・ 修理、買い取り等の国庫補助
2. 登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物
【規制、援助等の概要】 ○文化庁長官から所有者、管理団体等へのアプローチについては以下なる。 ・ 修理のための設計管理費の国庫補助等、現状変更に関する指導、助言、勧告 ・ 所有者等の変更、所在の変更、滅失、毀損、現状変更、輸出等の届け出の義務
3. 重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術
【規制、援助等の概要】 ○文化庁長官から保持者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 記録の作成等の措置の実施 ・ 記録の作成、後継者の養成等の国庫補助 ・ 公開、記録の公開の勧告 ・ 保存のために必要な助言、勧告
4. 重要文化財的景観
【規制、援助等の概要】 ○文化庁長官から所有者、占有者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 管理、現状変更等に関する指導、助言、勧告、命令 ・ 滅失、毀損、現状変更等の届出義務 ○文化庁長官から都道府県又は市町村へのアプローチについては以下なる。 ・ 修理、修景、復旧防災等の国庫補助 ○都道府県又は市町村から所有者、占有者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 保存のため必要な措置
5. 重要伝統的建造物群保存地区
○文化庁長官から市町村へのアプローチについては以下なる。 ・ 管理、修理、修景、復旧の国庫補助 ・ 保存に必要な指導・助言 ○市町村から所有者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 現状変更の規制 ・ 保存のため必要な措置 ○都道府県教育委員会から市町村へのアプローチについては以下なる。 ・ 保存に必要な指導・助言
6. 埋蔵文化財
○文化庁長官から所有者、占有者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 調査のための発掘・・・届出の義務、報告書の提示の支持、禁止等の命令 ・ 土木工事等のための発掘・・・届出の義務、発掘に関する指示(注) ・ 遺跡の派遣・・・届出の義務、遺跡の保護上必要な指示、現状変更行為等の命令(注) ・ 埋蔵文化財包蔵地の周知 ○地方公共団体から所有者、占有者等へのアプローチについては以下なる。 ・ 埋蔵文化財包蔵地の周知 ・ 調査のための発掘

(注) 国の機関、地方公共団体等が土木工事等のための発掘を行う場合、または遺跡を発見した場合には、文化庁長官に対する通知・協議の制度による。

文化庁HP: http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/gaiyou_2.html より作成

○ 文化庁の主要な文化財保存・活用関連等支援事業

事業名	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助
申請手続き	申請書用紙に必要事項を記入。
URL: http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hojo/taishin.html	
概要	
文化庁では、重要文化財(建造物)を対象として、平成 17 年度から国庫補助事業「重要文化財(建造物)耐震診断事業」を実施とする。 本事業では『重要文化財(建造物)耐震診断指針』の「重要文化財(建造物)基礎診断実施要領」に基づいて「基礎診断書」および「耐震性能の向上措置に係る提案書」の作成費用を補助対象経費とする。 【補助対象となる事業】 (1) 建造物 ○ 修理事業 (ア) 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理 (イ) 災害復旧工事 ○ 管理事業 (ア) 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事 (イ) 火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋(保存庫を含む)、設置(増、改築を含む)、擁壁、排水施設の設置工事 (ウ) 鳥虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事 (エ) 耐震診断 (オ) 災害復旧工事 (2) 美術工芸品 ○ 修理事業 (ア) 修理(剥落、腐蝕防除工事等を含む。) (イ) その他保存のために必要なもの(保存箱、台座等)の新調及び修理工事 (ウ) 災害復旧工事 ○ 管理事業 (ア) 建造物の管理事業に準ずる工事 (イ) 美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替、及び修理工事(保存庫を造った場合の経費の範囲内でなされる工事) (ウ) 災害復旧工事	

事業名	文化財に関する指定寄付
申請手続き	指定寄付の申請をするには、必要書類を作成・準備し、都道府県教育委員会を通じて文化庁に提出することが必要。
URL : http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hojo/shiteikifu.html	
概要	
国宝・重要文化財(建造物、美術工芸品)など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者(=修理事業者)が広く一般から寄付を集め、修理費の一部に充てることがあるが、財務大臣の指定を受けると、寄付した法人・個人が税制上の優遇措置を受けられる「指定寄付金」という制度がある。 ○税制優遇措置 法人や個人が、指定寄付金に指定されている事業に寄付をすると、以下のような税制上の優遇措置を受けることができる。 1. 法人の場合(法人税) 通常の損金算入の限度額とは別枠で、寄付した金額の全額を損金に算入することができる。(法人税法第37条第3項第2号) 2. 個人の場合(所得税) 「寄付した金額(当該年度の所得金額の30%を限度) - 5千円」に該当する額を、所得から控除することができる。(所得税法第78条第2項第2号) (例) [法人名] 歓喜院 [住所] 埼玉県熊谷市妻沼一六二七番地 [修理事業名] 重要文化財歓喜院聖天堂保存修理事業 [寄付金募集期間] 平成18年6月1日～平成19年5月31日	

事業名	ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱
申請手続き	特になし
URL : http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hozon/system.html	
概要	
文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材(特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの)、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技術の確保等に関する普及啓発活動を行うふるさと文化財の森システムを推進することが目的。 ○事業内容および実施方法 ふるさと文化財の森システムを推進するため以下の事業を実施する。 (1)ふるさと文化財の森の設定 文化庁は、文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林としてふるさと文化財の森を設定する等。 (2)資材採取等研修事業の実施 資材採取等の技術の向上と後継者の養成を図るため、資材採取等研修を実施する。 (3)文化財修理用資材等に関する普及啓発事業の実施 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業として、公開セミナー、研修、体験学習、展示、修理現場公開等を行う。	

事業は、地方公共団体、民間活動団体等で、事業の適切な事務処理を行うことができるものと認められるものに委嘱して、若しくは文化庁が実施する。 (4) 研修及び普及啓発のための施設への支援 文化財建造物の保存のために必要な植物性資材採取等のための研修及び普及啓発のための資料展示等を行なう地域拠点施設として地方公共団体が設置するふるさと文化財の森センターを支援する。 ○ ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の設置 (1) 設置の目的 文化庁がふるさと文化財の森システム推進事業を促進するにあたり、その適切な執行のため、当該分野の専門家及び学識経験者等より意見を聴取することを目的に設置する。

事業名	NPOによる文化財建造物活用モデル事業
申請手続き	申請書類は、活動の対象となる文化財建造物が所在する各都道府県に提出。
URL: http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hozon/npo_model.html	
概要	
本事業は、特定非営利活動法人やその他の公益的活動を行う市民団体(以下、NPO等)による文化財建造物活用の新たな取組みを創出しようとするものである。その効果として、文化財保護の協力者が増えていくことを期待する。 本事業では、NPO等が提案する文化財建造物の活用事業案のうち、独自性や創造性に富み、実現性に優れたものを選定し、文化庁の「活用モデル事業」としてNPO等に委嘱して実施する。 ○ 「活用モデル事業」 「活用モデル事業」では、文化財所有者と協議を行いながら、文化財建造物が持つ様々な魅力を効果的に創出、演出する活動を企画、実施する。実施の過程では、当該文化財建造物の適切な取り扱い等について文化庁が技術的助言を行い、活用を推進する上でモデルとなる事例を創出する。 ○ 活用モデル事業の要件 活用モデル事業は、次のいずれかに該当する文化財建造物の活用に資する事業とする。 国が指定した重要文化財である建造物 国が登録した登録有形文化財である建造物 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物 ただし、所有者(文化財保護法に基づき管理団体が指定されているものについては、管理団体)の同意を得ていることが条件となる。 事業の目的を達成する上で必要性が認められるものについては、上記 から に、地方公共団体の文化財保護条例で指定された有形文化財(建造物)を対象に加えることができる。	

5. その他の文化財支援に関連する補助, 助成制度等

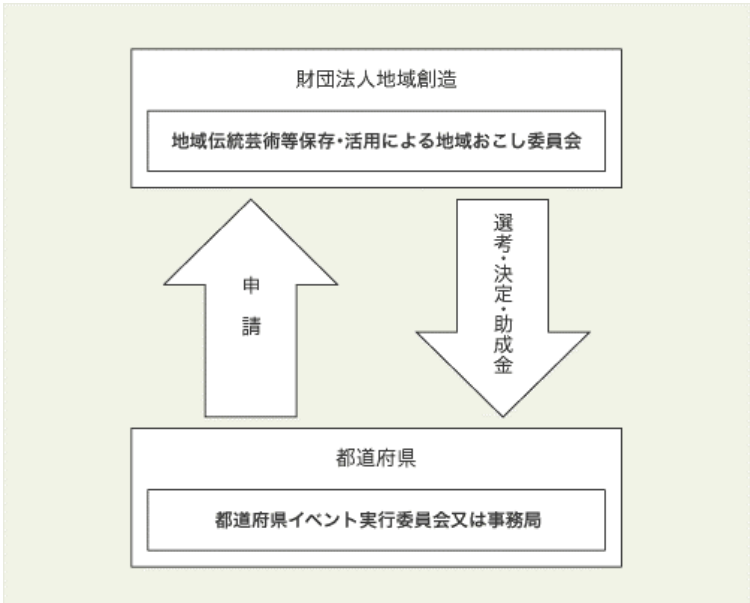
実施主体	総務省 自治行政局自治政策課
事業名	地域資源活用促進事業(地域文化財・歴史的遺産活用)
金額	地方財政計画計上額 1,000 億円(平成 16 年度計画分)
URL: http://chushinshigaichi-go.jp/support/H16_3/soumu(H16).html http://www.sanson.or.jp/sokuhou/no_835/835-4.html	
概要	
地方公共団体が産業・経済上の特性及び地域文化財・歴史的遺産等の地域資源を活用し,主体的かつ総合的に取り組む事業について地域活性化事業債が活用できる。 地域文化財・歴史的遺産活用事業計画に基づき行なう以下の単独事業である。 地方指定文化財等 地方指定文化財等の買い上げ,修復・復元,周辺の整備 国指定文化財等 国指定文化財の買い上げ,保存・整備・復元,周辺の整備 国登録有形文化財 国登録有形文化財の買い上げ,保存,周辺の整備 地域文化財・歴史的遺産活用による地域の活性化 地域文化財・歴史的遺産に住民がふれあう場の整備,歴史的建造物,街並みの保存,修復,周辺の整備	
備考	
【起債充当率等】 おおむね 75%(後年度交付税措置:30%)。 【留意事項】 補助金との併用はできない。 【期間】 平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年度間に開始する事業を対象とする。	

実施主体	国土交通省
事業名	「観光地域づくり実践プラン」
申請手続き	申請書用紙に必要事項を記入の上、郵送で応募。
URL: http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010209_.html	
概 要	
「国際競争力のある観光地づくり」を推進するための施策のひとつとして、外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的とした、先進的な観光を軸とした地域づくり(観光地域づくり)の取組について、特に立ち上げの段階において、所管の事業や施策により総合的、重点的に支援する「観光地域づくり実践プラン」(以下、「実践プラン」という。)を平成 17 年度より実施している。平成 19 年度の実践プランの募集を本日から開始する。 【実践プランの概要】 観光立国実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りを持ち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められる。実践プランでは、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める観光地域づくりを、以下のように支援していく。 (1) 地域の自助努力による観光地域づくりを国土交通省が後押し 地方公共団体やNPO、観光協会等幅広い関係者が協議会を設立し、アクションプログラムの策定や事業の実施を行なう、自律的に進める観光地域づくりを、国土交通省が後押しする。 (2) 国土交通省は各関係主体の取組を総合的に支援 観光地域づくりの成功を後押しするため、国土交通省はインフラ整備等のハード施策とディステーションキャンペーン展開等のソフト施策の両面から、地域の進める必要な事業を総合的に支援する。 (3) NPO等民間事業者が実施する事業も支援対象 実践プラン対象地域において、NPO等の民間事業者が進める観光戦略の核となる魅力ある地域づくりの重要な取組、交流活動等を支援する。	

実施主体	財団法人 住友財団
事業名	文化財維持・修復事業助成
金額	助成金額:総額 5,000 万円程度
申請手続き	申請書用紙に必要事項を記入の上, 郵送で応募。
URL: http://www.sumitomo.or.jp/gaicult.htm	
概要	
【助成の趣旨と助成対象】 「心の豊かさ」を考えると、文化財は心豊かな生活の源となるとともに新たな文化の創造の基礎となるものである。 また相互理解の基盤として自国及び他国の文化に対する認識を深め、相互の文化交流の歴史を知るには、文化財に接することが最適の方法のひとつである。 これらの点から、文化財を保存して、次の世代に継承していくことは、今の世代の責務と考える。 しかし、現在わが国において文化財の維持・修復に充てられる費用は、十分とはいえない状況にある。 この助成は、文化財保護の一助として、日本国内にある文化財(美術工芸品<絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料>)の維持・修復事業を対象に、助成を行なうものである。 【応募資格】 修復対象文化財の所有者(管理者の申請も認める場合がある。)	
備考	
2006 年度の応募は終了。2007 年度は実施未定。	

実施主体	財団法人 まちづくり市民財団
事業名	まちづくり助成金
金額	助成金額 事業企画に応じ 50 万円あるいは 100 万円を助成。
申請手続き	申請書用紙に必要事項を記入の上, 郵送で応募。
URL: http://home.interlink.or.jp/~machizkr	
概要	
「働き、生活する地域に“誇り”を持ち、地域固有の歴史や文化・自然を大切にしまちづくり」を实践する市民活動を応援する。地域振興、地域活性化の向上を目的に市民主導で行なう以下の活動に対しての助成である。 (1)郷土の遺産(産業遺跡・歴史的建造物等) (2)郷土の民話、伝統芸能・技術・工芸の伝承と後継者の育成 (3)地域の自然環境の改善 (4)地域の生活環境・年景観の改善(町並み、街路樹、歩道、公園、用水路等) (5)まちづくり市民意識の高揚に資する活動(イベント、講演会等)、原則として青年会議所単独の事業は対象外。 【事業対象】 市民団体可 / 地域制限(日本国内)	
備考	
* 当年 4 月 1 日 ~ 明年 3 月 31 日までの事業。 3 月 1 日 ~ 3 月 31 日(必着)	

実施主体	財団法人 三井住友海上文化財団
事業名	文化の国際交流活動に対する助成
金額	助成金額 事業企画に応じ 50 万円あるいは 100 万円を助成。
申請手続き	申請書用紙に必要事項を記入の上、郵送で応募。
URL : http://www.ms-ins.com/cultural/assist/index.html	
概 要	
【事業内容】 地域における文化の振興のため、音楽・郷土芸能の分野で、有意義な国際交流活動をおこなうアマチュア団体に対し助成金を贈呈する。 【対象団体の公募】 都道府県の文化担当部局へ 11 月上旬に次年度の推薦公募を案内する。(12 月末締め切り) 【助成先の選考】 都道府県を通じて応募された各団体の次年度の活動計画について、選考委員会の審査を経て決定する。	

実施主体	財団法人 地域創造
事業名	都道府県イベント事業
URL : http://www.jafra.or.jp/j/guide/support/keep01/index.php	
概 要	
各地域に伝わる伝統芸術等(祭り、伝説、神話、民話、伝統芸能、伝統技能、習俗等)についての住民の関心を高めるために、都道府県等が実施するイベント(地域伝統芸術等の紹介・発表、シンポジウム等)を財政的に支援する事業である。 都道府県イベント事業の考え方 	

実施主体	財団法人 安田生命クオリティオブライフ文化財団
事業名	伝統文化分野助成
金額	助成金額 「民俗芸能」は1件につき70万円を、「伝統的生活技術」は1件につき40万円を、それぞれ限度とし、申込内容を検討。
申請手続き	申し込み用紙あり。
URL: http://www.sumitomo.or.jp/gaicult.htm	
概要	
【助成の趣旨】 わが国において、古来地域に伝承されてきた民族の遺産とも言える固有の伝統的な文化が時代とともに消滅しつつある現在、こうした歴史的・文化的に価値ある地域の民俗芸能（民俗行事、民俗音楽を含む。以下同じ）・伝統的生活技術（民具製作技術、伝統工芸を含む。以下同じ）等を正しく後世に残すことが時代の責務であるとの考えに立って、当財団は、これらの継承のための諸活動、とくに後継者育成に必要な技術修得のための諸活動への支援を行なう。 【助成対象】 （地域の民俗芸能への助成） 地域の民俗芸能の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を対象とする。 （地域の伝統的生活技術への助成） 地域の伝統的生活技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を対象とする。 （助成の条件） 平成19年度中（20年3月まで）に後継者育成と保存継承に必要な諸費用（道具整備費、製作材料費、育成研修費、記録保存費用など）の支出を予定していること。 上記支出を賄うために、個人または団体の負担以外に外部からの資金協力が緊急不可欠の状態であること。 【対象外の項目】 国指定の重要無形民俗文化財。ただし、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（以下、「国選択」という）は対象となる。 家元、流派などが確立され保存維持の見通しが立っているもの。 申請した事項につき、国・地方公共団体などの公的助成ないしは他財団などからの助成を受けているもの（もしくは受ける予定のあるもの）。 伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なもの。 助成を受ける団体や組織の形態および事業内容が明確でないもの。 伝統に基づかないイベントや行事など、当財団の助成目的に沿わないもの 【選考方法】 提出書類に基づき当財団の伝統文化分野選考委員会で厳正に審査し、採否と助成金額を理事会に答申して決定する。	
備考	
次回の受付は平成19年11月から開始	

実施主体	財団法人 ポーラ伝統文化振興財団
事業名	助成事業
金額	助成金額 1 件あたり, 30 万円程度から 200 万円程度とする。(但し, 条件により 2 ~ 3 年の分割とする場合がある)
申請手続き	申請希望者は, 当財団所定の申請用紙に必要事項を記入の上, 財団事務局宛てに, 書留にて送付。
URL: http://www.ashita.or.jp/j/j23.htm	
概 要	
【助成事業の趣旨】 日本人の英知と感性から生まれた世界に誇る伝統文化は, 一度失ったら再び取り戻すことが困難なもので, 大切に受け継がれていかなければならない。 当財団は, 助成を通じて, わが国の文化向上にささやかながら貢献しようとするものとする。 【助成の対象】 (1) 対象分野 伝統工芸技術, 伝統芸能, 民俗芸能及び行事など, 日本の無形の伝統文化財の記録や研究, 保存・伝承活動において, 有効な成果が期待できる事業に対し補助的な援助を行なう。 (2) 申請者の資格 [1] 個人, 団体のいずれも申請することができる。 (但し, 一個人, 一団体に付き一件の申請に限る) [2] 団体の場合, 法人格の有無は問わない。但し, 永続性のある事を原則とする。 (3) 助成の対象とならないもの 営利を目的とし, あるいはその結果が直接営利に結びつくような事業。 【助成の概要】 (1) 助成期間 通常, 当財団の一事業年度単位(4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 31 日までの 1 年間)とするが, 長期にわたる事業の場合, 3 年程度を目途に複数年助成も行なう。 但し, 2 年目以降は中間報告書の提出を求め, 改めて事業内容の確認・審査を行なう。 (2) 助成の決定 当財団が委嘱した選考委員による助成選考委員会の厳正な審査の上選定し, 理事長の決議により決定する。 (3) H19 年度 助成予定件数 2 ~ 3 件	
備考	
【応募期間】 H18 年 12 月 1 日から H19 年 3 月 31 日まで。(当日消印有効)	

6. 海外主要国の文化財行政等

(1) イギリスの文化財保護に関する現行の制度

文化財に関わる機関について

- ・ 文化財を所管する国の機関は、「文化・メディア・スポーツ省 (DCMS: Department of Culture, Media and Sports)」である。
- ・ 活動の目的は、文化に関わる活動を通じて、生活の質が向上する機会を全ての国民に与えることにある。そのため、不必要な規制を排除し、効率の良い競争市場を育み、国の内外で高く評価される文化、メディアの振興に努めることが同省の任務となる。

「文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)」の取組について

- ・ 文化財の保護・活用について DCMS はイングリッシュ・ヘリテージや国民遺産基金等と連携しつつ各種の施策を展開している。
- ・ DCMS の文化財保護、活用施策・国民遺産基金への助成は国の財産として重要であり、国民の利益にかかわる土地、建物、美術品、その他形あるものの購入、管理、維持に対し経済的支援を行なう。たとえば、王室関連文化財の保護・維持管理や歴史的公園維持管理と活用に対し支援を行っている。

その他の支援組織

- ・ 英国内最大規模の環境保護団体であるナショナルトラストは、歴史的建造物、庭園、自然環境などを保管している。ナショナルトラスト法が制定されており、一定目的の財産管理という要素をもった特殊法人として活躍することが法的に保証されている。
- ・ イングリッシュ・ヘリテージは、英国の歴史的文化財の保護、国民の理解と活用を促進するために設立された。活動内容は、DCMS の補助金を得て、民間が所有する歴史的文化財の保存への資金援助、公的管理下にある歴史的文化財の保存を行なうほか、DCMS に対する専門的な助言である。

資金制度（税制、募金、寄付など）について

- ・ イギリスにはチャリティ（慈善事業）の古い伝統があり、現在では「Charity Act 1960」により、国立美術館等の公益団体（チャリティ）と規定された組織はさまざまな優遇措置が取られている。
- ・ 芸術文化団体がチャリティに登録されていれば、法人税、不動産税等、また寄付などの面で優遇措置がとられる。具体的には個人、企業、その他の団体からの寄付には免税措置を受けることができる。
- ・ 登録チャリティの資格を有する団体は、本来事業、関連収益事業による所得や利子・配当などの受領所得に対する課税が免除され、美術館の入場料等も非課税になる。
- ・ 寄付金制度は「ペイロール・ギビング」と「ギフト・エイド」の 2 種類となる。前者は個人がチャリティに寄付をする場合、寄付金が所得税の控除対象となる制度である。後者は、寄付を受けたチャリティが、寄付者からの証明書をつけて内国歳入庁に申請することにより、

寄付者が納めた税金分を取り戻すことができる制度である。

■ 参考資料

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04111002/003.htm

(2) イタリアの文化財保護に関する現行の制度

イタリアの文化財保護に関する制度について

- ・ イタリアの文化財保護に関する現行の法律は、2004 年に制定された「文化財景観法典」である。「文化財・文化活動省(MBAC)」が所管している。
- ・ 同法の保護対象の文化財は、動産あるいは不動産である「文化財」、及び不動産あるいは地域である「景観財」に分かれる。これらを総称して「文化遺産」としている。
- ・ 同法は、文化財の所有者が国か、その他の公共団体か、個人かによって認定の方法、保護または規制の程度が大きく異なる。また、文化財の用途の制限に関する規定がある。
- ・ 文化財の指定や現状変更など国の文化財行政を担う国家公務員、あるいはこれに類する職員は「文化財監督官」と称し、全国に網の目状に配置されており、監視及び視察権が確保されている。

文化財の捉え方について

- ・ イタリアでは、文化財は動産と不動産の双方を対象とし、両者は区別なく同等かつ一元的に扱われる。
- ・ これに加え、博物館や美術ギャラリーのコレクション、アーカイブ(文書コレクション、特に公文書)あるいは書籍コレクションも、コレクションとしての価値において文化財と定義されて法の対象となる。

文化財に関係する諸機関について

- ・ 「文化財・文化活動省(MBAC)」は、イタリアの文化財行政を統括する省である。行政組織や法令などのほか、文化財そのものに関する情報や文化イベントの案内も含む。
- ・ 「イタリア中央修復研究所」は文化財の修復を行なうローマに所在する国立機関である。絵画や遺跡遺構など不動産文化財も扱う。
- ・ 「イタリア貴石加工所および修復研究所」は、文化財の修復を行なう国立機関で、フィレンツェに所在する。主としてイタリアルネサンス絵画の修復を行なう。

文化財に関する資金について

- ・ 文化財修復等に関する資金は、主に国の予算である。EU の予算の中にも文化財保護の予算があり、EU 内での開発が遅れている地域には助成金が拠出される。
- ・ 民間企業は、特に民間の私有文化財の修復、保護に関与する。イタリアの文化遺産の大部分は私有財産である。
- ・ 例えば、歴史的な中心地にある古い建物は、遺産保護を管轄する公的機関の承認のもと

に、民間が資金を拠出して修復される。こうした修復に国は、助成金を拠出する仕組みや、文化遺産保存、修復に関与することで税金を控除する施策で支援する。

■ 参考資料

独立行政法人文化財研究所「イタリアの文化財保護制度の現在」2006 年発行

<http://www.asahi.com/sympo/060329/12.html>

<http://www.tobunken.go.jp/~kokusen/JAPANESE/DATA/links.html>

(3) ドイツの文化財保護に関する現行の制度

連邦と州の違い

- ・ ドイツは連邦制により、文化財保護の権限は地域ごとの州(ラント)と連邦の場合とに分かれる。
- ・ 連邦の権限は、海外へ出て行く文化財についての管轄のみとなる。

連邦レベル

- ・ 連邦レベルでは、旧西ドイツの制度以来継承されてきた文化財の流出、移動に関する法律である「ドイツの文化財の国外流出防止に関する法律」がある。
- ・ この法律は、国家的見地から貴重な文化財が国外に流出することを防止するための法律である。

州レベル

- ・ 現在のドイツにおける文化財保護は旧西ドイツの制度を受け継いでいるため、州が文化財保護の主体となっている。現在のドイツには旧東ドイツ地域の5州を含め、16の州による行政単位が存在する。
- ・ たとえば、「ノルトライン - ヴェストファーレン州」では、工業地帯の一部を産業遺産として保存している有名なルール工業地帯が存在する。そのため、同州はローマ時代の遺跡や大聖堂のような歴史的に著名な建築の保護から、産業遺産の保護という比較的新しい文化財保護の取組まで、様々な文化財保護の諸相をみることができる地域である。

その他の特徴

- ・ ドイツでは個別の文化財だけでなく、面的な広がりを持った文化財、すなわち歴史地区や景観の保護についても、法制度が整えられている。面的文化財の保護については、各州の記念物保護法にも規定されている。
- ・ たとえば、ヘッセン州の場合には、文化的記念物のなかに「全体施設」という概念を示し、それらは「通りや広場や場所の眺望、およびそれらと関係する植栽、オープンスペース、水系」であり、その保存が公益となるものとしている。その他の州でも「文化財地区」、「文化財ゾーン」、「面的文化財」などの名称で、歴史地区や景観を保護の対象としている。

資金制度（税制、募金、寄付など）について

- ・ 文化芸術の振興を目的として活動する公益団体は、原則として法人税および営業税を免除される。
- ・ 文化芸術団体の所有する文化的施設と文化芸術団体が実施する文化的行事は、収益にかかる税を免除される。
- ・ 芸術文化促進公益財団の設立ならびに同設立に対する寄付は、課税優遇対象となる。

■ 参考資料

独立行政法人文化財研究所 「ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例(ドイツ編)」2003 年発行
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04111002/003.htm

(4) フランスの文化財保護に関する現行の制度

フランスの文化財について

- ・ フランスでは、動産、不動産の双方の文化財を「歴史的モニュメント」という同じカテゴリーに位置づけ、一つの法律で管理し、また認定手続きを「指定」と「登録」の2段階の制度としている点で、日本の文化財保護法と共通している
- ・ 1980 年代の「文化」の再定義により、以前まで財政支援の対象ではなかったサーカスや、服飾、人形劇といった分野も対象となった。また、田舎の建物(水車、農家、村の教会など)も記念建造物としての修復が行われることになった。

フランスの文化財保護法について

- ・ 不動産文化財保護制度では、歴史的モニュメントの周囲 500 メートルに景観規制が布かれおり、建造物の周辺で視覚に入るものは全て規制の対象となっている。
- ・ 世界遺産リストにも登録されているリヨン市では、市内に点在する歴史的モニュメントの規制範囲を示す半径 500 メートル円が互いに隙間なく重なり合うことによって、文化遺産となる中心部の景観規制が担保されている。
- ・ 不動産文化財保護制度に関するもう一つの特徴は、専門家の養成・資格制度があることである。
- ・ 歴史モニュメント監視建築家(ABF)と歴史的モニュメント主任建築家(ACMH)の2つの職能が存在し、前者が公務員で、主として歴史的モニュメントの景観規制に関する実務など、都市計画事業とも連動する業務を担っている。後者は歴史的モニュメントの保存周知事業に携わる資格を有する民間人に与えられる。
- ・ これらの仕事に従事する専門家を養成するシャイヨー高等研究センターが設置されており、いずれも国の管轄に属している。国の機関あるいは職員が国内に網の目のように配置されており、国指定の文化財の管理は国が行うという原則が貫かれ、そのための体制が整えられている。

文化財に関係する資金について

- ・ フランスの芸術文化団体の多くは 1901 年設立された協会である。また近年は企業が出

資した財団も増えている。これらを一括して非営利団体として税の優遇策がとられている。

- ・ 非営利団体は、非営利である限り商業税（付加価値税、法人税、職業税）が免除され、営利法人から非営利団体に対する寄付は、所得税から控除可能となる。
- ・ 博物館・美術館について、公法上の団体と民法上の団体があり、民法上の団体は、芸術文化団体と同様の税の優遇策がとられる。公共企業体が運営する博物館・美術館でも、その公的な性格から、入場料、補助金の免税等幅広く免税措置が適用される。
- ・ 文化振興のための寄付を促進するために、税制上の特例を設けている。また、付加価値税に関しても、美術品・収集品・骨董品の輸入や非営利団体が主催する映画・演劇などには軽減税率が適用される。

■ 参考資料

独立行政法人文化財研究所「フランスに於ける歴史的環境保全」2005 年発行

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04111002/003.htm

7. 非営利団体の資金調達事例

(新聞等記事)

記事タイトル	NPOの実像 - WWFジャパン - 自然保護NGOの横綱企業並みの組織運営で成果を重視 - WWFジャパン		
掲載誌	日経エコロジー	掲載日	2006/06/08
本文			
「企業と商談をしているのと変わらない」 - 。WWFジャパンに資金提供したある企業の担当者は、その印象をこう語る。PDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルによる事業管理、交渉術やリーダーシップ能力などに関する管理職研修、ブランド管理など、組織運営の仕方は企業とほとんど変わらない。スタッフの多くも企業からの転職組だ。 WWFジャパンは、世界の3大自然保護NGOの1つ、WWF(本拠地スイス)の一員で、世界50カ国にある各国組織と連携しながら自然保護や地球環境問題に取り組んでいる。 石垣島白保の空港建設計画では大々的な反対運動を展開。独自の調査を実施し、国内外の自然保護団体や研究者を巻き込んで、白保のサンゴ礁の希少性を世界にアピールしたことは有名だ。住民が地域の自然を守るための支援やネットワーク作りのほか、独自の調査データに基づく政策提言を精力的に行っている。 その実績が買われ、WWFジャパンの会員には大手企業が名を連ねる。トヨタ自動車や富士ゼロックス、荏原製作所は年間100万円以上の会費を支払い、大阪ガス、清水建設、凸版印刷、三菱製紙などの20社は20年以上も会員として活動を支えている。 多くの企業からの信頼を勝ち得た理由の1つは、企業に遜色のない業務の進め方や組織運営手法にある。今年5月に大手都市銀行の管理職からWWFジャパン事務局長に転身した樋口隆昌も、「NGOだからといって違和感はなかった」と明かす。 個々のプロジェクトはPCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント)という管理手法で計画、実施、評価し、改善につなげる。企業でいうところのPDCAサイクルだ。PCMはもともと開発援助事業向けに考案されたプロジェクト管理の手法で、国際協力事業団(JICA)などの援助機関が採用している。 WWFジャパンがプロジェクトを立案する時には、目指す成果とそれを測る指標も決める。自然保護の成果は数値で測りにくい上、短期で結果が出にくい。「森林認証面積の拡大」などWWFジャパンだけの努力では達成できない目標もある。 そこで、例えば森林認証の場合、「森林経営者向けに森林認証に関するシンポジウムを年3回開催し、主要な経営者の3割以上に出席してもらう」など段階的な目標を設定。達成できなければ原因を分析し、改善策を検討するという手法を使う。 ハイレベルな研修で職員育成 WWFの中堅管理職向けの研修コース「WWFカレッジ」では、ドイツ、オランダ、スペイン、インド、メキシコ、セネガルなど世界各国のWWF職員が交渉術やコミュニケーション技術、プロジェクト管理、キャンペーン手法、個人の能力開発などを学ぶ。期間は1年半。カレッジという名のごとく研修は単位制だ。 期間中2回、ヨーロッパや中南米、アフリカなどで約1週間のワークショップが開催され、合計20～30人の各国からの職員が集合研修を受ける。例えばロールプレイでは、開発計画が持ち上がったと仮定。参加者がそれぞれWWF職員、開発業者、地元住民の立場に立ち、模擬討論を行なう。WWFカレッジに参加した業務室ビジネスパートナーシップマーケティンググループ長の栗野美佳子は、「NGOの職員は、内輪の論理に陥りがち。ロールプレイを通して相手の立場や主張を知り、その上で地元住民に効果的に訴える方法が見えてくる」と言う。 各国に戻ってからはインターネットを使ったオンライン講座を受講。1科目7～8週間で、毎週のように英文レポートの提出が求められる。レポートは外部の専門家がチェックし、コメントが返される。1日でも提出が遅れれば、その科目の単位は取得できない。カレッジの卒業は容易ではないため、WWFジャパンでも修了者はまだ3人しかいない。 活動の成果をどう測るか			

WWFジャパンの収入の約5割は個人から、約3割は企業からの会費や寄付で賄われている。資金調達の体制も環境NPO・NGOの中で群を抜いて整っている。資金調達を専門に行なう職員は現在16人。企業向け、個人向け、通信販売の3部門に分かれ、後方支援を行なう事務職員やパート職員もいる。企業部門は、自然保護を担当する職員の立案したプロジェクト計画を持って企業を訪問。プロジェクトの成果目標や指標、企業が参加するメリットを明確に提示して資金提供を求める。

WWFジャパンが資金調達に長けているのは、WWF誕生の経緯にも理由がある。WWFは、もともとは世界各国の政府機関やNGOが会員となっている国際的な自然保護機関、IUCN(国際自然保護連合)のための資金集めの団体として発足した。しかし自らも活動を行っていないと資金集めに説得力がないと考えて、自然保護活動を始めた。

そんなWWFジャパンにも悩みがある。それは「組織全体の活動成果をどう測るか」と、企画調整室室長の清野比咲子と言う。自然保護活動の成果は、企業のように売上高などの数値で測れないからだ。「成果の指標の1つは団体の認知度。認知度を上げて社会的な影響力も高めていきたい」。事務局長の樋口は、こう意気込みを語る。(敬称略)

収入と支出の内訳(2004年度)

成果を上げた主な活動

1965年:発見されたばかりのイリオモテヤマネコの保護・調査を実施1979年:「WWF・中国ジャイアントパンダ・プロジェクト」を開始し、初めて国際的な野生生物保護プロジェクトに参加1996年:環境省の委託を受け、「シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」事業を開始2000年:石垣島白保にサンゴ礁保護研究センターを設置し、海域の調査を開始2002年:森林認証製品の開発、利用を促進する企業のグループ「WWF山笑会」を設立、事務局を運営2003年:佐川急便と「クライメート・セイバーズ・プログラム」を開始「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」を設立。世話人として参加九州・有明海の干潟保全を支援する「有明海プロジェクト」を開始2004年:「WWF・ブリヂストンびわ湖生命の水プロジェクト」を開始2006年:ソニー・ミュージックコミュニケーションズと協力してオフィスビルのCO2削減活動を開始

名称世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)代表者会長大内照之設立1971年9月職員数66人(2006年3月20日現在)会員数個人約2万人法人約300社年間収入7億4179万円(2004年度)所在地東京都港区芝3-1-14日本生命赤羽橋ビル6F電話番号03-3769-1711URL<http://www.wwf.or.jp>

石垣島白保の調査(左)。佐川急便との温暖化ガス排出量削減(上)など企業との協業にも積極的に取り組む

記事タイトル	Shizuoka経済ナビ＝環境コミュニティビジネス軌道に－グラウンドワーク三島(三島支局・田中実)		
掲載誌	静岡新聞社	掲載日	2005/05/08
本文			
■ソバ栽培や間伐材加工－地域活性、企業も後押し 市民、行政、企業のパートナーシップによる身近な環境改善に取り組むNPO法人、グラウンドワーク三島＝GW三島(事務所・三島市本町、緒明実理事長)の環境コミュニティビジネスが三年目を迎えた。環境問題を解決しながら地域を活性化しようという県内では初の試み。経済産業省のモデル事業として関係者の注目を集めていたが、柱となる二事業の基盤もほぼ固まり、今年は飛躍が期待できそうだ。 GW三島は源兵衛川の再生やミシマバイカモの復活、ピオトープづくりなど具体的な実践活動を展開。現在、約二十市民団体が関わっている。 環境改善のNPOがビジネスに取り組むのはなぜ—との疑問に渡辺豊博GW三島事務局長は「補助金や助成金に頼らない独立性・自主性を担保するには安定的な資金調達の仕組みづくりが必要」と答える。 初年度は放置竹林や間伐材を原材料に使い、木製品加工に取り組む「せせらぎシニア元気工房」を設立。さらに廃棄処理されていた箱根西ろくの高原野菜を利用しての加工製品づくりなどにも取り組んだ。			

二年目の昨年度は放置竹林で約二百本伐採し、荒廃した里山のスギ・ヒノキも約三百本を間伐して、もろ箱や青竹豆腐(容器)などに加工して販売し、約二十五万円の事業収入を上げた。

さらに箱根西ろくの休耕地約一千平方メートルを借地してソバを栽培、三十キロを収穫した。今年度は栽培面積を三倍に拡大、本格的なソバ・小麦栽培に着手する。

食品プロデュース会社「食彩工房」の秋山高男営業統括は「地域活性化が経済活動を後押しする。その地域活性化になる環境改善に協力したい。付加価値のある食品を開発することで皆が笑顔という状況を生み出したい」とかかわりを説明。

本年度は収穫したソバや小麦を使った「箱根西ろくそば・うどん」というブランドを確立し、三島、県内、県外で販売することを検討している。GW三島は開発製品をイベントなど機会あるごとに販売していく。

二年間で約五百万円の補助を受け事業構築に取り組んだ。大きな収益はまだないが「今後リタイアする団塊世代の活用や雇用の受け皿になる。地域社会の質やニーズを満たす事業。基盤が整った今年からが勝負」(渡辺事務局長)という。

さらに渡辺事務局長はGW三島の課題として「生産、販売の流通システムの確立 定期的な出店による固定客の確保 安定的な人材の確保や販売ノウハウの習得」を挙げている。

(三島支局・田中実)

環境コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体となり、ビジネスの手法を使って解決していくコミュニティビジネスの「環境版」。GW三島は12年にわたる活動で培ったネットワークを駆使。地域で眠っていた人的資源や環境資源を活用し、環境問題の解決にも結びつく二つの事業を地域企業、団体からノウハウや技術、活動場所の提供などの支援を受けて展開している。

記事タイトル	寄付もうひとつの生活経済] (1) ファンド・レイザー (連載)		
掲載誌	大阪読売新聞朝刊	掲載日	2004/12/08
本文			
NPOに欠かせぬ資金調達の“プロ”経営感覚、積極的に新規開拓			
街角で募金を呼びかける声が師走の風にまじる。今年は新潟・中越地震被災地への支援も含まれるが、寄付への意識はどこまで深まっているのだろうか。「公益組織への寄付は、市民社会を支えるもうひとつの生活経済」という学識者もいる。現状をみてみた。(山畑洋二)			
ニューヨーク五番街の超高級ホテル。蝶(ちょう)ネクタイやドレスの紳士淑女が集うパーティーで、公益的な団体への寄付を取り付けるため、テーブルごとに笑顔をふりまく人たちがいる。「ファンド・レイザー」と呼ばれる資金集めのプロだ。			
大西たまきさん(36)は、芸術活動の経営を学ぶため七年前に渡米。ニューヨークの社交界を相手にする日本人ファンド・レイザーの草分けだ。カーネギーホールや米公共テレビ局「Thirteen / WNET」に籍を置き、資金を調達してきた。			
日本でもおなじみの番組「セサミ・ストリート」を生んだ同テレビ局は、寄付金主体で運営されている。二〇〇二—〇三年度は教育番組部門の総収入の八割(1億4200万ドル)が寄せられた。			
大西さんは年1500ドル以上の大口寄付者約二千人を担当。「米国では、慈善事業とともに大口寄付は、社会でのステイタス。寄付を求めることも当たり前。とにかく対話し、ネットワークづくりに努めた」という。			
米国の年間寄付総額は推計で16兆4000億円。日本(1500億円)の百倍以上だ(二〇〇〇年調べ)。福祉や国際交流からオーケストラなどの芸術部門まで賄われていることが多い。ハーバード大学やメトロポリタン美術館なども寄付金で創立されたことは知られている。			
公共的な団体の多くはファンド・レイザーを抱え、資金調達者協会の登録者だけで約二万六千人がいる。「それぞれの積極的な募金活動が、公益活動全体のPRにもなり、長い歴史の中で、地域の隅々まで入り込んでいる」と大西さんは社会に根付く寄付文化を指摘する。			
日本ではファンド・レイザーはまだ知られていない。「だが、日本でも非営利組織(NPO)のマネジメントには欠かせない存在になる」と国際援助NGO(民間活動団体)「日本フォスター・ブラ			

ン協会」(東京)で資金調達を総括している平野祐司さん(49)は将来を見透かす。

厳しい環境に苦しむ子どもたちを支える「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」(同)は今年春、資金調達部門を強化。部員六人をすべて企業の実務経験者でそろえた。

外資系金融機関でマーケティング経験を持つ小泉美礼さん(41)が新部長に。「最少コストでいかに資金を集めるか。受け身ではダメ。経営感覚を研ぎ澄ませる必要がある」。大口寄付者の新規開拓を徹底させる。

同法人は、〇三年度の収入のうち、七割強の約3億500万円が寄付金。郵便振替やコンビニに置いた募金箱へ匿名の浄財が多い。スタッフの渡辺愛さん(30)は「一度きりの寄付者のみなさんともつながりも深め、次回の継続や増額もお願いしていきたい」と話す。多くの匿名の寄付者で支えられている同法人は、まだ恵まれている方かもしれない。

非営利組織の運営に詳しい大阪大教授の山内直人さんは「日本でNPOが寄付を得るには、相続資産などの寄付に対して税を優遇するなどの制度整備を急ぐとともに、NPO自身が、活動の意義をわかりやすく説明するなどして、積極的にファンド・レイジングを展開することが必要だろう」と話している。

日米の寄付市場を比べると、寄付した世帯の割合は日本77%、米国70%とあまり差はない。しかし、1世帯当たりの年間寄付額は日本が平均3200円(2人以上世帯)、米国が9万8800円と30倍以上の差がある。

これは国民生活選好度調査(2000年)と米募金協議会の1998年時点の資料から当時の為替レート(1ドル=131円)で算出した=グラフ参照。

記事タイトル	地域の資金をNPOに——環境・福祉に投入、市民ネットを生かす。		
掲載誌	日本経済新聞朝刊	掲載日	2004/02/23
本文			
市民などから集めた資金を環境や福祉事業を手掛ける個人、非営利組織(NPO)などに融資する「金融NPO」が各地で誕生している。多くのNPOが資金調達面で不安を抱えるなか、「自分のお金を地域に役立てたい」という住民の支援で新たな貸出先となりつつある。一方で、融資審査の厳しさや出資金不足などを指摘する声もあり、金融NPOが広がっていくには克服すべき課題も多い。 自然エネルギーの普及へ、人気ミュージシャン三人が「銀行」を立ち上げた。 坂本龍一、小林武史、桜井和寿(ミスター・チルドレン)氏らが設立した「アーティストパワーバンク」だ。三人が中心となり一億円を出資し、太陽光・風力発電施設の設置などを考える個人や団体に年一%程度の金利で融資する。東京都への貸金業登録を終え、三月中にネットで融資の募集を始める予定だ。 実務は東京・江戸川区の未来バンク事業組合(田中優理事長)が代行する。 未来バンクは金融NPOの元祖的存在。「自分たちの預貯金が無駄な公共事業などに回されている現状を変えたい」と一九九四年に発足した。現在の組合員は約三百四十人で、出資金は一億一千万円。環境分野で活躍するNPOや障害者が働く商店などに累計四億八千万円を融資してきた。最低一万元以上出資することが融資を受ける条件だ。 返済が遅れている債権が二〇〇三年三月期で約二百二十万円あるが、貸し倒れはゼロ。ボランティアで参加する会計士や税理士らが事業計画を審査し、「市民活動で培ったネットワーク」(田中理事長)を武器に融資先を選ぶ。出資金に元本保証はなく、配当もこれまでゼロだが、出資の申し出が相次いでいる。 横浜市の女性・市民信用組合(WCC)設立準備会(向田映子代表)。五百を越す個人・団体が計一億千万円を出資し、高齢者福祉施設やリサイクル店の立ち上げ資金などを無担保で融資してきた。出資者の九六%は女性だ。 神奈川県厚木市のNPO法人ViViはWCCから千万円を借りて昨年四月に市内に認可保育所を開設した。事務長の高橋恵美子さんは「安定収入や担保がない主婦などには銀行はお金を貸してくれない」とWCCの必要性を強調する。 これまで貸し倒れはなし。「特定の個人が突出していないか」など独自基準で融資の是非を決める。向田さんは「既存の金融機関は市民活動への知識が不十分」と話す。正式な信組にな			

れば預金も集められ、事業を拡大できる。

金融NPOはまだまだ小さな存在だが、地域のお金を地域で生かすという地域金融の原点を見つめ直す役割を担っている。

地方自治体も非営利組織(NPO)支援策を強化している。NPO法人「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」が昨年三月に実施した調査では、都道府県の半分、市区町村の二割がNPO向けの補助制度を設けている。

地方税の減免措置も法人住民税(均等割り)ではすべての都道府県が実施し、不動産取得税も三分の一が軽減している。

しかし、NPO向けの融資制度があるのは群馬、山形など四県と杉並区など三市区だけ。NPOには信用保証協会の保証が原則として付かないため、自治体も二の足を踏んでいる。利用状況も低調。群馬県の今年度の融資実績は一件五百万円のみだ。

一方で、「しっかりした資金計画を作れないNPOが少なくない」(シーズ)のも事実だ。営利追求が目的ではないとはいえ、長期的な視点を踏まえたうえで事業計画を立てる姿勢がないと、金融機関の理解は得られそうにない。

【表】市民団体を主な融資先とする団体

団体名(所在地等) 融資条件など

未来バンク事業組合(東京・江戸川区、田中優理事長、94年設立)原則年3%で無担保。連帯保証人は必要。融資限度額は出資額の10倍。短期のつなぎ融資は同100倍。出資金は1万円以上

女性・市民信用組合設立準備会(横浜市、向田映子代表、98年設立)年2—5%で無担保。連帯保証人は必要。融資限度額は1000万円または出資金の20倍以内。出資額は10万円以上

北海道NPOバンク(札幌市、杉岡直人理事長、02年10月設立)年2%で最大200万円まで融資。融資期間は1年以内。無担保だが、連帯保証人が最低1人必要。出資金は1万円以上

NPO夢バンク(長野市、表秀孝理事長、03年8月設立)年度内に融資業務を開始する予定。無担保。連帯保証人は必要。金利は年2%以上。融資限度額は300万円で期間は3年以内

東京コミュニティパワーバンク(東京・新宿区、坪井真里理事長、03年9月設立)6月ごろから融資案件を募集。年2%前後。融資限度額は原則1000万円または出資金の10倍。出資金は個人5万円以上、団体15万円以上

記事タイトル	NPO翔る(20)小口資金の受け皿——ネット募金に個人の支持(ドキュメント挑戦)		
掲載誌	日本経済新聞夕刊	掲載日	2003/05/27
本文			
NPOにとって最大の悩みは資金だ。政府資金は多く流れているが、問題は民間だ。低金利で財団や公益信託など基金型助成が行き詰まる中、個人寄付に活路を見いだそうとする試みが盛んだ。			
アースセクター株式会社取締役、坂本文武(28)はネット上で寄付を集めるNPO応援ポータル、ガンバNPO.net(www.GambaNPO.net/)を二〇〇一年に立ち上げた。NPO三十六団体を登録し、一年間に七百件、三百二十万円の寄付を集めた。			
一応軌道には乗ったが、大きな壁にぶち当たった。「米国ではNPOを支援する企業は当たり前。しかし日本では思った以上に“見栄え”がよくなかった。NPO支援をビジネスに育てたかったが……」			
〇二年十月、ガンバの運営は、NPO、パブリックリソースセンター(www.public.or.jp)に引き継がれた。			
ネット募金には特徴がある。反応がいいのは国際協力や環境だ。わかりやすいし、アフガニスタンなどマスコミで話題になると寄付は一層集まりやすい。意外なのは寄付者の七割が男性ということ。特に三十代の男性が多い。			
こういう背景を知り、事務局長の岸本幸子(45)は戦略を練った。ひとつはNPOにガンバを募			

金キャンペーンの決済システムとして使ってもらうことだ。

NPOにとって寄付依頼の振り込み用紙を郵送するのは切手代がかかるし、寄付する側もわざわざ振り込みに行くのは面倒。NPOのサポーター層である主婦やシニアと違い、忙しいサラリーマンを狙うならネットの方が有利だ。夜中にほろ酔い気分で帰宅し、パソコンを開いた時にふと寄付したりするかもしれない。実際、寄付決済をネットに切り替えたことで、募金が増えた例もある。

もうひとつは、ニュースなどの情報サイトからリンクの網を張る戦略だ。初めからNPOに寄付しようとガンバにアクセスする人は少ない。時の話題を追っているうちに、アフガニスタンやイラクなど寄付サイトをのぞく人が多いからだ。

パブリックリソースセンターでは、ネット上以外にも寄付の受け皿を編み出そうとしている。「日本には、企業などから一千万円以上大規模な寄付を受け入れる仕組みとしては財団や、日本NPOセンターが設立母体となった市民社会創造ファンドなどがある。しかし、小口寄付となると、せんだい・みやぎNPOセンターのサポート資源提供システムくらいしかない」というのが岸本の分析だ。

米国のユナイテッド・ウェイなどで働いた経験から、地域のお金を地域で回す仕組みが不可欠と痛感している。いま、ペットボトルの回収で商店街と協力したり、農作物の収穫ツアーで生協と連携したりして、地域独特のファンドを作る仕事に奔走している。

将来は企業での職場募金、給与からの天引きで寄付してもらう仕組みも考えるつもりだ。「政府資金ばかりではNPOが下請け的な存在になりかねない」と岸本。自由度の高い小口資金を組織的に集め、循環させることで、地域のニーズに応じた新しいサービスを提供するNPOを支えることができる。＝敬称略(編集委員原田勝広)

記事タイトル	NPOが“債券”発行、富士山クラブ、1002万円調達——ツアー収入を返済原資に。		
掲載誌	日経金融新聞	掲載日	2002/09/11
本文			
富士山と周辺の環境保全に取り組む非営利組織(NPO)、富士山クラブ(静岡県三島市)は会員向けに「NPO夢債券」を発行し活動費千二万円を調達した。山梨県内に活動拠点を設ける費用に充てる。			
夢債券は法人向けが一口十万円、個人向けが同二万円。三法人が五百三十万円、個人七十六人が四百七十二万円を購入した。NPOと会員間の金銭の貸借契約にあたる。			
富士山クラブは、国の助成金千万円と合わせて二千万円で西湖に近い旧・西浜小学校根場分校(足和田村)を改修する。分校は一八九二年創立、一九六七年に廃校。九八年までは宿泊施設として使われていた。改修後、自然観察などのエコツアーやボランティア体験の拠点として活用する。			
夢債券購入者には、十年後に元金に〇・二%を上乗せして一括返済する。エコツアーの収入から毎年百万円を積み立てるなどで返済の原資を確保する。			
富士山クラブは一九九八年設立。個人千三百四十七人と二十七法人の会員を抱え、事業規模は六千八百六十一万円(二〇〇一年度)。			
静岡県内にはNPO法人は約二百あるが、多くは「担保がなく金融機関からの借り入れは困難」(県NPO推進室)という。富士山クラブは将来の事業収入を裏付けとして事業資金を確保する方法を考案した。(静岡)			

記事タイトル	特集1 - NPOを活かせ！ - 総論 - NPOとの連携で企業価値を高めよ - 新規事業, 需要発掘, ブランド力向上...		
掲載誌	日経エコロジー	掲載日	2005/05/08
本文			
企業と環境NPOとの連携が以前より深くなり、バリエーションが増えている。かつては企業がNPOに寄付するだけの付き合いが多かったが、現在は互いに専門性を認め合い、共通の目的を達成するビジネスパートナーと見る傾向が出てきた。 日経BP環境経営フォーラムが昨年11～12月に会員企業に対して実施したアンケートでは、「環境NGO・NPOを支援もしくは協働したことがある」と答えた企業は、53社(有効回答)中39社(74%)に上った。協業の形態は、寄付(27社)とほぼ肩を並べて、協働プロジェクトの実施(21社)が多かった。 協働する分野は、「日本での環境教育・環境啓発活動」「社員のボランティア活動」「日本での自然保護・環境保全活動」と社会貢献的な活動が最も多く、「ステークホルダーダイアログ」「環境報告書の企画・評価」と続く。 連携が深まっている背景には、企業にとって環境NPOと付き合うメリットが増えてきたことがある。23～31ページの事例で見てきたように、NPOとの付き合いによって、自然学校という新規事業への進出や、新しい需要の発掘、地域でのネットワークの構築、環境イメージの向上など、企業単独では得られない効果が期待できるからだ。 NPOが商品の環境配慮を宣伝 協業の際に企業が環境NPOを選ぶポイントをいくつかの例から見てみよう。 まずは商品化に結びついた例である。現在開催中の愛知万博の公式売店で使用されている紙袋。これには、紙袋メーカーのザ・バック(大阪市)と日本リサイクル運動市民の会との協業で生まれた、サトウキビの搾りかす(バガス)を材料にした非木材紙が使われている。 バガス紙の紙袋が最初に商品化されたのは1993年。日本リサイクル運動市民の会の高橋広明氏が、ザ・バックのマーケティング部の平田通文氏を訪ねたことがきっかけだ。当時はまだ、「市民団体」というだけで製紙会社や印刷会社がアレルギーを起こす時代だった。 高橋氏は自分たちが草木から作った紙のサンプルを見せ、非木材紙の必要性を語った。トマト、バナナ、チューリップ…。そして、「一緒にやりませんか」と平田氏に持ち掛けた。 環境問題をテーマに何か商品開発ができないかと考えていた平田氏は、紙の材料を木材から置き換えるのは面白いと思った。良い材料に出合えば製品化できると確信し、「探してきてくれ」と高橋氏に任せた。 なぜ全面的に任せたのか。「市民団体なのにビジネスマインドを持っている、過去に実績がある、そして高橋氏に熱意があったから」と平田氏は言う。 高橋氏は市民団体のフットワークの軽さで各地を飛び回り、草木の材料を集め、紙を試作しては平田氏を訪ねた。試作した紙は20種類に上る。しかし商業ベースに乗る材料は現れない。6カ月間はダメ出しの連続だったが、高橋氏は提案を続け、ついに安定供給が可能な台湾製のサトウキビの搾りかすに出合った。 大王製紙を巻き込み、3者で商品化の契約を締結。紙袋の商品化に際して、ザ・バックは2つの仕掛けをした。1つは、市民団体と協業した環境配慮製品であることを宣伝し、企業の代わりに市民団体に「環境」のことを語ってもらった。 もう1つは、この紙袋の売り上げの0.5%を森林保護基金として積み立て、市民団体の環境活動に使う仕組みを作った。これらは商品の環境イメージを上げ、バガス紙の紙袋は発売から3年間で11億円を売り上げるヒット商品になった。 その後、ケナフやアシ製の紙袋も商品化。ザ・バックは、現在は独立してNPO「地球と未来の環境基金」を作っている高橋氏と協業し、森林保全活動を展開している。 一方、ブリヂストンは、企画力のあるNPOとの協業で、地域のNPOや行政を巻き込む環境保全活動を展開している。同社はWWFジャパンと協業して、昨年9月から琵琶湖の環境保全活動を実施している。「琵琶湖に彦根工場があるが、琵琶湖をテーマに何か一緒に活動できないか」と、ブリヂストンがWWFジャパンに協業を求めた。			

WWFジャパンはちょうど琵琶湖の外来種や湧水ゆすい源の調査を始めていた。そこでブリヂストンの彦根工場を拠点にして、同社の従業員にもこの調査に参加してもらう活動を企画。さらに琵琶湖周辺のNPOにも参加を呼びかけ、滋賀県立琵琶湖博物館も巻き込んだ。この調査に博物館経由で文部科学省の「子供の居場所プロジェクト」の助成金も取り付けた。

4月2日、琵琶湖の魚類調査「お魚ネットワーク」には、ブリヂストンの従業員と家族など、地域の50数人が集まった。

ブリヂストンの加唐巧ブランド推進室長は、「地域貢献ができ、工場の従業員や家族も巻き込んで参加してもらい、環境に対する意識を変えていける事業であることに意義を感じた」と言う。

活動期間は3年間。ブリヂストンが3620万円、文部科学省が2000万円を供出する。「3年後に琵琶湖の魚の分布マップを完成し、保全計画を作る」のが目標だ。

このプロジェクトのため、WWFジャパン自然保護室の水野敏明氏が琵琶湖に移住し、多賀町博物館やNPO「うおの会」など地元NPOを連携させるネットワークを作っていた。

「ネットワーク力のあるWWFジャパンだからこそ、ブリヂストンと地元NPO、行政をうまくつないでくれ、理想的な環境保全活動になった。WWFジャパンが入らないと実現は無理だった」と、加唐室長はうれしそうに話す。

ブリヂストンは将来的に、同社の技術を琵琶湖の水質浄化に利用できないかと期待している。NPOとの付き合いで新規ビジネスが生まれるかもしれない。

小さなNPOを選ぶ

組織力のある大きなNPOより、新しく小さなNPOとの付き合いを重視する企業もある。例えばコスモ石油だ。支援するNPOは、中心人物の活動の動機がより具体的で経験に基づいたものを条件に選ぶ。支援例として、登山家・野口健氏の環境学校がある。環境活動を通じてその個人がいかに説得力のあるメッセージを発信するかを、コスモ石油は重視する。

コスモ石油はNPOと実施する環境保全活動を広告宣伝しており、メッセージを社会に発信している。それもまた、人々の関心を環境問題に向かせる社会貢献だと考えるからだ。

同社はパプアニューギニアで、熱帯雨林を保全するための農業支援活動をNPO「オイスカ」と共同で実施している。だが、かつてオイスカの現地NPOは、広告宣伝によって自分たちが利用されているのではないかと誤解したことがあった。「企業のイメージ向上と、環境活動や社会貢献は二律背反でなく、補完し合うものであることを話し合う中で、NPOと理解し合えた」とCSR・環境推進室の河田聡史担当室長は言う。

オイスカとの協業はその後順調に進み、現在、保全した熱帯雨林をCDM(クリーン開発メカニズム)プロジェクトとして認めてもらうため、森の状況などを評価してもらっている。

企業がNPOに期待するもの

企業はNPOと協業する際、目標に共感できるか、専門性はあるか、企画力・提案力はあるか、提案を実行するための具体的な方策を持っているか、ビジネスマインドはあるか、など様々な点をチェックする。

日本のNPOの最も弱い点はマネジメント能力だ。企業の社会的責任(CSR)の支援やNPOの経営コンサルタントを手がけているウィタンアソシエーツ社の坂本文武氏は、「事業計画書はあっても、年間予定表がないNPOも多い」と言う。また、活動の成果や実績をどう示すかも難しい問題だ。坂本氏は企業のCSR担当者から、「提供した資金が割に合っているのかどうかの指標がほしい」とこぼされることが多いという。

良い協業をするために、坂本氏はこうアドバイスする。まず、企業もNPOも問題意識を出し合い、接点を見いだしたら、目標を一緒に立てる。その目標の到達度を調べるため、成果の測定方法を担当者レベルではっきり決めるべきだという。

付き合い合うNPOを見定めるのに王道はなく、地道に相手を知るしかない。約100団体の環境NPOと付き合いしてきた損保ジャパンは、「オフィスを訪れ、現場での活動を見る」(損保ジャパン環境財団の山中千花氏)。過去の実績や決算報告をホームページや資料で見れば、マネジメント能力もある程度は推測できる。

同社は、社会貢献プログラムを評価する独自の指標も持っている。公益性、独自性、先進性、拡張性、地域への貢献、パートナーシップ、人作り、イメージアップの8つの指標で評価。同社が取り組むべき優先順位を付け、支出金額のガイドラインを策定している。

日本経団連自然保護協議会は、企業と環境NPOの交流会を毎年開催している。今年は3月24日に開き、企業から50人、NGOから46人が参加した。NGOが自身の活動を紹介するパネルを展示し、企業の担当者と熱心に議論する姿が見られた。

経団連自然保護基金はアジア太平洋地域を中心に国内外のNGOの自然保護活動を支援し、2005年度は60件を選定し、合計1億5000万円を助成する。

「日本には小さなNGOが多く、そうしたNGOの育成を目的にしている」と、協議会の真下正樹顧問は言う。支援されたNGOは毎月報告会を開き、企業の担当者が自由に聞ける。ウェブサイト上に、企業とNGOの交流プラザ(<http://www.keidanren.or.jp/kncf/plaza.html>)も設けた。

「NPOと自然保護の分野で付き合うことで新しい事業が生まれ、会社の新しい動きになるかもしれないと期待する企業が増えている。自然保護に自社の技術を生かせないかと考える企業もある。そうした姿は経団連としても好ましい」と真下顧問は話す。

NPOとの連携によって企業価値が高まり、新しい可能性が広がる時代がやって来ている。

日経エコロジーは、日経BP環境経営フォーラムの会員企業50社を対象に、4月上旬、「環境NGO、NPO」企業アンケート調査を実施した。その結果、付き合いのある団体で最も評価が高かったのは日本環境教育フォーラム、付き合いは無いが評価する団体では、WWFジャパンがトップになった。企業の生の声だけに参考になりそうだ。

企業が環境NPOを見る際のチェックポイント

- ・明確な問題意識と具体的な目標を持っているか
- ・専門性があり、それに基づく企画力・提案力があるか
- ・プロジェクトを遂行する組織力・マネジメント能力があるか
- ・しかるべき実績を上げられるか、過去の実績はどうか
- ・地域社会や他のNPOとのネットワーク力があるか
- ・企業の立場や文化を理解できるか
- 企業とNGO、NPOの協業調査

注) 日経BP環境経営フォーラムの会員企業に対して昨年11～12月に行ったアンケート。有効回答数は53社

4月に琵琶湖で実施された魚類調査「お魚ネットワーク」。ブリヂストンとWWFジャパンの協業で、ブリヂストンの従業員と家族、地域住民が参加

ザ・バックと市民団体との協業で商品化された紙袋(左)。サトウキビの搾りかす(バガス、上の右下)を材料にしている。バガスのほかにも、アバカ、アシ、ヨシ、ケナフなどで紙作りを試した

3月末に経団連で開かれた交流会「企業とNGOのパートナーシップの推進」。NGOはパネルで活動を展示し、企業の環境担当者と交流した

記事タイトル	コミュニティ——NPOと中小企業連合、手結び社会貢献(生活)		
掲載誌	日本経済新聞夕刊	掲載日	2006/11/24
本文			
就労支援・環境教育… 地域の課題共有			
特定非営利活動法人(NPO法人)と企業が手を組む社会貢献事業。大企業が社会的責任(CSR)の一環で取り組むことが多かったが、地域の中小企業が複数で参加する例も目立ってきた。効率は悪そうだが、地域の課題を解決するのに役立つという。 栃木県宇都宮市。システム開発のアイ・シー・エスは七月、一人の若者を正社員として採用した。コミュニケーションが苦手な、昨年まで家に引きこもっていた岡田幸太さん(仮名、25)だ。 きっかけは同市のNPO法人、とちぎボランティアネットワーク(とちぎVネット)が昨年始めた職場研修プログラム。自動車整備工場やギョーザ専門店など地元の中小企業六十五社が、フリーターやニートの研修を引き受けている。「アットホームな雰囲気なので就職に踏み切れた」と岡田さん。 「実社会に少しずつなじんでいける研修を実施したかった」と、とちぎVネットの中野謙作ワー			

キングスクール事業部長は狙いを語る。課題は受入企業の確保だった。県内には大手の自動車工場などもあるものの、地域の人材の活用に関心が高いのは中小企業。スタッフの人脈などを総動員し、中野さんが社長に頭を下げたりして一社一社開拓していった。

受入企業は月二万円を受け取るが、つきっきりの指導は決して楽ではない。池田勇介アイ・シー・エス社長は「研修にかかわるまでNPOのことはよく知らなかった。でも、地元の人を雇う契機になればありがたい」と話す。研修には全体で昨年、今年それぞれ十九人が参加。昨年の参加者のうち十一人が、各社で正社員や派遣社員などとして働き始めている。

NPO法人は全国で二万八千七百超(九月末)。「民」の力で就労支援や環境問題などコミュニティの課題にも取り組む。しかし破綻などで自主解散した団体も九百あまりと後を絶たない。活動をうまく進める一手が、企業と連携する「協働」の技を磨くことだ。

財団法人経済産業研究所のNPO法人活動実態調査(二〇〇五年)では四割が、今後力を入れるべきこととして企業との協働をあげた。しかし課題も少なくない。ある福祉関連のNPOは連携する企業のトップ交代に伴い、急に提供資金が減ったことがあった。相手が大手の場合は資金支援が中心になる場合が多く、NPO法人は経済的に安定する一方、時に下請けのような関係になってしまう。

協働事業に詳しいパートナーシップ・サポートセンター(名古屋市)の岸田真代代表は、複数の中小企業と組むと「地域ならではの課題を共有できる」と指摘。資金援助中心というより、共通の目的を持って社会に働きかけていくタイプの連携になりやすいという。NPO側は説明などに手間がかかる半面、したたかに主導権を保てそうだ。

「こうして粉々にするんです」。兵庫県西宮市にある小学校。総合的学習の授業で子どもたちにガラス片を見せているのは、リサイクル瓶の製造を手がける地元企業、山一商会などの社員たちだ。段ボールでつくった製造ラインの模型の中を生徒が瓶になったつもりで通り、仕組みを体験したりする。

酒どころ、西宮市には瓶のメーカーなどが集積。そこに目をつけたのがNPO法人こども環境活動支援協会(LEAF)だ。大手から中小まで約三十社が、瓶や再生文具などのリサイクルについて出前授業をする仕組みを作り上げた。住民の理解などを促そうと、企業は無償で講義を担当。内容は教師と企業、NPOの担当者が何度も打ち合わせて練り上げる。

「ガラスの金型メーカーに誘われた」と、参加する山村製壺所の山村昇社長。中小ならではの横のつながりが生きたようだ。実は山村さんは小学生の子を持つ父でもあり、環境教育の充実という「住民メリット」を実感している。NPOにとっては「保護者に特定の企業と結びつきすぎだと懸念されることもない」(LEAFの小川雅由さん)。

地域色を生かした連携は広がっている。神奈川県鎌倉市ではNPOが地ビールメーカーなどにわき水を提供、売り上げの1%を環境保全などに役立てている。長野県大町市では地域の中小企業とNPOが小規模水力発電などで手を結ぶ。

もっとも中小企業はCSRの経験が浅いことも多い。無用な行き違いを避けるため「NPOは覚書の作成などしっかりした事務対応が必要」とパートナーシップ・サポートセンターの岸田さん。複数企業をきちんとまとめていく力も試されるといえそうだ。

ご意見、情報をお寄せください。〒100-8065(住所不要)日本経済新聞生活情報部、FAX 03-5255-2682、電子メールseikatsu@nex.nikkei.co.jp

記事タイトル	地球温暖化:防止にバンク企業のCO2削減量を換金,NPOに助成/岐阜		
掲載誌	毎日新聞地方版	掲載日	2006/02/22
本文			
県は新年度から行政、企業、県民が連携して地球温暖化防止に取り組むシステム「G-Ecoバンク(岐阜県地球温暖化防止支援銀行)」を導入する。同バンクに登録した企業が削減したCO2量を金額に換算し、これを財源として環境NPOへ助成金を交付する。行政によるNPOへの助成制度は多いが、企業のCO2削減活動とリンクさせる制度は、環境省も「新しい取組」として注目している。初年度の事業費は外部から採用する専門職員の人件費など300万円。			
参加を呼びかけるのは県内の企業。参加企業はまず05年のCO2排出量実績と06年の排			

出量見込みを同バンクに登録する。省エネ普及指導員やエネルギー管理士ら5人の専門職員がCO₂排出量を客観的に検証し、削減量を金額に換算する。換算のための算定基準は今後詰めていくという。

一方、環境NPOは、助成金を申請するため、同バンクに活動企画書を提出。企画書を基に、環境カウンセラーや学識経験者ら5人の専門職員でつくる審査会が助成の可否や助成金額を決定する。1年目は企業の06年1年間のCO₂削減実績に基づき金額換算するため、環境NPOへの助成金交付は07年からとなる。

同バンクに登録する企業にとっては、CO₂削減に伴う“報奨金”が第三者の環境NPOに渡るため、メリットが少ないことから登録に二の足を踏むことも懸念されるが、県はCO₂削減を実現した企業を表彰したり、ホームページ上で公開して企業活動をPRし、イメージアップを図る。【式守克史】